

ふのは大體はフレトン語であつて、Dol=table, men=stone, 即ち英語の Table Stone の事である。恐らく石器時代頃の墳墓と考へられてゐるが、巨石を以つて作られた原始的な石室の露出したものである。一般に彼の歐洲各地にある所のメンヒル (Menhir, フレトン語 Men=stone, hir=long) 或はクロムレック (Gronlech, ウェルシュ語 Grom=curve, lech=stone) 等と共に所謂巨石記念物 (Megalithic monuments) と稱せられてゐるのであつて、滿洲地方にもその實例がある。八木英三郎氏の滿洲舊蹟志上卷に載せてある所をみると

- 大石礮 普蘭店管内亮甲店
- 小石礮 同上
- 大石礮 九寨驛の西北
- 大石礮 蓋平の東南八九里の地點
- 小石礮 同上
- 石礮 大石橋の北分水驛の東方二里位の地

以上の六ヶ所が擧げてある。此等のものが果して如何なる構造形式を有つてゐるものか、私は遺憾ながらこれが實査の機會を得ない爲めにその詳細を知らないけれども、一般に此のドルメンなるものは極めて簡單なものであつて、嚴格な意味に於ける構造物といふ字に該當するかどうかさへも疑問である。又考古學的の立場からは可成重要なものではあるが、建築史的の立場からみれば、單にかくの如き一種の石造物が或る年數の過去に於いて、當時の人類が造つたといふ事實以外には、そのものが直接その後の建築技術乃至形式に何等の影響を有たないものである爲めに、甚だ重要なものではないのである。又同じ墳墓であるが地下の構造物としては石室墳墓又は石棺があるその實例は滿洲地方にもある。例へば有名な遼陽太子河附近のものはそれであるし、又山東地方にも漢代のものが發見されてゐる。⁽³⁾ 漢代の石造構造物としては、相當にその數も多いが、それ以前のもので現存するものは今後發見せられない限りは至つて僅少である。萬里の長城な

るものが果してどの程度迄始皇帝又はそれ以前のものであるか甚だ明瞭でないが、現存してゐるものの中にその一部があるとして、恐らくは建築史上最も古いものの一つであるであらうが、これも或は秦代若しくその前後の時代と考へられるものは、その構造が甚だ簡單で寧ろ前記のドルメンよりも更らに簡單なもので構造物といふことが出来ない程度のものである。だから今の所では先づ石造構造物は漢代以後のものが建築史上重要な遺物であるといはねばならない。それから磚造構造物であるが、磚は煉瓦の事である。此の焼成せられた煉瓦が建築材料として、その主要な構造に使用せられた例は餘り古く溯ることが出来ない。けれども本書二一項に於いて述べた様にバンペリー氏 (Raphael Pumpell) 一行が、露領土耳其斯坦地方で發掘した都市遺跡からは日乾し煉瓦 (Sun-dried brick) を使用した家屋のあつた事實を確めたのであつて而かもその年代が西紀前數世紀であらうといふ推定が行はれてゐるのであるから、ともかくも一種の煉瓦造の建築は相當古く

からあつたものと思はれる。併し建築史上の重要な遺物中で磚造のもの最古に屬するものは、私の見聞する所では六朝時代の北魏の建てたといはれる河南省登封縣の高岳寺磚塔である (依關野博士)。或る地方では日乾し煉瓦が使用されたことがあるといふ事實は、バンペリー氏の探險シュミット博士 (Dr. H. Schmidt) の研究で西紀前數世紀以前にあることが明かになつた。併しそれはともかくとして焼成された所の磚なるものは、これは相當に古くからあつたものらしく、所謂地上構造物としての遺物は前記高岳寺磚塔が古い所であるが、地下構造物としてのそれは漢代の墳墓がある。近い所では旅順の刁家屯の古墳がその一例であるし、樂浪時代に屬する漢民族の墳墓に此の磚造のものが可成り多いがこれ等の事實からみて支那建築なるものはその起原はともかくとしても、木造建築と共に磚造建築が行はれて居つたといふ事は之れを否定することが出来ないし、従つてこれが又その建築構造法の原則的の區別からみても、興味ある結果となるのであるその

構造法の原則的の區別とは何かといへば、凡そ世界の建築はその構造法の原則からみて二つに區別されるが支那に於いては、その二つながら行はれて居つたといふ事實が證明されるからである。その二つの區別といふのは

一、楣式建築 (Trabeated Architecture)

二、拱式建築 (Arcuated Architecture)

であるが、此の楣式建築といふのはその構造が柱本位であつて柱の上に横木を架け渡して造るものである。此の横木を楣 (Lintel) と稱する所謂楣式 (Lintel System) の名のある所以である。我邦の建築は此の種のもので木造楣式建築である。印度建築も希臘建築も埃及建築も皆大體に於いて石造楣式建築である。又拱式建築といふのは壁本位で出来てゐるものであつて、これに迫持 (Arch) 又は拱を使つたものである。即ち拱式又は迫持式 (Arch System) の名が出たのであつて、アツシリア建築や羅馬建築は此種のものであるが、支那建築は大體に於いて楣式建築である。併し拱式のものも行は

れたといふ事實が前記塼造の遺物に依つて證明されるのである、旅順刁家屯のものにもその例があり、又樂浪時代の古墳には塼造の穹窿天井のものが可成りにある。これは支那民族の間に於ても楣式建築と共に一方には拱式建築が行はれたといふ事實を語るものであつて、頗ぶる興味あるものである。最後の木石塼等の混用されたものはその例が又頗ぶる多い支那に於ける木造建築なるものも實は木材と塼との混用されものであるといふも不當ではない。普通一般に行はれてゐる所の木造建築なるもの多くは、その壁體は塼造としてこれに柱を立て木造の屋根をかけたものである。勿論かくの如き構造法が支那建築本來の特徴であるとは考へられないけれども、宋代に於いて既に行はれて居つたことは、前記の小林寺初祖庵の例に見ても明かである。

註

(1) 我邦に支那式の建築が輸入されたのは推古時代であつて、その形式は

支那六朝式のものであつたが、引き續いて奈良朝時代には唐時代の發達した形式が輸入された。併し平安朝初期に菅原道真を最後に遣唐使が廢されて、支那文化の輸入が絶えると共に、今迄の支那式が次第に日本化されて行つて所謂藤原式の建築が出来上つたのである。これを建築史家は和様建築と稱してゐる所が鎌倉時代になつてから、又支那との交通が開け當時の南宋の建築が禪宗と一緒に輸入された。此の禪宗建築を前の和様建築に對して唐様建築と稱してゐるのである。

(1) 朝鮮古蹟圖譜第一卷及び古蹟調査報告第一冊『平壤附近に於ける樂浪時代の墳墓』参照

(3) 大學紀用第八冊第一號支那山東省に於ける漢代墳墓の表飾、關野博士著

(4) 考古學雜誌六卷七一號所載關野博士著『六朝以前の墓埴に就いて』参照

二五 神仙の宅

神異經の中に神仙の宅の事が述べてある。神仙の説は支那人の好んでなすところであるが、その神仙は霞を喰ひ、雲に乗つてゐるといふことが言はれてゐるが此の不可思議な神仙の住宅はどんなものであるか、今神異經の文を譯出してみよう。

「東方に宮あり青石を牆となしその高さ三仞、左右の闕の高さは百尺、畫くに五色を以つてし門に銀榜あり(榜は文字を記して掲げる版)青石を以て碧鏤して題して曰く天地長男之宮。西方に宮あり白石を牆となし五色元黄、門には金榜あり而して銀鏤あり、題して曰く天地少女之宮。中央に宮あり金を以て牆となし門には金榜あり銀鏤して題して曰く天皇之宮。南方に宮あり赤石を以て牆となし赤銅で門闕をつくる、銀榜あり曰く天皇中女之宮。北方に宮あり黒石を以て牆となし題して曰く天地中男之宮。東南に宮あり

黄石を牆となし黄勝に碧鏤して題して曰く天地少男之宮。西北に宮あり、黄銅を牆となし題して曰く地皇之宮」とそれから尙續いて「東方の裔外には東明山あり青石を以て牆となす。西方の裔外には大夏山あり金を以て牆となす。南方の裔外には岡明山あり、赤石を以て牆となす。西南の裔外には老壽山、黄銅を以つて牆となす。東南の裔外には琮清山あり、青石を以つて牆となす。西北の裔外には西明山あり、白石を以つて牆となす。皆宮あり。蓋し神仙の宅なり。」霞を食つてゐる様な神仙の宅は、さすがに金銀玉石づくめであるが、その場所がはつきりしない。東方にといひ西方にといふ。仲々面白い逃げ口上である。支那の人は不可思議な物語は必ず先づ冒頭に東方にとか西方にとか時も場所も超越して方向丈を示してくれる。日本のむかしむかしといつたお伽噺の發句と好い一對である。何を標準として東方か西方か知らないが恐らく中夏の東方十萬億土とでもいつた見當であろう。併し東方を青色を以つて表はし、西方を白色とし、南方を赤色、

北方を黒色、そして中央を黄色として表はす思想は支那では古いものであつて周の制であらうと思はれる周禮や其の他の古書に見えてゐる。青龍を東に、白虎を西に、朱雀を南に、玄武を北に配する思想も同様であつて、此處に述べてある神仙の邸宅もそれぞれその方向に従つて青石や赤石を用ひてゐるから面白い。

二六 支那の原始美術

支那の土地に残つて居るところの文化の歴史、それはすいぶん古いものである。確實なものともいはれないけれども傳へられる所は人の知るやうに黄帝の時、即ち今から大凡四千六百年程前からである。黄帝以前が、若しも此の土地で過したものとすれば、更らに古いものであらうし、又傳え

られない黄帝以前を想像すると、どの位古く溯るべきか見當がつかない。恐らく人類の歴史と共に始まるものであつて、進化論の話しでも聞かなければならぬ。美術史の取り扱ふ範圍ではない。美術史の取り扱ふ範圍といふ様な、堅苦しいことをいふならば、黄帝頃は愚か、周代も實は怪しく秦漢以後位のものであつて、それ以前は少くとも考古學の領分であるかも知れない。それでは美術とは何をいふのかといふ様な定義の詮索になつて來るが美術とか藝術とかいはれるものは定義が出來て後に作られたものではないから、文化の著しく發達した後世學者の定義を以つて古代の遺物を測定するならば、一つだつて定義通りのものはない。従つて或る定義の下にそれに該當する作品を材料として編み上げた史的叙述が美術史だといふならば、世界の美術史は恐らく二三頁にも満たない寂寥たるものとなるであらう。といつて猫も杓子も、美術史研究の資料であるといふならば、美術史家は到底その資料の多きに苦しみその資料整理の煩に堪へられない。

私は此處で改めて美術史の意義とか使命とかいふものについて議論しようとするのではないが、今日一般に考えられてゐる所の美術といふものはどんな徑路で發達して來たかといふ様な事が述べられる事も、美術史の一つの仕事であるといふ見方からしてその今日の美術なるものを出來るだけ古く溯つて原始の姿で見ること亦美術史家の仕事の一つであらねばならぬ。此の意味に於いて、土器の破片も、貴重な美術史上の資料たり得るのである。文字であるか繪畫であるか分らない頃の所謂象形文字の原始の形態を今日の考へからする繪畫といふ藝術にみようとすることは出來ないけれども、その繪畫の發達の原始の姿であるといふ點からは、矢張り美術史の一頁に入れられねばならない。私は以上の様な考への下に、遺物であるとか又は文献に依つて想像し得るもの等の最も上代に屬するもの即ち原始美術を一瞥して見やうと思ふ。

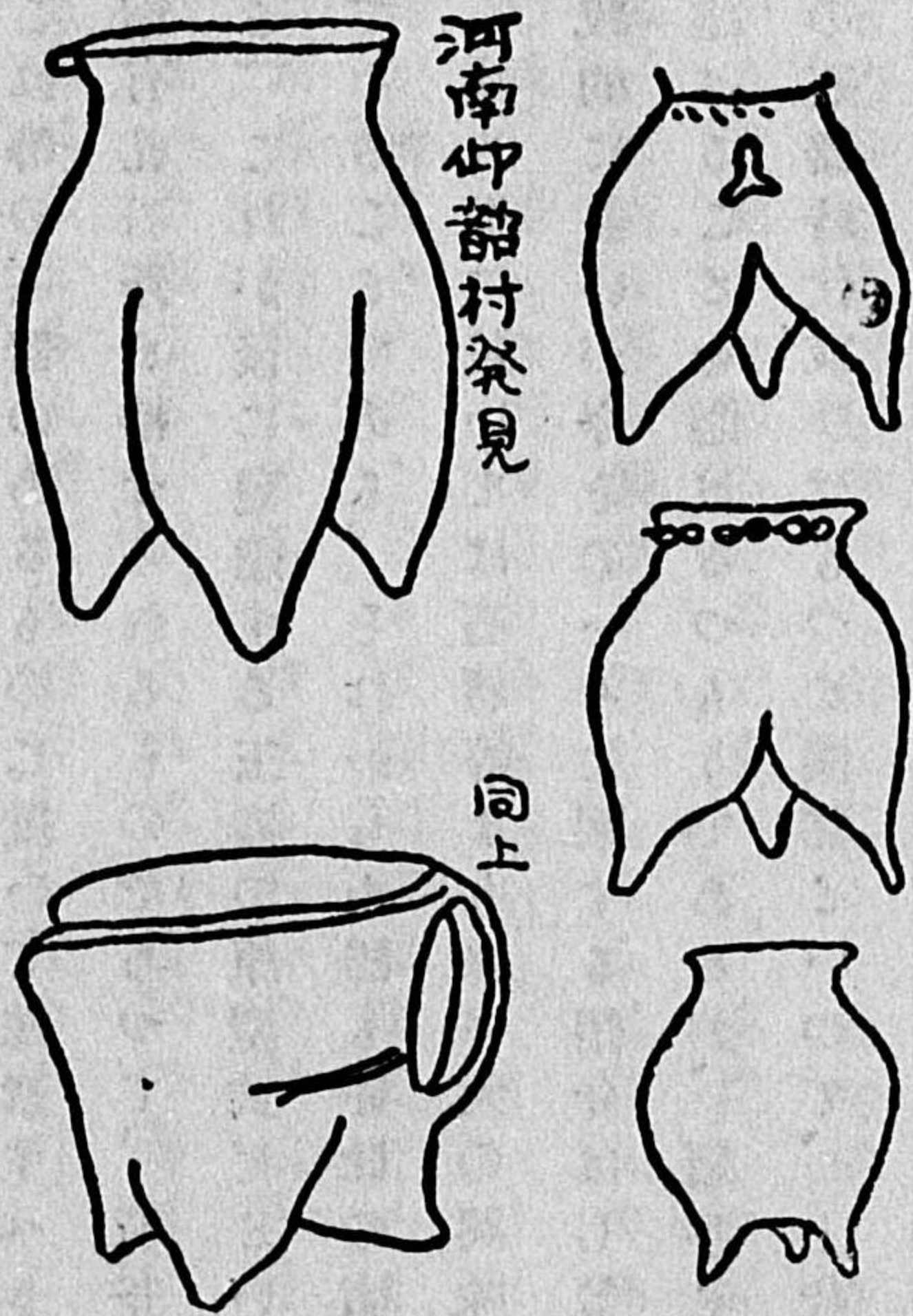
遺物の中で最も古いものといへば先づ石器の類であらう。石製の器物が

主として利器として使用されてゐた時代を所謂石器時代といつてゐるが、支那の石器時代は何時頃であつたかといふに、濱田博士の説では西紀前五世紀乃至二十世紀に溯ることが出来るといふ事であるから、今から約三千五百年から四千年程以前になる。當時の石器といはれるものが支那の各地から発見されてゐるのであつて、陝西、山東、南滿洲の各地から石斧、石鏃、石庖丁等が発見されてゐることは人の知る所である。これ等よりも少し後、即ち金石併用の時代(殷の世)といはれる河南省の殷墟から多數の遺物が発見されたことも世間周知の事實である。此等の石器は、大體に於いて世界何處の民族のそれとも共通の形状を備へてゐるといふ以外に何等注意すべき點もないが、それは石器類の形状に限らず土器にしても其の他のものにしても大體共通のものであるが、これを以つてそれ等を使用した民族の間に、人種的關係があり、又は交通交渉のあつたことを、臆測するものがあるならば早計も甚だしいといはねばならない。これ等の共通

的の性質は恐らく器物の取り得る最簡の形状といふ事と、それが使用の目的を一にしてゐるといふ事とがこの結果を生じたものに過ぎないのである。處がこれ等の石器のあるものに就いて注意すべき特徴の一つがある。それは所謂有孔石斧と稱せられるものであつて、石斧の一部に孔を穿つたものである。これが後に發達する玉器の原型式だといはれ、支那石器の特徴とされてゐることである。それから土器も亦此の頃の遺物の主なるものであつて、或る點に就いては石器等よりは多大の興味がある。學者の研究論文も比較的が多いが今その一々に關する紹介はしないし又土器の詳細に亘つても述べることを避けるつもりであるが、順序として一通りの概説をする。支那の石器時代或ひはもつと漠然といつて、上代(周代以前)に於ける土器類それは主として壺であるが、普通一般の土器類以外にやゝ特徴のあるものが大體三種類ある。その第一は比較的早くから學者に知られてゐる黝褐色の所謂鬲式土器であるが第二は殷墟附近から発見されたといはれるもの

で白色土器であるし、第三は近年河南や甘肅方面で發掘された有名な形式土器である、今此等の三つの系統の土器に就いて簡単な解説をして原始美術の一端を知ることゝしよう。

(一其)圖二十五第



支那上古代兩式土器

に類似した形であつて必ず三つの袋形の脚が附いてゐる、古銅器の鬲は、この形から來てゐるものであるところから、此の鬲式土器が、支那固有の

鬲式土器といはれるのは、此第五十二圖にある様なものであつて、古銅器の鬲

土器と考へられ、又その發見されてくる状態が、屢々石器を伴ふところから、石器時代から存在するものだといはれてゐるし、學者の説に依れば、周代の終り頃迄も此の形式は存してゐたものだらうといふことである。色

内蒙古小庫倫發見



同上

は一般が黝褐色、又は赤褐色を呈して居つて、同表面に簡単な線條が附けられゐる他に、文様二といふほどのものは、施されてはゐない。然し乍ら三箇の袋形の脚

のあるところや、把手の付き方等、全體の形として簡單ながら安定な纏つた恰好をしてゐる。第二の白色土器は、その完全な形のもので、未だ發見されてゐない爲めに、どんな恰好をしてゐるか、明かに知られないけれど

も、その破片に依つて想像すると、甚だ優秀な土器であつて第一の鬲式土器に比べると、所謂貴族藝術に属するものである。破片に依つて、此の土

圖三十五第



片器土色白墟殷

たものだと考へられ、鬲式土器の様な農民式の質素なものかあつた一方には、貴族王侯といふ様な階級の人々の爲めに、かくの如き優秀な土器のあつたことを認めるべきだといはれてゐる。此の白色土器は、有名な殷墟、

器の一般を窺ふと、白の素焼土器であるが、その表面には雷紋が彫りつけられてゐる。然かもその雷紋は頗ぶる巧妙な配置であつて第五十三圖に示したものが、それである。前の鬲式土器などに比べて、餘り優れたものであるので、銅器の鑄型の、雄型ではないかといふ様な説もある様であるけれども、矢張りこれも土器としての用途のあつ

即ち河南省彰德府安陽縣にある所の、殷時代の都の址から發見されたので

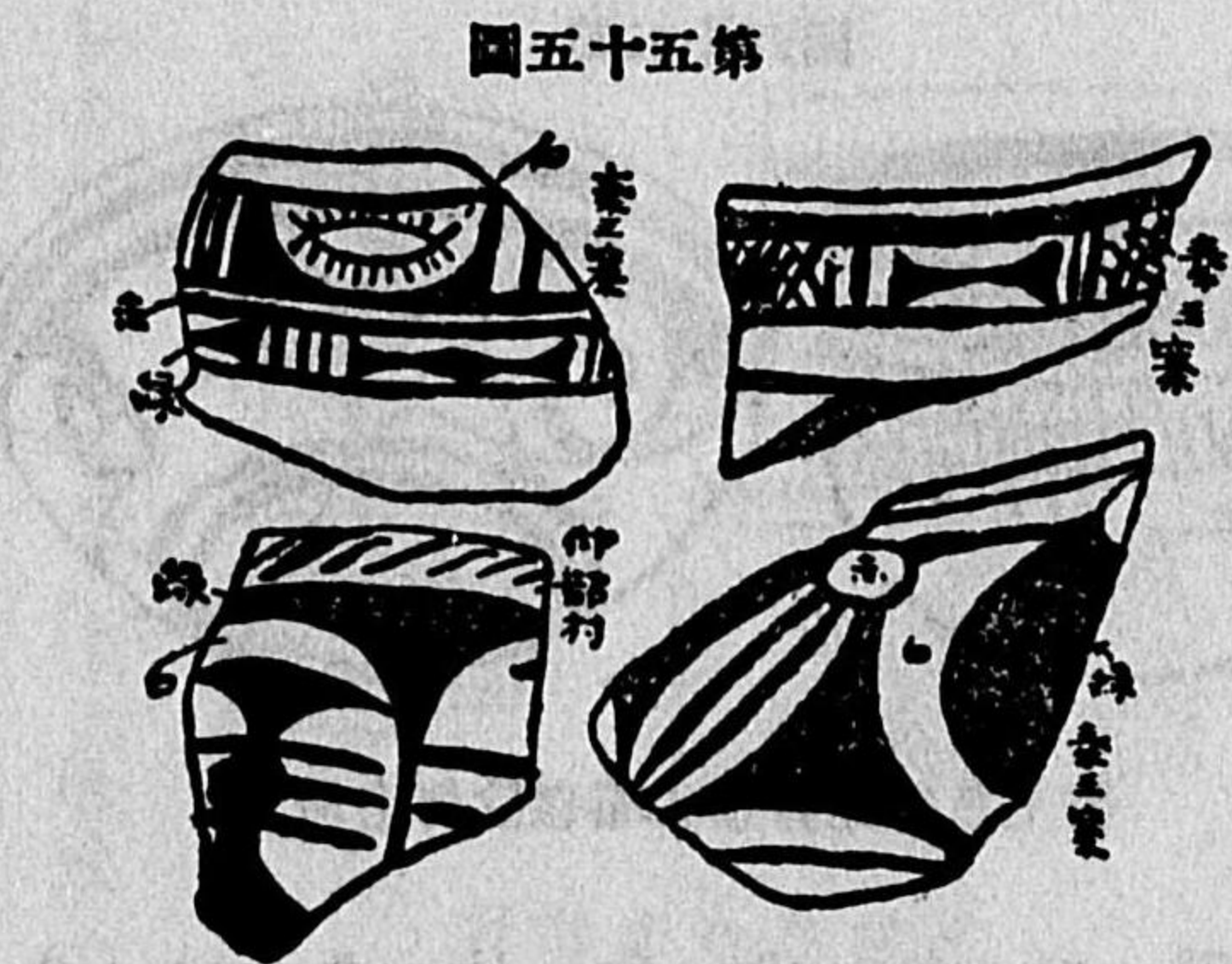
圖四十五第



器土色彩見勞秦王秦縣陰河南河

あるが、此の土器は先づ殷代から周代のものであると考へられてゐる。第五十四圖の彩色土器は、以上に述べた二種の形式のものとは大分趣きが異つてゐるのであつて、外形からいつても比較的變化がある。第五十四圖はその中の二種を示したものであるが、把子のあるものや、首の部分に此圖の左方のものよりも、もつとくびれてゐるものや、平鉢の様なものなどがある。他の土器と比べて、著しい點は、表面に彩色文様が描かれてゐることであつて土器そのもの、素地にも文様そのもの、彩色にも、二種類ある。素地には灰色のもの、赤色のものがあるし、

彩色にも、赤色一色のものと、赤色、白色及び黒味のある緑色の三色のもの、又は赤色と黒味のある緑色又はこれと白色との二色のものがある。



第五十五圖

彩色土器破片

通りであるが、ともかくも希臘や波斯方面の原始土器の文様と、よく似てゐることは、誰の眼にも明かである。此種の彩色土器は、河南省や甘肅省

それから、その文様は第五十四圖に示した様な、達者な線條のものや、同心圓、渦巻きなどの他には第五十五圖に示したものなどがある。これ等の彩色文様は、支那固有の原始美術と考へるよりも、寧ろ西方美術の少くとも影響であると見るべきであるとか、又はこれと全く同一の系統であるとかいふ議論があつて支那文化の起原論に、種々な學説を導いてゐることは、既に述べた

又は奉天錦西縣沙鍋屯などから多數に発見されて、これが前後して學界に發表されたので、内外學者の間に論議されて有名となつたのであるが、その以前に於いても、南滿洲などで発見されたことがある。以上は外觀的の形狀様式であるが、終りに支那の土器類を技術の上からみると、總べて低火度に焼成された素焼土器であつて、中には多少堅緻に焼かれたものもあるが、後世の強火度のものとは、比較にならない。又形を造るにも、轆轤を使用したものもあるが、甬式土器などは、さうではない。轆轤を使用しないものは、籠を編んでこれに土を塗つて半部を作り、これを二つ合せるといふ様な方法を用ひたものもあるのであつて、合せ目の高く盛り上つたものや、壺の内部に籠の目の存するもの等がある、表面は美しく磨いたものであつて、滑かな感じを與へる。

石器時代の器物として石器、土器に次いで多いのは、骨角器の類である。その種類には鏃、魚叉、針、錐などがあつて今も述べた有名な殷墟からは

鏃、筭などの他に古文字を刻した骨片が、発見されてゐる。この中には仲見るべきものがあるのであつて、骨筭などは、エジプトの王朝時代のもの、甚だよく似てゐるといふことである。他に矢張り殷墟から象牙に文様を彫刻し、寶石を嵌入したのも発見されてゐる。

周時代以前のもものと考へられるもので、現在吾々の前に残つてゐるものは、以上の様な石器、土器、骨角器等の他に青銅器の類であるが（青銅器の事は後に述べる）それ以外の事を遺物に就いて知る事は今の所全く不可能である。併し殆んど科學的には何等の價値はないかも知れない傳説の中に、ともかくも當時の美術に就いて語られてゐるものがあるから、今それ等の大略も述べておかう。支那の歴史としてはともかくも、前にも述べた様に、今日から大凡四千六百年程前の黄帝の時から、傳へられてゐるのであつて、所謂新石器時代といはれる頃は、支那では既に原史時代（Proto-historic age）である。そこで私は此の原史時代の劈頭に於いて、黄帝の時代の

ことから始める。黄帝その人が、他の地方から來たのかどうかは別として、黄河の流域の地に定住して農耕の生活を営み、民に醫藥の術を教へたり、曆を造つたり、干支を定めたりなどした他に、舟を造り車を造つて交通を開き、銅を以つて器物を作り、昆吾といふ陶工が居つて陶器も造るといつた様な状態で、文化が開けたと傳へられる。銅を以つて器物を作つたといふ様な事が事實であるかどうか、天文曆法の事がその頃既に出來てゐたかどうかといふ様なことは、勿論分らない。尙傳説に依ると、黄帝の臣下に蒼頡といふ人があつて、始めて文字を造り、史皇といふ人があつて畫を描いた。史皇がどんな畫を描いたか、又實在の人であつたかどうか知らないが、ともかく此の人が支那畫の始祖といはれる人であつて、支那繪畫史上の第一頁の藝術家である。蒼頡が文字を始めて作つたのは、鳥の足跡を見て考案したのださうであるが、これに就いて、有名なテリアン、ド、ラクペリーといふ學者が面白い説をしてゐる。ラクペリー氏は、古代支那文明

西方起原論 (Western Origin of the Early Chinese civilization) という書物を著はして、支那の文明は、チグリスユフレート河流域のバビロニア文明の中心地である、カルデアの文明、これは西紀前四十世紀頃といはれてゐるが、此の文明と同じ源から發してゐるといふことを、各種の方面から比較研究してゐる人でこのラクベリー氏の言ふ所に従ふと、支那の文字を創製したといふ黄帝の臣の蒼頡といふ人は、これを古音でヅンキ (Dunkie) と稱し、此のヅンキは、カルデアのヅンギ (Dug) 王の事である。鳥の足跡をみて文字を作つたといふのは、アッシリアの楔形文字の事だといふのであるが、勿論これ等の學説が、少くとも言語學的に正しいものであると思ふ人は、今日では少ないであらうし、又蒼頡が支那文字の創製者だといふ傳説も果してどの程度に確かな事實かどうかは分らない。然しこゝで序いでに、支那文字の事に就いて少し述べておかう。古くから支那の書は畫と共に論じられてゐるのであつて、所謂書畫一致の議論は、古來多くの學者に依つて説

かれたが、歴代名畫記などの著者は、象形文字は畫であるから書と畫とは名が異なるだけで、その實は同じであるといふ様なことをいつてゐる。又宋時代の郭若虚といふ著者は、氣韻といふ事から書畫の一致を論じてゐるが、元來支那の書は、毛筆で書くといふ點に一つの特徴を有つて、その材料の上に、即ち用筆用墨といふ點に於いて、書畫が一致したものであり、又従つて筆法、墨色といふ様なことに一致した多くのものがあるといつた譯で、書と畫とは甚だよく似た氣韻をもつてゐるといふことになる。私は今支那の書と畫との一致といふ様な問題には深入りしないで、ただ序いでに、支那文字の成立構成に關して略説しておくが、これは次の六の意義がある。

(1) 象形 (2) 指事 (3) 會意 (4) 諧聲 (5) 轉注 (6) 假借

これを支那の學者は六書と稱してゐるが、六書といふものは、周時代既にその項目があつたといふことである。以上六つの中で、一から四迄は、文字の構造に關してゐるものであつて、五と六はその使用法に關するも

のである。第一の象形といふのは、殆んど總べての文字の源泉をなしてゐるものであつて、以上に記した所謂六書の中で最も原始的なものである。

即ち表はさうと

する事物の形を、

そのまゝ書き表

はしたものであ

つて、此の點に

於いて、繪畫の

原始的な線描き

と、少しも變ら

ない。只象形の

圖六十五第



象 形 文 字

方は、記憶に依る描寫、象徴化(シンボライズ)した描寫であるといふ點が、繪畫と多少の差をなす丈けである。原始的な線描きの繪畫といふ様なもの

は、原始民族の總べてが有つて居つた造形美術である。勿論美術といふ様な言葉は、厳格な意味に於いて使用され得ないけれども、後の繪畫といふものゝ萌芽であつたことは事實である。歴代名畫記などの論旨は、此の象形と線描きとの一致を述べて、書畫一致を論じたものである。第五十六圖に示したものは、象形文字の一であるが、此の程度のもものは、繪畫だとは稱し難いもので、所謂象徴化された所の記憶描寫 (Idiographisch) である。此の象形の文字は、六書の基礎をなしてゐるけれども、その數は餘り多くはない宋の鄭樵の計算では、六書の文字總數が、二萬四千二百三十五の中で、象形文字六百〇八であるといふことである。(支那文字の總數は、漢代の説文解字には九千三百五十三字であつたが、漸次増加し清初に出來た康熙字典には、四萬二千七百七十四字を集めてゐるが、現今では五萬以上に達してゐる)。第二の指事といふのは象形文字を基礎として、これに多少點劃を加へてその物の性質を明かにしたものである。例へば木といふ字は、象形文

字であるが、その下方に一を加へて本とし、中央に一を加へて未とし、上方に一を加へて末とするといふ様なものである。第三の會意は、二種以上の文字を合はせて作つたもので、これには同じものを合したものの例へば炎、赫、森、轟、林、森、轟等の種類のもの、異なるものを合したものの、例へば武といふ字は干戈を鎮める徳である所から、此の二字(止戈)が合されて武となつてゐる類で、信、仁、好、孫、綱、吉、吠等がその種類であるが、此の會意といふ中には、かういふ風に合せて作つたものと、別に省略して作つたもの即ち老と子とから孝、營と力とから勞、屋と雨とから漏を作つてゐる様なものもある。第四の諧聲といふのは、會意と同じ様に、文字を合せて作るものであるが、此の方はその合せた一方が意義を表はし、他の一方がその音を表はすので、例へば水にとけるときは溶、火の場合には解とし、容は音を表はすものである。又桐、筒、銅、洞等は同が音を表はし、木、竹、金、水が義を表はしてゐるといつた様なもので、六書中の大部分


が此の諧聲である。故に文字の構成の主要な部分をなしてゐるものである。第五の轉注といふのは、先ず例を以つていふと、度といふ字は尺度の度であつて、その音もどであるが、尺度があれば物をはかることが出来るから、轉じて付度のたくとなつて、はかるといふ意に用ひられる。樂は音楽のたぐであるが、それは人をたのしましめるものであるから、悅樂などといふらく即ち楽しいといふ字に用ふる。惡を惡くむ(にくむ)と用ひ、數を繁數などといつてさくとよんで轉用する。此の種の使用法を、轉注と稱する。第六の假借といふのは、假りに借用したもので、單に音が通じてゐるだけで、その文字の本來の意義を用ひたものではない。例へば節操の節又は管轄の管の字の様なものであるが、何不の二字を縮めて盍、又は之於を縮めて諸とするなども、此の假借の一つである。

大分に原始美術も脱線した嫌ひがあるが、要するに支那の文字は、以上の様にして出来てゐるのであるが、象形文字が、その殆んど總べての基礎

をなしてゐる。一度文字となつてからも前に述べた様に、諸種の點で繪畫特に水墨畫なるものゝ氣韻と甚だよく似てゐるが、出發に於いてもよく似て居るので、書畫一致論が行はれるのも、故のないことではない。文字のことはそれとして、次に同じ黃帝の臣であつて、支那畫の始祖といはれる史皇の事も一言しておかう。史皇は十二章の禮服に五色の色糸で刺繡したといふことであつて、此の十二章の禮服に刺繡したのは、彩畫の始めであるといふ。どんな程度のものの意味してゐるのか分らないが、これが支那畫の初めだといはれてゐるのである。

黃帝は在位百年であつて、その都は軒轅之丘即ち今の河南省新鄭縣であるが、その後四代を経て堯帝、その次ぎが舜帝である。堯は陶唐氏、都は平陽即ち今の山西省臨汾縣であつて、在位百年、舜は有虞氏、都は虞即ち今日の山西省平陸縣虞城であつて、在位は五十年間である。此の堯舜の時代は、美術がやゝ發達したらしい。これは祭祀の事が盛んになつたので、

これに伴つてその禮式器物の製作が起つてきたことに依るものであらう。

五瑞であるとか、五器であるとかいふ様な玉器があつた。五瑞といふのは、五つの圭璧であるがこれが周時代になつて六瑞即ち玉の鎮圭、公の桓圭、侯の信圭、伯の躬圭、子の穀璧、男の薄璧となつたので、王以下公侯伯子男の諸侯の寶玉である。圭といふのは、形の様な形をしたものである。又五器とは祭祀に用ふる禮器であつてこれも周時代には六器となつた。六器とは蒼璧、これは天、黃琮これは地、青圭これは東、赤璋これは南、白琥これは西、玄璜これは北である。これ等は周の制度であるが、

その發芽は堯時代にあつたことが知られ、従つて玉器の製作の盛んであつたことが想像される。舜の時代になつてからは、陶器の製作が始まり、銅の技が行はれたと傳へてゐるし又八音即ち金、石、糸、竹、匏、土、革、木の八種の音樂もあつた。

夏の時代から殷、周の時代を通じて、これを三代と稱してゐるが、私は

此處で原始美術として述べるのは、殷までのつもりであるが、此の三代の美術の發達は更らに著しいものがあつた。先づ夏の時代をいふと、夏は河南省の禹縣(陽翟)に都しておつたので、四百二十二年間續いてゐる。此の夏の時代には陶器、銅器が非常に發達したらしいのであつて、雞彝、黃彝などは、此の時代の創製だといはれるものであつて、彝といふのは宗廟の祭祀に用ふる器物であるが、その材料が何であるか、よく分らない。雞彝といふのは、雞の形が描かれてゐたものといはれ、黃彝といふのは、龜の目を黄金で飾つたものといはれ、又は銅器であつて、その龜の目に金を用いたものといはれてゐるが、勿論明かではない又彝(ライ)といふものが出來た。彝といふのは周の頃には銅で作られたもので、酒一斛(我邦の一斗六合餘)を入れることが出來て、饗應の時に使用した器物であるが、此頃のものには陶製で必ず雷文が描かれてゐた。彝といふ字は缶といふ字があるから陶製であり田三個が書かれてゐるのは、その雷文のことであるといふ

ことは、多くの學者の説く所である。ともかくも、夏は四百年以上も續いたのであるから、その文化の發達も仲々大したものであつたに違ひないのであるが、その大部分は傳へられてゐない。次ぎは殷の時代となるのであるが、殷は初めは商といつておつて、河南省歸德府商丘縣の亳に都し、それから河南省彰德府の相に移つて國號を殷と稱し後に又河南の衛輝府淇縣に遷つたのであるが、その間六百四十九年、可成りに長い間である。盤庚以來の都の跡だといはれる例の殷墟は、彰德府の相、即ち安陽縣の附近である。此の殷の時代には土工、金工、石工、木工、獸工、草工といふ六工があつて、各々その分業に従つたのであるから、工藝の發達は更らに一段の進歩があつたものと思はれる。此の時代に青銅器が行はれたといふことは、確實なことであつて、清朝末期に殷墟から發見された遺物が、これを證明してゐる。殷墟發見の遺物に就いては、既に土器及び角器のことは述べたからこゝには青銅器のことに就いて一言しておく。此の發見せられた

青銅器には、仲々優秀なものがあつて、周時代のそれにある様な饗養（ト



圖七十五第

饗養文様

發達して來たものだらうといふことを、想像しても好いことになる。銅器の種類には鼎尊、彝、卣（イウ）、觚（コ）、爵、盤といふ様なものがあつた。

これ等の形状は此處には省略しておくけれども、その表面に彫刻された饗養文様といふのは、第五十七圖に示したものであつて、全く支那特有の文様であるが、此種の文様は太平洋人種の間にも認められることは、學者の夙に注意してゐる所である。私は今は此の文様に関する詳細な考察を避けてこれを他日の機會に譲ることにするが、濱田博士は人の顔を文様にした所から出てゐるのだらうといつておられる。又雷文なるものは既に第五十三圖の陶片にあるものに就いて示した通りであるが、此種の文様は支那のみでなく他民族間にも屢々使用されてゐる一種の幾何學的な文様であつて、珍らしいものではないが、支那のものには矢張り支那文様の特質は認められる。支那研究家として世界的名聲を負ふてゐる彼の獨逸のヒルト氏は、支那の雲雷文様、即ち雷文の研究の結果、これを雲の古代象形文字である㊦㊦等が、であるかと、廻轉的運動や、轟々とした音等の象形文字である㊦㊦等が、結合して此の文様となつたものであるといつてゐる。私の考へではそこま

で理論的な考へを進めることはどうかと思ふ。大體私は、一般に文様の起原構成といふ様なものを考究するに當つて、一般に餘りに理智的な解釋を與へすぎはしないかといふことに對して、深い疑問を抱いてゐるものであつて、數年前にも、ある學術雜誌上でこの事に言及したこともあるのであるが、私は一方に於いて文様などに對する實際の技術を修め、又それに可成久しく關係してゐるといふ自分自身の體驗を省みた時、文様の作成考案といふ様なことが、單純に甲又は乙の影響暗示といふ様なことから生れるものではないことや、又は理智的な計畫のもとから文様の考案が出發するものでないこと、及びその作者が、嘗て經驗したあらゆる事象や、想像が漫然融合した所から、所謂思ひ付きとして生れるものゝ、大部分であることを知つてゐる。従つて私はヒルト氏の學說に、反駁しやうとするのではないけれども、氏の様な解釋を取ると全く同一の結果に終るものではあるけれども、少くとも、その言ひ廻し方はこれを次の様にしたい。即ち所謂

雷文なるものは原始的の幾何學的な文様であるから、一般に考案され易い程度に文様で、支那の古代の人々もこれをその器物に應用したものであらう。始めは甚だ簡單なものであつたのが、これを基礎として次第に發達美化してゆく、所がこの文様は、雲の象形文字や、廻轉運動雷電等の象形文字に酷似してゐるので、雲雷文といふ名稱で呼ばれたものだ。

次に、此の時代に於ける建築について一言しておこう。元來建築が、美術史の體系中に於いて語らるべきであるか、否かと云ふ問題はともかくとして、少くとも其の他の所謂美術なるものが建築を中心として、或ひは母體として發達したと云ふ見方からすれば、こゝに建築に言及する事も全き美術史の姿の上から當然の仕事であらねばならない。處が紀元前十世紀乃至二十世紀、或ひはそれ以上の古代に於ける人間の棲家が、建築——構造されたものと云ふほどの軽い意味に於いて——と云ふ言葉に値するかどうかと云ふ嚴密なる議論からすると甚だ疑はしいものが有るけれども、謂

ふ所の建築なるもの、起原と云ふ點からしても、人間の棲家の最も原始の姿を考察する事の必要なのは言を要しないであらう。

以上の様な理由から、私は今支那上代の建築について一言するのであるが、云ふまでもなく當時の住居として認むべき遺物、遺跡は一つもない。然しながら、當時の状態を想像し得べき文献の二三が與へられて居る。これとても果して科學的の確實性を有する資料であるかどうかと云ふ點に至ると、頗る疑はしいものが有るが、幸にも、それらの文献に據つて想像し得る處の當時の住居なるものも、之を或る程度まで確實なものと爲し得る手段がないでもない。今之等の事について詳細を語る事を省くが、例へば、現今世界の未開民族間の住居の研究や、支那土俗民家の研究等から類推するが如きは、その一方法であるが、更に私の大なる期待を有するものは支那考古學の將來に於ける發展である。

そこで先づ與へられたる文献に於いて、想像し得る當時の住居はいかなるものであるか、墨子、韓非子、或ひは禮記又は易經等の記載によると、當時の住居の形式なるものは大體次ぎの三つとなるであらう。それは一、穴居。二、槽巢。三、廬の三つの形式である。

一、穴居。易經には「上古は穴居して野處せり、後世の聖人、之に易ふるに宮室を以つてし、棟を上にし、宇を下にし、以つて風雨を待つ」とあるし、又、墨子には「古の民、未だ宮室を爲るを知らざる時、陵阜に就きて居り、穴して下に處り、潤濕、民を傷ふ、故に聖王は宮室を作爲す」とある。之等の記載によつて文献の上から穴居の事實を知る事が出来るが、果してこの文献によつて與へらるゝ處が事實であるか、又その形式がいかなるものであるか。

一九二一年に有名なアンデルソンによつて發見せられた處の、奉天省錦西縣沙鍋屯の一洞穴には、石器時代の人類が居住して居つた事實が證明せられて居るし、また今尙、山西省の如き或る地方に於いては、穴居が盛ん

に行はれて居ると云ふような事實から見て、支那上代に穴居の行はれたと云ふ事は事實と見て差支へないであらう。私の考へでは、この穴居なるもの形式には、所謂横穴式と、竪穴式の二種あつたものと思ふ。沙鍋屯の遺跡の如きは、横穴式であるし、現今、支那の或る地方に行はれる處の穴居も、やはりこの横穴式である。前記、文献中にある處の「陵阜に就きて居り」と云ふのは、この横穴式を意味したものではないか。思ふに、當時の人々が黄河の流域の如き豊饒の地にその居を定めて、農耕の生活を営んだものであらうが、之は黄河の如き大河の水邊に居を構へたのでなく、その汎濫を避けて小高き丘陵の主として南の斜面を選んだであらうと云ふ事は想像するに難くない。勿論、この横穴式の穴居は、恐らく尤も原始的の住居であるが、之にもくはしく云へば、自然の洞穴を利用した頃から、進んで斜面に横穴を作構すると云ふ様な、二段の経路を取つたと考へるべきである。我が國に於いても、自然の洞穴に人類の居住したと云ふ遺跡が、

最近に岩手縣其他に於いて發見せられた。又佛蘭西や、西班牙に於いて發見せられた、舊石器時代に屬する住居跡も、自然に穿たれた洞窟である。然しながら前述したように、自己の耕作地に便利な南向きの斜面にその居を構へようとする程度の文化状態に於いては單に、猛獸の襲撃を避ける程度の自然の洞穴のみでは充分に需要を満し切らないと云ふ事や、生活状態の向上に伴ふ不便等からして、人工的に横穴を作構するに到るであろうと云ふ事は當然の経路である。そこで、之等の横穴式住居の形式が如何なるものであるか、遺跡の發見せられない今日に於いては、到底想像する事は出来ないが、櫻井君によつて紹介せられた山西省に於ける現時の穴居状態は太古の穴居状態を想像せしめるに好個の資料であると云はねばならない。

次に、竪穴式住居の形式はどうであるか。之とても何等の資料が與えられて居るわけではないが、私の想像する處では、平地に適當な穴を掘り、

この上に雨露を凌ぐ爲めの何等かの蔽ひを作つたものであらうと思ふ。私
が斯く想像するの根據は實は甚だ薄弱であるが、我が日本に傳へられる處
の「天地根元の宮造」なるものが、上古に於いて行はれ、之が發達進歩し
て大社造や、神明造と成つたと云ふ経路を想ひ、又、この「天地根元の宮
造」なるものゝ存在を確實ならしめるような遺跡が千葉縣での貝塚に於い
て發見せられた事實を想ひ、更に又、今日未開の土人間に堅穴の上に、竹
木を以て簡單なる屋根を載せたものが行はれて居ると云ふ事實等を思ひ合
せて、支那上古に於いて之に類する堅穴式住居の行はれて居つたのではな
いかと云ふ事を想像するのも必ずしも非科學的態度と云ふべきではなかる
うと思ふ。

二、檜巢及び、三、廬。禮記に「昔は、先王、未だ宮室あらず、冬は則
ち營窟に居り、夏は則ち檜巢に居る」とあり、又、毛詩に「古は、民五畝
の宅を受く。二畝半を廬となし、田に在り。春夏之れに居る。二畝半を宅

となし、邑に在り。秋冬之れに居る」とあるがそれであるが、此の他に尙
支那には所謂有巢氏の傳説がある。これは韓子の五蠹篇や、或は、宋の羅
泌の書いた路史等に見えてゐるのであつて、上代には人間の數が少なく、
禽獸の數が多く、これ等の迫害を受けることが甚だしいので、聖人が木の
枝を結んで巢を作つてこれに住することを教へたので、人々は此の聖人を
有巢氏と稱したといふのである。傳説の如くであると今日、南洋土人等の
間に行はれてゐる様な樹上家屋が存してゐたことになるが、私は別にこれ
といふ的確な根據を以つてゐる譯ではないけれども、此の樹上家屋の存在
を肯定したくはない。そしてこの有巢氏といふ様な傳説は單なる傳説とし
て、矢張り禮記等に在る檜巢等と同じもので、簡單な原始家屋であらうと
思ふ。禮記に謂ふ檜巢だとか、毛詩にある廬だとか又、韓子等に記された
有巢氏の家屋、これ等のものが果してどんな形式のものであつたか、勿論
今日では的確な事は愚か單なる想像さへも甚だ困難な事情にあるけれども、

文献に見えてゐる所の家屋としては恐らく最古のものに屬するであろう。私の想像する所ではこれ等のもの間に明かな區別即ち構造上（又は平面や立面の上に特殊の差違のあつたものとも思へない。檜巢とか有巢氏の家屋とかいふものは恐らくは極めて簡単な、然し當時の民族にとつてはそれが少くとも半永久的な小屋掛け位の程度のものであり、廬といふのは今日朝鮮等に於いて行はれてゐる所の農事幕、又は田直幕といふ様なものとの性質を一にしたもので、春夏の候に使用する一時的の小屋掛けを指すものである。こゝにいふ種類のもものは原史時代に入つてからも行はれて居つたもので、忠臣孝子が君父の墓側に一時的の小屋掛けをして之に仕へたと云ふ話は屢々傳へられて居る。

次に、之等の所謂原始家屋が、今日の支那民家の形式に發展して行く順序については、現今の支那民家の一般的形式がその暗示を與へてゐる。先づ現今支那に、一般的に行はれて居る處の民家の最も簡單なるものを見

ると、その平面は必ず長方形で有つて屋根は切妻形である。勿論妻の形は必しも一様でなく、三角形のもの、弧形のもの、一直線に近いもの等がある。それから内部の間取を見ると之も極めて簡單なもので、一室のものを一間房子、二室のものを二間房子、三室のものを三間房子等と稱して居るが、普通宅相上の迷信から偶數の室數はあまり用ひられない。床は全部土間であつて、それに塙が敷かれ居間には炕がつけられて居る。材料は普通に木材と煉瓦を用ひ屋根は木造で瓦葺のもの、草葺のもの、土葺のもの、等に依つて瓦房、草房、土房等の名稱がある。之等は支那民家の一般的形式であるが、先史時代の住居の形式を想像させるに有力な資料である。之等原始家屋と、現今民家との間の型式學的的關係を述べる事はあまりに細部に渡る故にこの項では割愛する事にする。そうして最後に文献に依つて知られる夏殷頃の建築について一言して置こう。

當時の建築について、甚だ簡單ではあるがともかくその一斑の記されて

居るのは周禮の考工記である。この書物の内容が、どの程度まで信じ得られるかと云ふ事については甚だ疑問であり、恐らくは周代の制度を漢初に追記したものであると云はれて居る位であるから、周以前の夏殷の記事が信するに足らないであろうと云ふ事は想像に難くないのであつて、私は技術的に見てその内容を信じないものである。けれども、ともかくその記されて居る處を紹介すると、考工記匠人の條に「夏后氏世室。堂修二七。廣四修一。五室三四步四三尺。九階四房兩夾牕。白盛。門堂三之二。室三之一。殷人重屋。堂修七尋。堂崇三尺。四阿重屋。」とある。この句の解釋については、支那歴代の學者の間に異説があり、私にも之に對する意見があるが、今はその詳細にふれないで、大體の解釋をして置く。修と云ふのは建物の南北即ち深さ、又は奥行(梁間)であり、廣と云ふのは、建物の東西、即ち長さ、又は間口(桁行)の事である。この「修二七。廣四修一」と云ふ數字の解釋に對して數説があり、従つて「五室三四步四三尺」と云ふ數字の解

釋にも差が生じて來る。五室の配置についても甚だ疑はしいものが有るけれども、ともかく五室の東西(廣)南北(修)の大きさは、考工記通の著者に依ると、東西が八丈四尺、南北が七丈二尺であり孫攀の説では東西七丈一尺、南北が六丈となり、鄭玄は東西七丈、南北六丈と解釋して居る。この鄭玄の説が最も廣く用ゐられて居るが、私の見る所では五室の配置が既に技術的に見て甚だ信じ難いものであるけれども、以上のような數字に依つてその平面が先づ長方形であると云ふ事だけは認められる。それから、九つの階段があり、四方に窓があり、建物は白く塗られて居つたと云ふような事が知られ、又殷時代には、四阿造り(寄棟又は四注)の二重屋根に進歩して居つた事が考工記に依つて知られる。傳へる所によると黃帝の頃は、紀元前二十六世紀頃であり、夏は紀元前二十二世紀から十八世紀に渡り、殷の亡んだのは紀元前十一世紀の初めであるから、大凡十四五世紀間の文化の發達は相當見るべきものが有つたであろうから、今假りに穴居から簡單な

小屋掛け位に移った頃を黄帝頃としても殷の時代に、四阿造りの二重屋根の建築が出来る位に進歩した事は不合理でない。

想像を更に容易にする爲にこの年数を我が國の歴史にあてはめると、神武天皇の頃が黄帝時分とすると、殷の時代は、平安朝藤原氏の全盛時代、即ち藤原道長全盛の頃である。だから支那上代の建築と一概にはいふものの穴居の頃から始まつて周の時代となる頃迄には随分著しい發達のあつたものと見なければならぬ。勿論建築のみに限らず、總べての文化はその發達が原史時代に於いては極めて遅々たるものであるから、其頃の千年間の進歩は後世の百年五十年の發達にも及ばないものがある。故に上代一千四五百年間の進歩といふものにも驚くほどの變化があつたとは思へないのであつて、支那の建築がほんとうに發達し出したのは種々の點からみて先づ秦の頃から漢代にかけての頃であらう。

二七 牌樓の形式

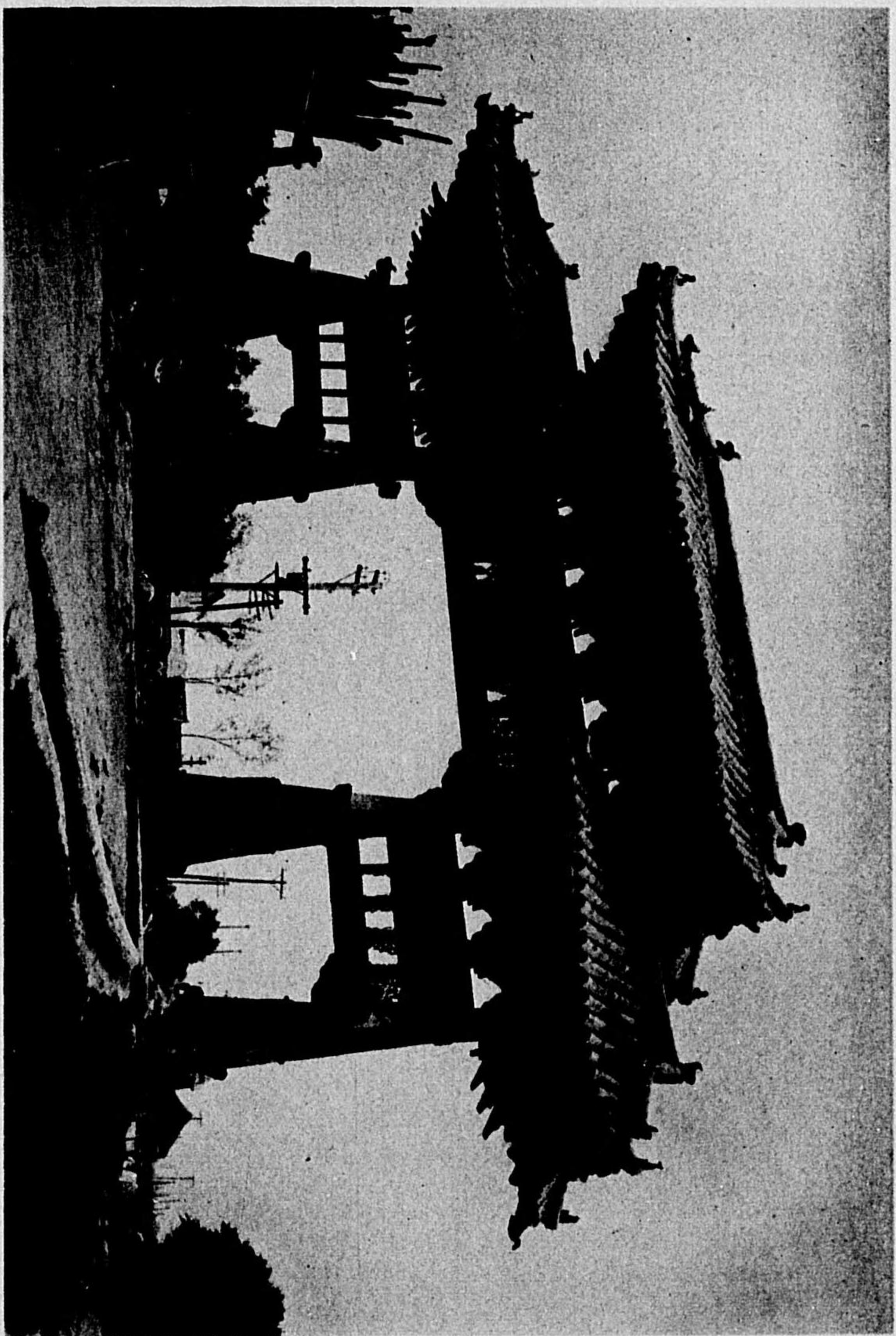
支那文化の由來する所は頗ぶる遼遠である。それに就いては古くから學者の間に議論がある。さうして今日尙その問題は解決せられないのである。然しそれはともかくとして五千年以前に既に立派に今日の文化と直接關聯する文化のあつたことは事實とみて好いであらう。建築などもその頃から存在して居たかどうかといふと、それは遺物がなから勿論何ともいへないけれども、恐らくは今日の支那建築の基礎をなす所のものが既に存在して居ただらうといふ事を想像しても好い丈の根據はある。勿論それとても科學的な立場からみて、絶対に信憑し得るものかどうかといふ様な事になるとそれは餘程疑はしいものであるが、少くとも論理的には信じて好い程度のものである。そこで支那建築の依つて起る所は先づ古いものであると考へて好い譯であるがそれが外國の文化の影響即ち漢民族以外の他



（據東亞） 樓牌造石 圖八十五第

（照參頁七六三文本）

民族の文化の影響を受けて進歩したのかどうか今の所は確然と言ひ切る丈けの根據が不幸にしてないけれども、恐らくは漢時代頃即ち西洋紀元の前後頃迄は、大體に於いて何等外國の影響を受けずに來たものと見ても大きな誤りはない。それから後は必ずしも漢民族のみのものでなく、種々な方面に外國の影響が入つて來てゐるのであつて、建築などにも大部西域又は印度方面のものが加へられて來た。それは不完全ながらも遺物の上に於いて推定出来るし、又明瞭な記録の上からも證據立てられる。これから後の支那建築は急に發達して終ひに完成の域に迄達したのであるが、こうした支那の建築をその發達進歩の上から歴史的に見ることも興味のあることであり、且つ又甚だ重要な學術的事業であるが、一方に於いて興味を中心として考へてみるとその形式美の研究といふ事が又甚だ有意義なものである。千篇一律といふ言葉があり、又千變萬化といふ言葉もあるが、私は此の全く正反對の二つの言葉を不思議にも支那建築の上に適用されると思ふ。

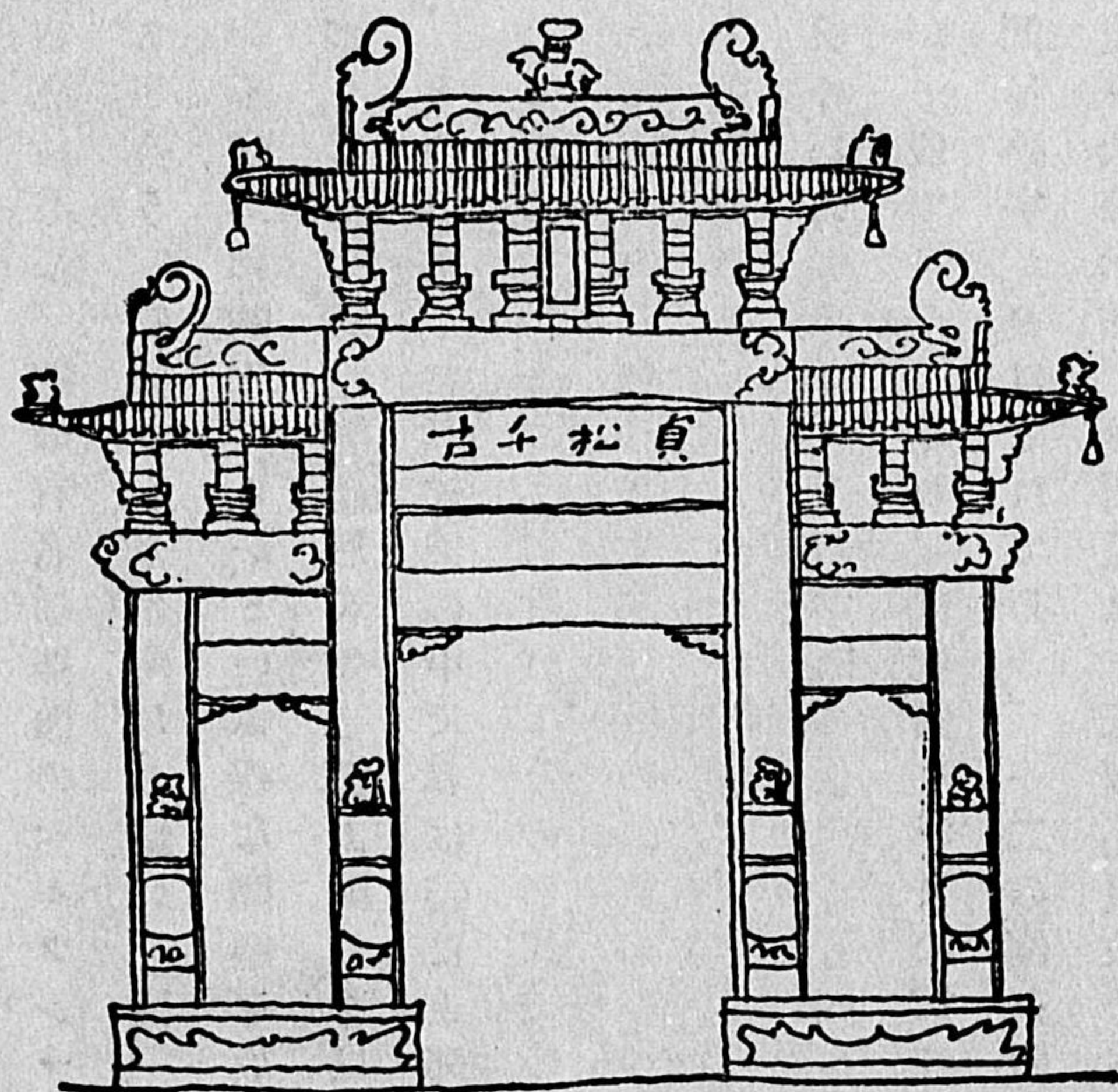


樓牌造木 圖九十五第
(照參頁四七三文本)

興味を中心としての研究といふのは畢竟するに此の一種の二面觀的な形式美の研究にある。彼の有名な獨逸のヘルツシマン氏等の行き方が先づそれに當るだろう。私は今その如何なる點が千篇一律的であるか又その如何なる點が千變萬化的であるかといふ様な問題を取り扱ふとするのではない。言ふ迄もなく支那建築は形式美と言ふ點から見て非常に發達したものがあつたが、その發達した形式美の中で私は特に支那各地に最も一般的に建造されてゐる所の牌樓(Pailou)に就いてその形式美の一二を考へて見やうとするのである。それに依つて支那建築の鑑賞の一つの方向が暗示されるならば何よりの幸であると思ふからである。

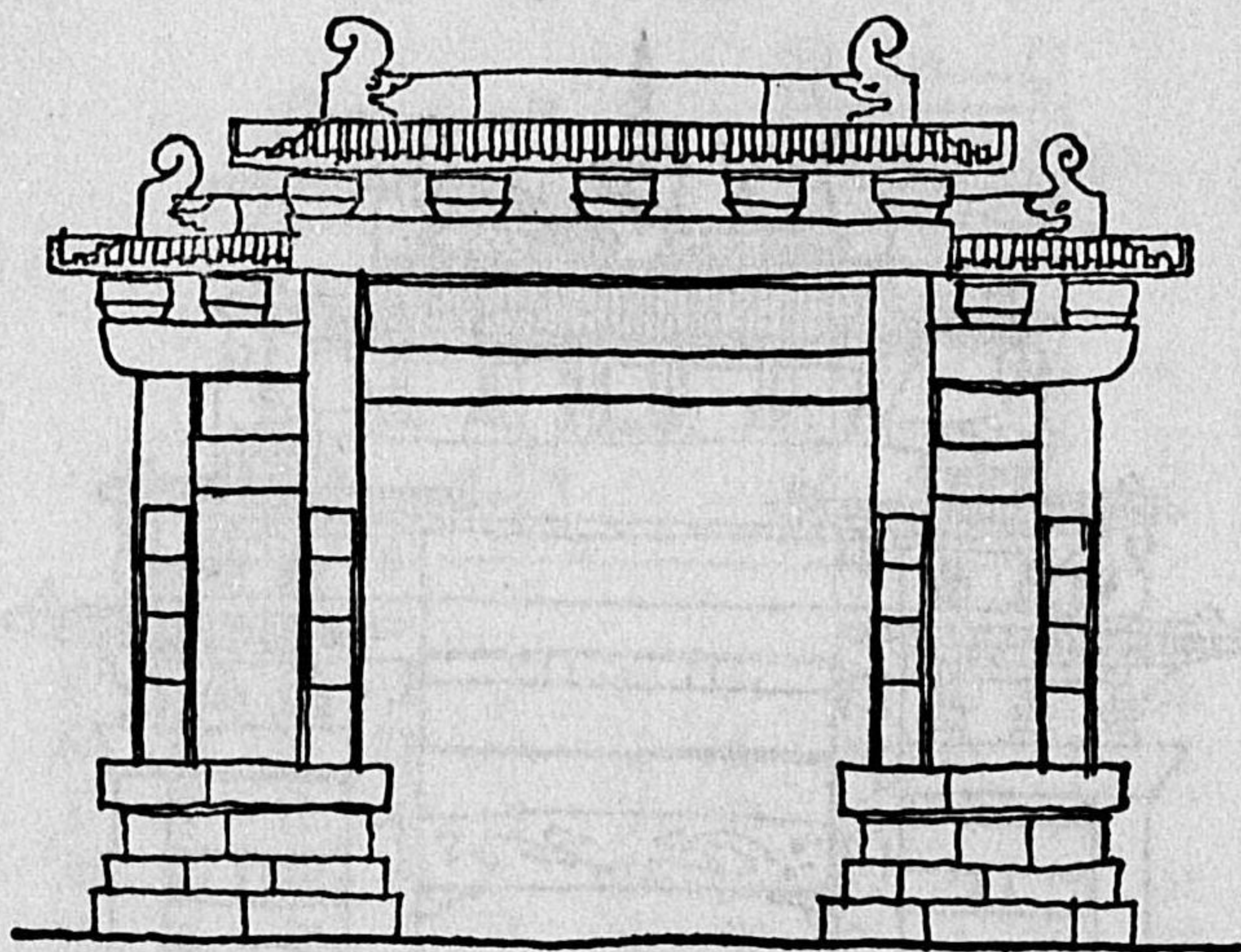
牌樓といふものは、その字義の上からも明かである様に、牌を掲げてゐるのが一般であつてそれには聖賢や孝子節婦といった様な人々の徳を頌した勁簡な熟字が表はされてゐる。一二の例を引くと「清標彤管」「城南史文」「燭之妻袁氏節孝坊」「賢關」「冰清玉潔」「貞松千古」「名標彤史」「十地圓通」「福

圖十六第



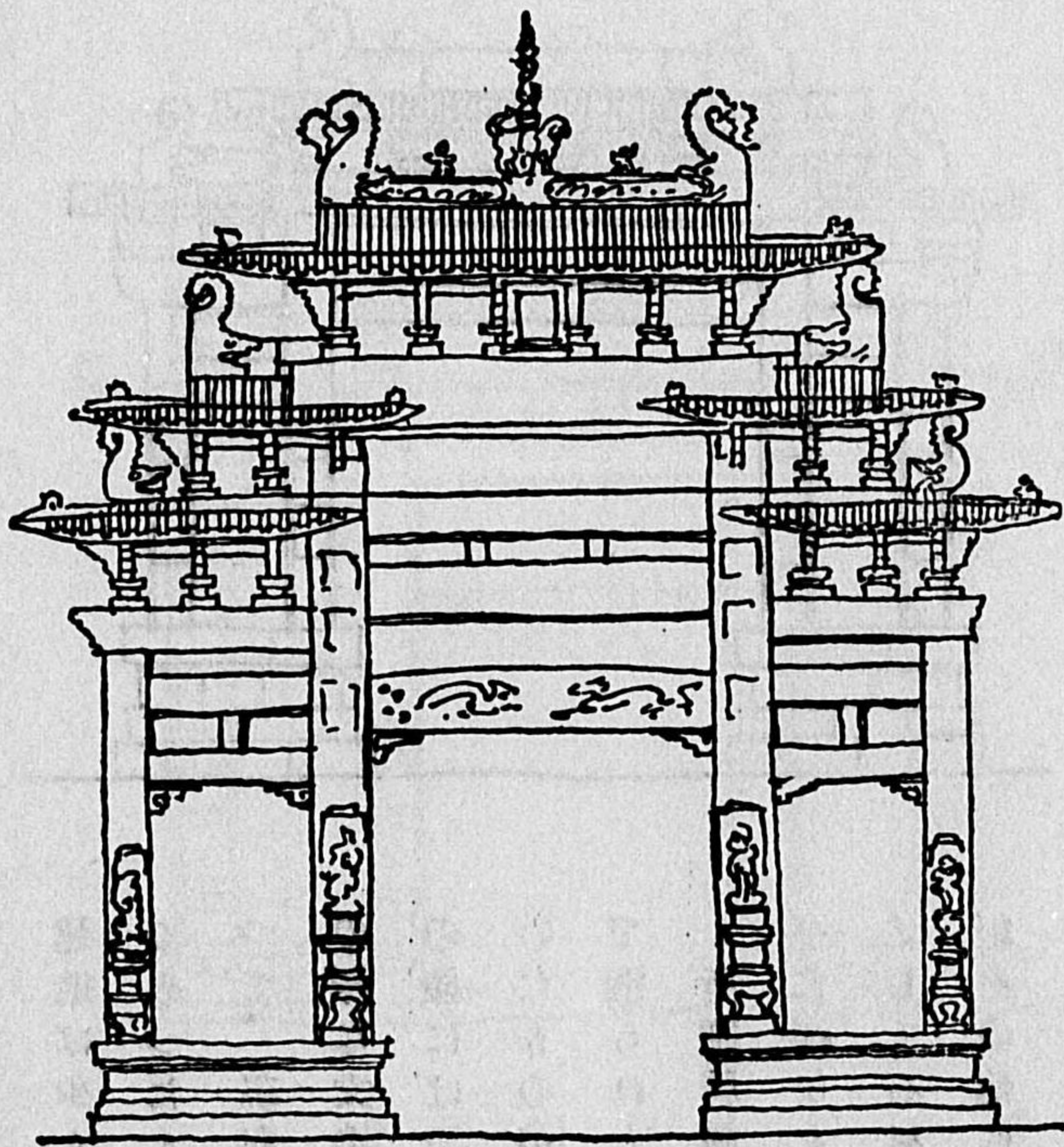
圖六第
 衍金沙」「雪輝玉宇」「清輝遠蔭」「范余氏節孝坊」或は又單に「節孝」と二字を表はしたのもあるが要するに一つの記念的建築である。私の聞く所では近時は自分で自分の爲めの牌樓を建てるものがあるといふ事であるが、それ等は何等かの目的の爲めの政策か然らざれば可成り念の入つた偽善的

圖一十六第



行爲であるが、昔は牌樓一基の建造は少くとも國家的の表彰法であつたものと思はれるのであつて、現存するものの中に前記の様な文字があつてその最上段の額には「皇恩」又は「聖旨」と書いたものが多い。これ等は勅命で造られたものと思はれる。所謂牌樓なるものは以上に述べた様なもので、その材料は主として石材(第五十八圖)であるがその他には木造のものや又は木石混用のものもある。本來が

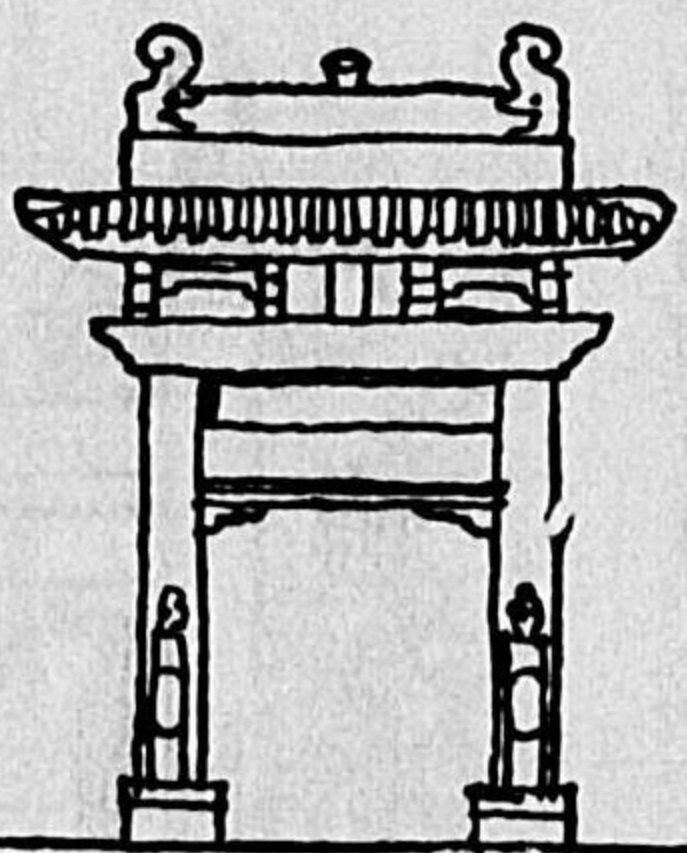
圖二十六第



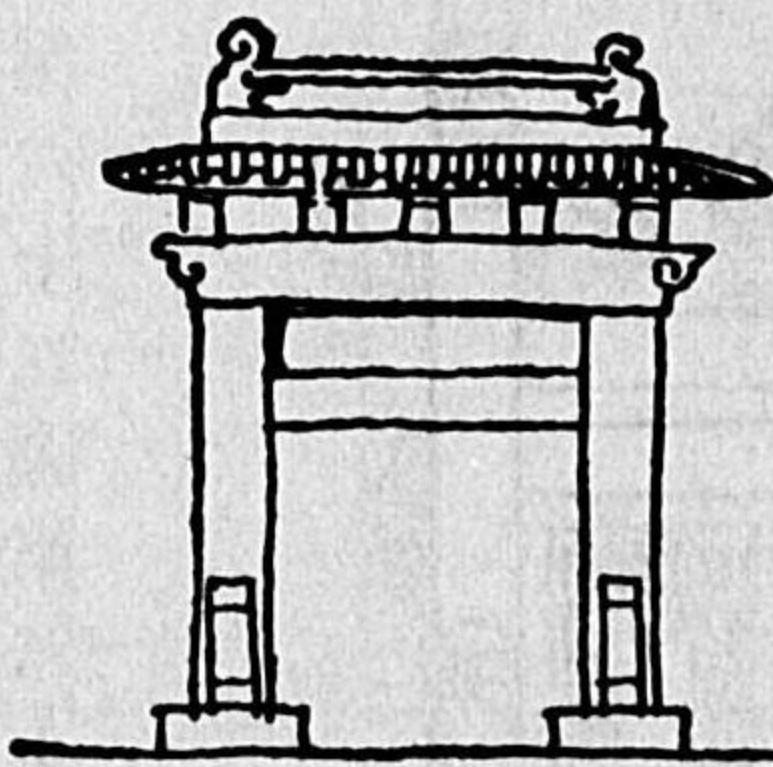
三六六
一種の記念的建築であるから實用上の意味は甚だ少ないが、市街其他の隨所に造られる他に（前記十地圓通などと記したものは市街に建てられたもの）宮殿、寺觀、陵墓等にも造られ、場合に依つては左右一對として二基宛が造られ

てゐるし又次ぎ次ぎに建てられて我邦の稻荷の鳥居の様になつてゐるもの

圖三十六第



圖四十六第



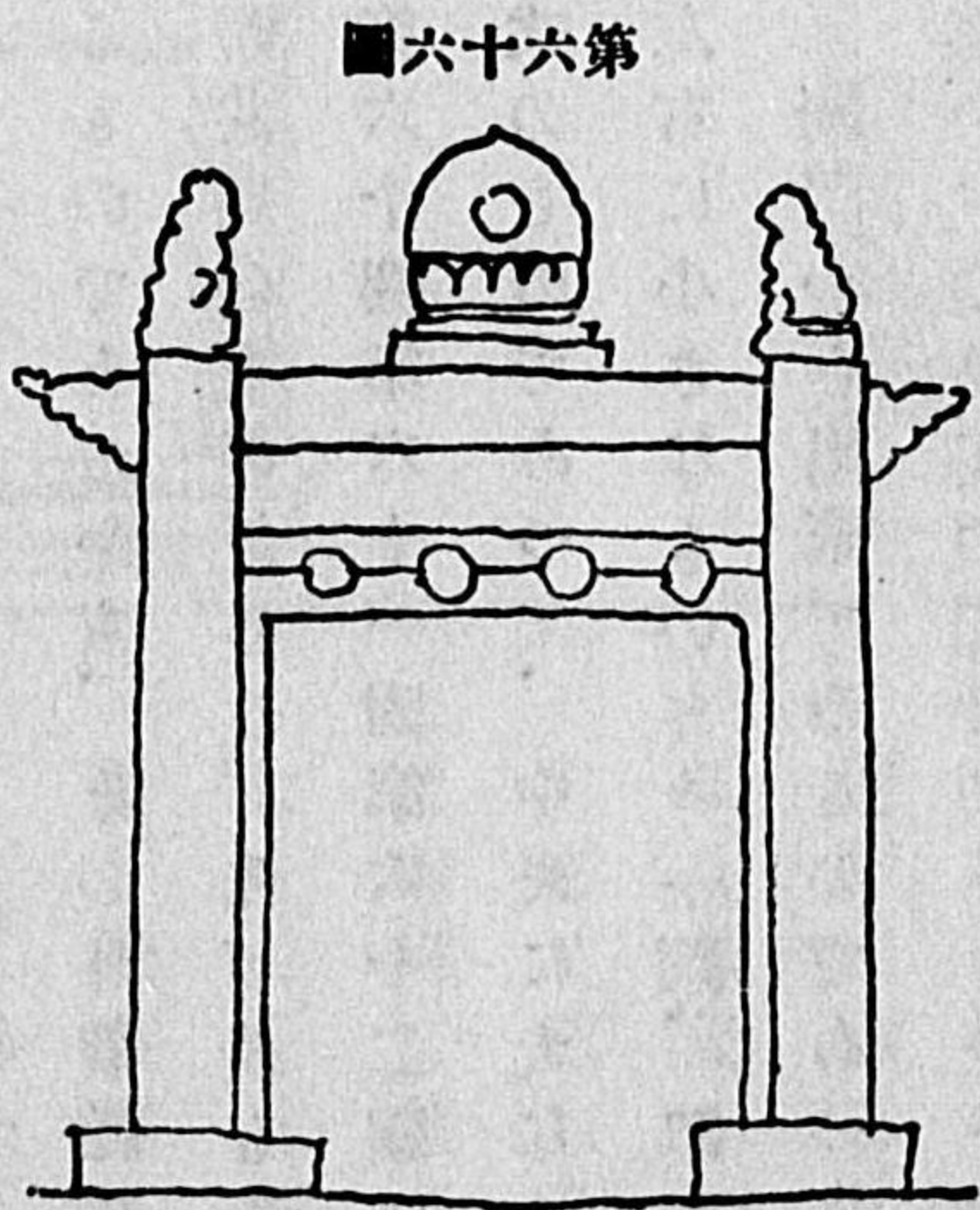
のと更らに複雑な例へば明の十三陵にあるその様に五闕のもの等に變化

ある。此等の牌樓の形式はその構造の原則が總べて同一のものであつて等しく木造の構架法から出てゐるものであるから、その外觀様式にも従つて大體共通のものがある。先づ最も一般的のものは第六十圖第六十一圖第六十二圖に示した様な形式のものであつて、中央に大なる一闕があり、左右に小さなもの各々一闕、即ち總べて大小の三闕門から出来てゐるのであつて、此の點は我邦の三輪鳥居や印度のトーラン等によく似てゐる。此の形式は更らに簡單な一闕のもの即ち第六十三圖や第六十四圖に示した様なもの

してゐる。併しその形式の起原と考へられるものは第六十三圖第六十四圖の様な一闕のものであらうと思ふ。更らに私の一臆説を述べるならば、恐らくは第六十五圖第六十六圖に示した様なものがその起原を考へるに相應



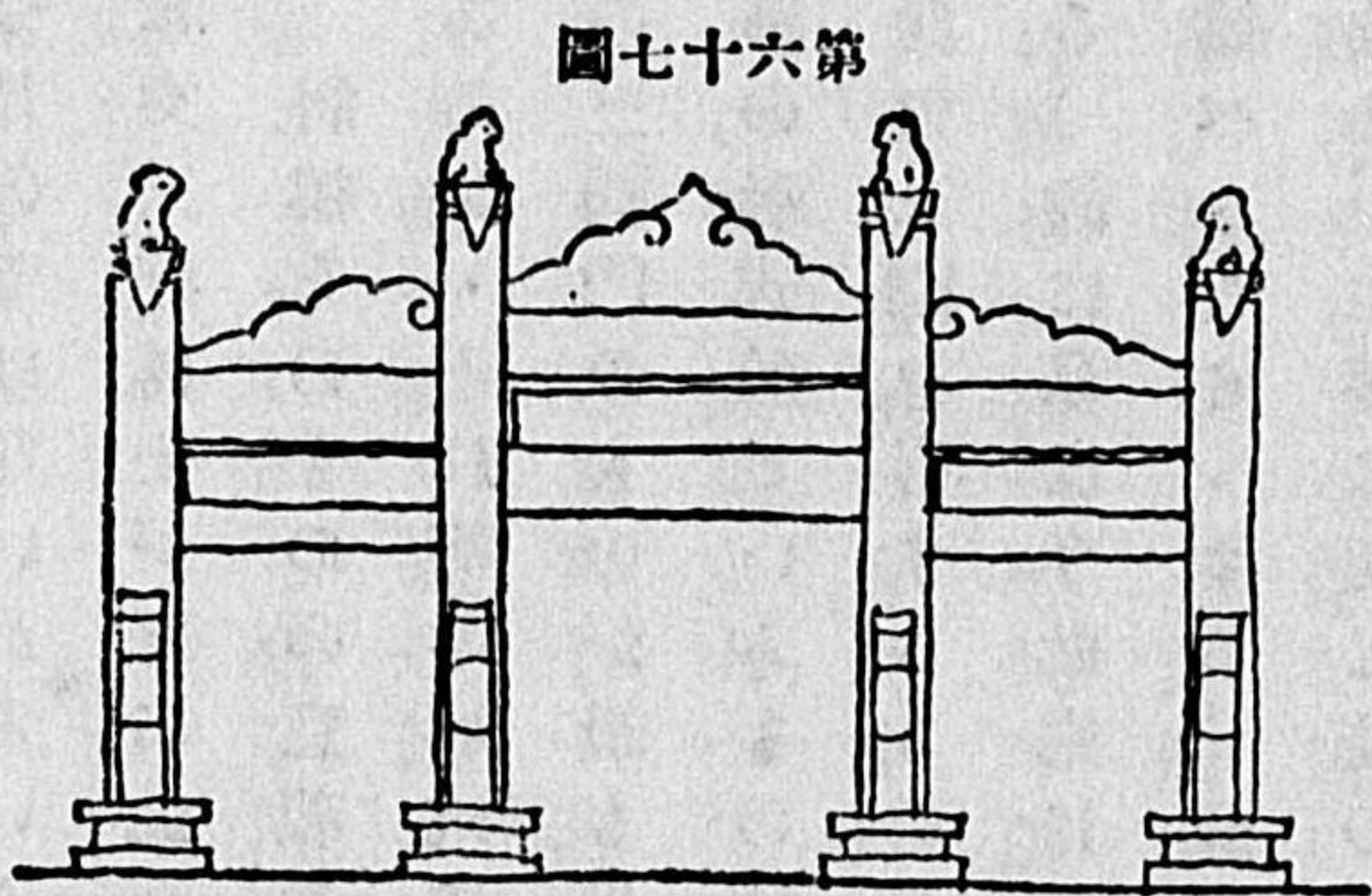
圖五十六第



圖六十六第

はしい原始型を備へてゐるものではないか。此の第六十五圖第六十六圖を見て誰もが想起するのは彼の望柱又は華表柱である。華表柱と牌樓との間

に形式發展上何等かの聯絡があるかないかそれは今明確ではないけれども第六十六圖に示した様なものは先づ誰が見ても一對の華表柱へ貫を通して



圖七十六第

の華表、それからサンチの石門と支那の牌樓との間に、その様式上聯絡の

結合させたものどしか見えない。第六十七圖のものは第六十五圖の様式と直接に聯絡するものであるが總べてその柱の方が主體となつてゐる。印度建築の初期に於いて石柱や石門ストーンのあることは人の知る所であり又その石柱には文字を刻したもので事實上今私の述べてゐる支那の牌樓と同性質のものであるし石門は有名なものには彼のペトラ河畔のサンチの大塔にあるそれであるが、その形式が何等か支那の牌樓と相通するものがある様にも思はれる。私は今印度の石柱と支那

あるものとは言はないけれども、或はその系統の上に幾らかの影響があつたのではないかといふ様な極めて粗雑な一臆説を考へないではない。(松本文三郎博士が既に此説を出してをられることを後に知つた)

牌樓そのものの意義や、その形式などは大體以上に述べた様なものであるが、それ等の形式の中で第六十圖第六十一圖第六十二圖に示した系統の三闕門のものが最も優秀な形をしてゐる。初めにも一言した様に支那建築の形式美といふものは極めて興味ある一つの研究対象であるが、牌樓の此の三闕を有するものの系統は最も優秀の形式美を備へたものの一つである。故に私は今此處に示した第六十圖以下の三箇の牌樓の形式美に就いて述べることにする。此の牌樓の正面に於いてその線の配列を先づ考へてみると、主要な線は柱の様な垂直の方向のものと、相等の水平の方向のものとの二つであるが、此の垂直と水平との二つの方向の線が相互に如何に調和してゐるか、又その爲めに如何なる配列を取つてゐるかといふことがそ

の形式美の根本を解決する。此れは單に牌樓のみではない、一般的に建築美學上の主要な問題である。勿論その前に更らに根本的なしかも最重要な問題として全體に就いての恰好といふものが考へられなければならない、言ひ換へると主要部の位置的關係といふことであるがこれが決定されて後に始めて線の配列と調和といふ問題になるのであるが、恰好即ちプロポーションの事は今此處に簡単に述べる譯にゆかないから牌樓の形式美としてその線の配列を考へてみて同時に恰好の事にも想到することにしたのである。そこで第六十一圖の牌樓を見る、これは此圖に表はれてゐる限りに於いて縦の線と横の線とが恰度同等量にある。單に量のみでなく同じ様な重要さを有し同じ様な位置を取つてゐる。だから單なる方形といふ印象以外には抑揚がない。故に全體が單調で變化がない、換言すると線の配列に何等の節奏がない。線の配列は全體の恰好を構成するのであるがその線の相互に何等の節奏がないといふことはやがてその恰好にも何等の節奏がない

といふことになるのであつて、従つて美的價値に乏しい形といふことになる。ギュヨー氏は言つてゐる「建築は無機物の中に運動を導き入れる藝術である。構造することは則ち有情化することである。建築は第一に材料を有機化し之れを配置する。第二に之れを全體の一種の活動に従屬せしむる。此の活動は一息に建築物を地上に起し線の調和に依つて昇騰的傾向の連續を確立し、重々しきものを輕快ならしめ、墜落し若くは壓し潰されんとするものをばすべて生命の位置に就かしめ又は定立せしむるものである」
 此の點から言ふと第六十圖の方は第六十一圖に比べて遙かに好い。どの點が好いかといふと垂直線と水平線とが適宜に配置されてゐるといふ點に於いて優れてゐる。もつと具體的にいふと第六十一圖の方では大小四本の柱に依つて支へられる水平線が甚だ僅少であつて調和を缺くが第六十圖の方は先づ適宜である。三段となつた屋根の線にも相互に脈絡がある。その下にある組物の爲めに表はれた短かい多くの垂直線に依つてそれ等の屋

根の水平線と柱の垂直線とは何等の無理がなく結合されてゐる。然し乍らそれは單にそれ丈けであつて尙重要な點に缺陷がある、それは何であるかといふと中央の大きな一闕と左右の小さな二闕との間に單に尺度上の大小の差はあつても、此の三者の中に必然の結合がない。中央の部分のものに二重に楣が通つてゐる爲めに左右の屋根を中央のものに連絡させたに過ぎない。單に尺度を短小にしたといふ他に何等その氣持ちの上に必然の從屬關係がない。これは別の立場からみて、全體の恰好に周到な考察が拂はれてゐなかつたからの缺陷である。此の大きな缺陷がよく補はれて眞の完全な姿で牌樓の美を備へてゐるのは第六十二圖である。五段に分れた屋根の形は相互の間に響きがある。それと楣との間にも適宜な調和がある、而かもそれ等の全體としての水平線の一團は四本の柱に依つて輕快に支へられてゐる。線は總べて有機化されてゐる。今引用したギュヨー氏の言葉を此の牌樓の形式美の上に繰り返してみると釋然としてその美が味得されるで

あろう。私はこゝに僅かに一例として石造のもの三種に就いて記述したのであるが、木造のものも同様である。木造のものにあつては石造のもの様に單にその組物を模したのではなくほんとうに組み合せてゐるのであつてその組物の美しくしさとそれに對する下半部との調和の仲々に立派に出來てゐるものが多い。

以上の私の記述は甚だ粗雑であるけれども、これによつて建築の形式美の鑑賞に一つの暗示は與へ得るであらうと思ふ。特に支那の建築は——一般に東洋建築といつても好いが——楣式建築といはれるものであつて、柱とその柱へ架け渡す横木即ち楣、換言すると垂直の線と水平の線とから出來てゐるものであるから、此の兩者の配列的形式はやがてそのものの美的價値を左右することになる。一般にいふと形式美といふものは勿論藝術美の全體ではないし、又その重要な位置でもないが、工藝美術や建築の様なものの美の評價には形式美といふことは極めて重要なものである。重要な

もの丈けにその研究も古くから行はれてゐるのであつて希臘羅馬のそれ等の形式美の研究は單にその研究丈けにも既に古い歴史がある位であり、現今尙新らしい學説が唱へられてその研究は終熄しない。併し支那建築のそれは未だ此の分野は拓かれずに居る。それは正確な實測と製圖とが基礎にならなければならぬからでもある。史的研究の完成されない今日、然し乍ら或る意味からいへばそれよりも容易な形式美の研究はもうそろそろ手が着けられても好いのである。表面的な詠歎的な文字の配列でなく科學的な手段の上に支那建築の美が説かれなければならないのである。

二八 奉天の宮殿

上、大内宮闕

一

三月十日、陸軍記念日と關聯して吾々日本國民の記憶に永く残るであらう所の奉天には所謂清朝初期の宮殿が残つてゐる。城内中央の四平街に在つて東三省軍の憲兵教育處に充てられて居るのがそれである。從來迄は此の宮殿は内務府皇產事宜處の管轄であつて一般内外人にその參觀を許可して居つたのであるが最近になつてこれが省長公署の管理に移されると同時に一般の參觀が禁ぜられる事となつたのである。抑も清朝皇室なるものは、滿洲に起つたものであつて最初は僅かに南滿洲の土地を占有して居つたに過ぎなかつたので當時都を奉天に定めて此處に宮室を經營したのが現今殘

つてゐるものであつて今私が此處に記述しようとするものである。

抑も奉天といふ名稱が用ひられたのは比較的近代の事であつて清初時代即ち順治十四年(西紀一六五七)世祖章皇帝が此處に奉天府を設置したのに始まつてゐる。而して此地が都城として開かれたのは、可成り古代からであつた。恐らくは此地方は滿洲に於ける比較的樞要の位置にあるといふ點からしても相當古い時代から民族集中の一中心になつてをたつたであらうし、又滿洲に於ける漢民族の接渉といふ上からも、早く開けて居つたろうことを想像し得るのである。漢時代に於ける遼東郡の候城なるものも恐らくは今の奉天の地であらうと想像されてゐるし又後漢に入つて玄菟郡の郡治、高句麗縣が置かれたのも同じく此地であつた。何れも古代に於ける漢民族の滿洲進出の一例として此地が相當古くから一方の文化の中心であつたことを徴するに足るものといふことが出来るであらう。此後遙かに下つて遼金の時代には此地は瀋州と稱せられたし、元時代には瀋陽路と呼ばれ、明

時代には此れが瀋陽衛と言はれて居つたのである。而して明末時代になつて清の太祖が滿洲に覇を稱へて此地に都する様になり次いで太宗の代に於いて即ち明の崇禎七年(清天聰八年西紀一六三四)には漢語の舊名を稱することが禁ぜられて新たに天眷盛京と改名されたのであるが、此れが更らに明が亡んで清が北京に都を遷すこととなつて盛京には奉天府が設置されて今日の奉天となつたことは前に記述した通りである。奉天といふ名稱に就いての記述は今多くを費す必要はないが尙本文に入るに當つて必要な事項を略述して以つて本稿の序言とすることにしたい。

二

從來支那の史家は清朝發祥の土地を清朝實錄記載の通りに傳へて居つたけれども、近年に於いてその誤りであつた事が指摘され而もその土地は朝鮮會寧府であつたといふ事實迄が證據立てられるに至つた程であるから、彼の清朝實錄に記載された様な不思議な説話を恐らく誰も信じないであら

うけれども、かうした奇蹟的説話に作り上げて實錄の卷首に掲げた清朝初期の政策は私の記述に多少の關聯を有つてゐるので私は此の奇蹟的説話を實錄の文に依つて記述することから始めたい。

朝鮮と滿洲との連接する所には長白山脈がある。豆滿江と鴨綠江とは此處から發して、一は日本海に一は黃海に注いでゐる。清朝實錄の文に依ると「山高くして二百里より千里に綿亘す、山上に潭あり關門と曰ふ、周り八十里、鴨綠、混同、愛淖の三江は焉より出づ、三江多く珠寶を産し其山風勁く氣寒し、夏日の毎に山を環るの獸畢く其中に棲息す」と記されてゐる。此の長白山の東に布庫里山があつて山麓には布庫里湖がある。或日のこと此の湖で恩古倫、正古倫、佛古倫といふ三人の天女が水浴して居つたが此時一羽の神鵲が飛んで來て、一番末の佛古倫の衣服の上に一つの赤い木の實を置いて何れかへ飛び去つて終つた。佛古倫は衣服を着する時、此の木の実を見てあまり美しくかつたので口に啣へたのが腹に入り終ひに姪

娠して一人の男兒を分娩したが彼れは生れ落ちると共によく人の言葉を理解し而も直ぐ生長して行つて大人となつたのである。この母の佛古倫が彼れにその生ひ立ちを詳かに語つて聞かせた上、これは天がお前を生むで此の亂國を治めさせ様としたのである。お前は此の流れに沿ふて行けばその治むべき國に行くことが出来るといつてその母佛古倫は空に消え去つて終つた。此の天女佛古倫の子が即ち姓を愛親覺羅、名を布庫里雍順と言つたのである。布庫里雍順は忽ちの間に相當の勢力を得て附近の部族を服屬せしめた。そして長白山の東俄莫惠の野、俄朶里城に居住して國號を滿洲と稱した。その後代々此の俄朶里城に居住して居つたが數代の後に努爾哈赤といふ人が出た。彼れは即ち清の太祖高皇帝であつてその父を顯祖宣皇帝、母を宣皇后と言つて明の嘉靖三十八年(西紀一五五九)に生れたのである。此當時は既に俄朶里城の西方一千五百里の地點である虎欄哈達の山下、赫圖阿喇といふ所まで進出して居つたので彼れ努爾哈赤即ち太祖高皇帝の世となつ

て此處から更らに進出して終ひに奉天に出で次の文皇帝の子章皇帝の代となつて北京へまで乗り出すことになつたのである。而して此の努爾哈赤が興つた所の赫圖阿喇といふ地點は奉天の東方、渾河の上流地方であつて今日の興京がそれであるが、更らにその以前の俄朶里城の所在地は何處であるか。従來の史家は此れを吉林省敦化縣であるとして居つたのであるが近年になつてその誤謬であることが證明され且つその俄朶里城なるものは朝鮮の會寧府にあつたといふ事も同時に證明せらるゝに至つた。然し従來の史家が此の清朝實錄記載の地點の擬定を誤つたといふ事に關しては必ずしも研究の杜撰といふ事にのみ歸する事の出来ない事情もあつたのであるが此事は尙後にも言及する機會があろう。

さて彼れ努爾哈赤即ち太祖高皇帝は餘程の英雄であつたので僅かの年月の間に滿洲一帯に互つて略その勢力を擴げるに至つたのであるが、その生れる時から既に常人と異つて居つたのであろう、その母宣皇后は三子を生

んだがその長子として胎内に十三ヶ月居つて始めて生れ出た。清朝實錄には彼れの事を記して『生れて龍姿鳳目、偉軀大耳にして面は玉潤の如く聲は洪鐘の若し、儀度威重、舉止非常、英雄世を蓋ひ騎射倫を絶し、雄謀大略にして兵を用ふる事神の如く而も又至誠物を御し、剛果能く斷じ賢に任じて貳ならず邪を去て疑はず、一たび耳目を経れば終身忘れず衆稱して英明の主となすと言ふ』とある。かういふ風だから二十五歳の時の初陣以來戦ふ所勝たざるはなく、征する所敗らざるはなしといふ勢ひで朝鮮の兵と戦ひ、明の軍と闘つてその度に次第次第に勢力範圍も擴げて行つた。そうして彼れが齡五十八歳の春に推されて皇帝の位に即き覆育列國英明皇帝と稱し年號を天命と立てた。即ち此年は明の萬曆四十四年(西紀一六一六)の一月一日であつた。然して此の努爾哈赤の屬してゐる愛親覺羅氏は通古斯民族の一派である所の女眞族であるから、太祖は女眞人の興起であるとか或は金國の復活である等と稱してその國號を金又は後金と稱して漢人であ

る明の文化に對抗しようとしたのであつて彼の滿洲文字の創製はその一例と見る事が出来る。かくして彼れは天命六年即ち明の天啓元年(西紀一六一二)三月には瀋陽(奉天)を攻取し次いで遼陽を占領してこゝに奠都してその翌年には此處に東京城を築いた。十年には都を瀋陽に遷し翌年即ち天命十一年(西紀一六二六)八月、明軍との交戦半ばにして病の爲めに崩じた在位十一年、齡六十八であつた。支那の歴史では彼れを以つて清朝の開祖としてゐるのである。

太祖高皇帝が崩じたの下その第八子の皇太極が衆望に依つて即位、翌年改元して天聰元年(明の天啓七年)となつたのである。時に皇太極の齡三十五歳であつたこれを太宗文皇帝と稱する。彼れもその父太祖に劣らない英傑であつたので清朝實錄の彼れの記事の一句に『三歳の時、見る所輒ちよく記憶す。七歳以後太祖即ち委ぬるに一切の家事を以てし太祖の指示を煩さずして自ら能く賛理す』とあるに依つても略想像し得られる。而して太

祖の時代には彼れ自らも女真人の興起だとか金國の復活だとか稱してをつた程であつてその理想とする所は恐らくは滿洲地方に覇者たらんとしたものであつて明を亡ぼして四百餘州に君臨し様といふ心は少しもなかつたことは前後の諸種の事情から見ても明かであつた。然るに太宗の時代となるに此の方針が一變して邊境の滿洲に覇を稱へる事から更らに明を亡ぼして北京に入つて全支那に號令し様といふ大望を抱く事になつたのである。これは民族興起の自然の順序から言つても蓋し當然の事ではなければならぬ。かういふ事情から太宗はその父の太祖の政策なり方針なりを或は改定し或は否定しなければならぬ止むを得ぬ事情に立ち至つたのであるが此の事情は私が此稿に記す所の宮殿建築の年代考定の上にも關係を有する事は本稿の結論に於いて詳述する通りである。その最も著明の事項は國號を大清と改めたことであるが何故にこういふ必要があつたであらうか。而かもそれのみではなく太祖自らが女真人の興起と稱し金國の復活と稱して是れを多

少誇るが如き状態であつたのも太宗に至つて極力これを否認し抹殺する様になつたのである。父在まきばその行ひを見、父没すればその志を見て三年改むるなきを孝と言ふ可しといつた様な支那人の思想から見ても餘程解し難い事ではなければならぬ。一體女真人は宋の時代に阿骨打といふ酋長があつて彼れは女眞王となつて當時松花江沿岸地方に居つた契丹即ち遼の地を領して國號を金と稱し皇帝の位に即いて更らに大兵を率ゐて宋の徽宗と共に終ひに遼を亡ぼした。その子の吳乞買は更らに進んで宋に迫つて終ひに宋をして城下の盟ひをなさしめたのであるがその約束を履行しなかつたので徽宗、欽宗及びその皇妃を捕虜として終つた。此れが即ち金の太祖及び太宗である。此の女真人の入寇があつて以來は漢人の頭に一層女真人の恐るべく憎むべき未開人であるといふ印象を與へたのであるが、明を亡ぼして漢人の上に君臨し様といふ大望のある太宗が此の事情を知つて太祖以來公然と金だとか女眞だとか稱して漢人に悪感情を懷かせる事の極めて不

利なのを思つて極力これを否認することに努めたのである。さうして苟しくもこれを徴するに足る様な記録は勿論碑文等も抹殺せしめたのである。そしてその祖先が未開蒙昧の女真人であつた事實に錦衣して自らは滿洲人と稱して着々と天下乗つ取りの事業に努めたので此の結果は勅命に依つて纂修した清朝實錄の卷首にも前述した様な記事を掲げて世人を欺瞞したのであるが、お蔭で後世の史家は長白山麓の俄朶里城の所在地の擬定を久しく誤つて吉林の敦化縣であると信じて居つたのである。

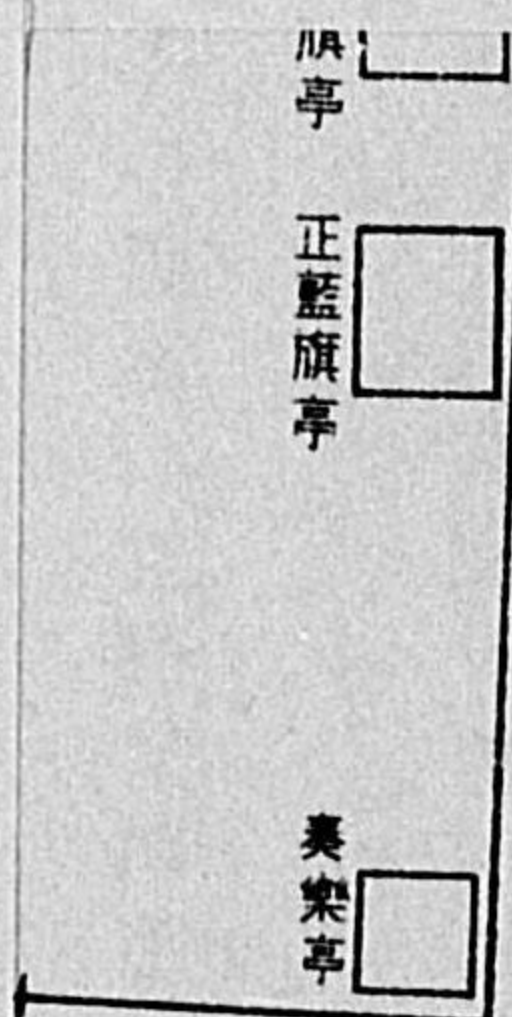
以上の様な次第であるから太宗はその祖先の經歷を出来る丈け修飾すると共に文化的方面では到底漢人と對抗し得ない爲めに専心武力を以て立國の大本とした。そして朝鮮と戦つて之れを降し明を討つて大いにその版圖を侵した。而して此の間にあつても他日大望の達した日に文盲の國民であるとの嘲笑を受けることを恐れて父太祖の創めた滿洲文字を達海をして大成せしめこれを大いに普及獎勵したのであつた。けれども彼れ太宗はその

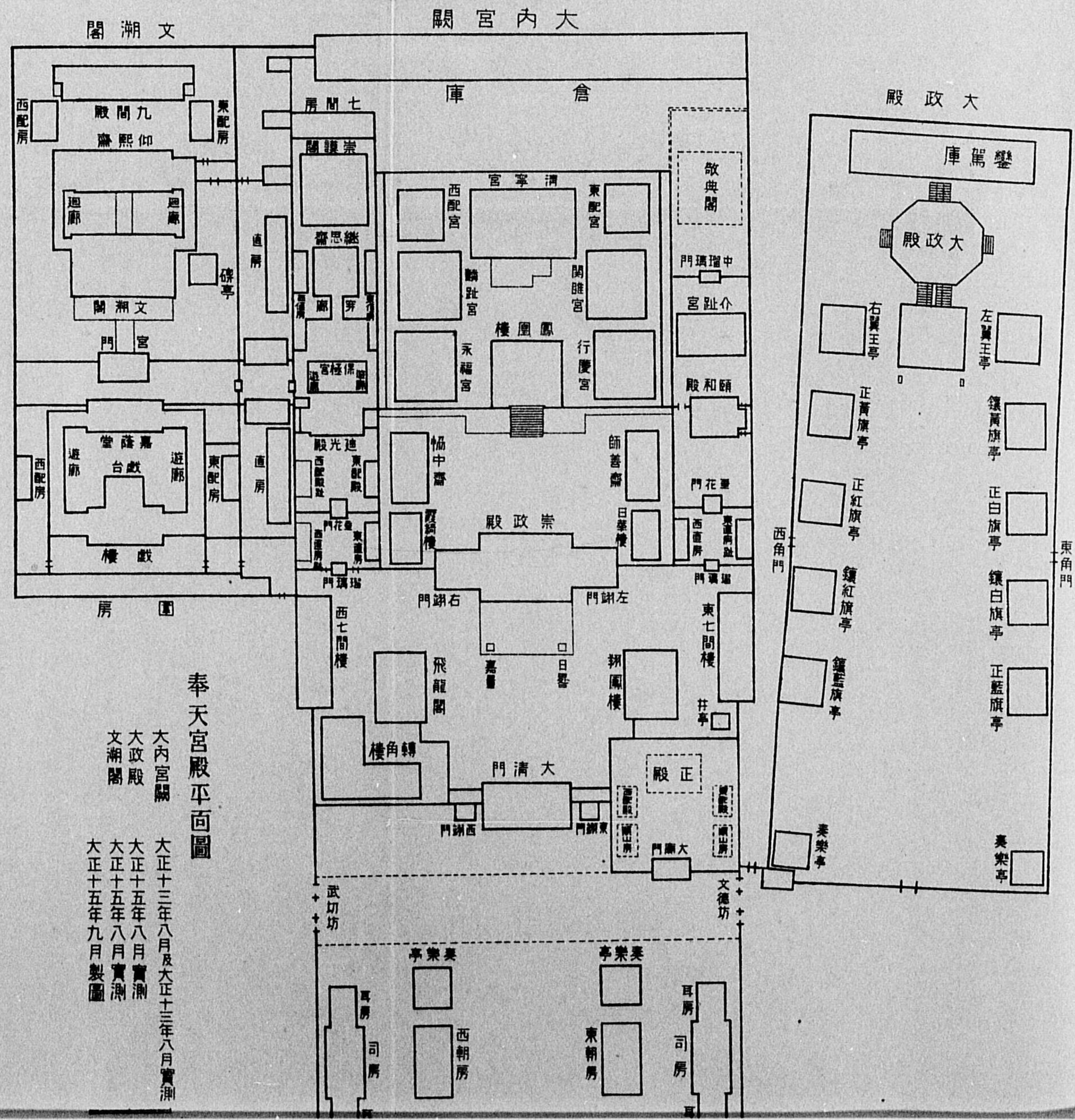
志を遂げて北京に入ることが出来ず終ひに崇徳八年（明崇禎十六年西紀一六四三）八月齡五十二で崩じた在位十七年である。太宗の第九子福臨が皇帝の位に即いた。これが世祖章皇帝である。彼れは太宗の志を繼いで大いに明と戦つて終ひに順治元年六月都を北京に定め十月一日には此處で皇帝の位に即いたのである。かくの如くして天命元年正月に太祖が始めて皇帝の位に即いてから二十九年目、奉天に都を奠めてから二十一年目に清は早くも支那の天下を掌握したのであつて滿洲に興起してから太祖太宗世祖の三代三十年の間が入關前の清朝であつて清初の歴史に貴重な資料が残されてゐる。大體これ等の間に營造されたのが今此處に記述し様とする宮殿建築であつて、清朝建築史に貴重な遺物であることは今更ら喋々する迄もない事である。

三

奉天の都城はその歴史が前述した通りに相當に古いけれども現今では明

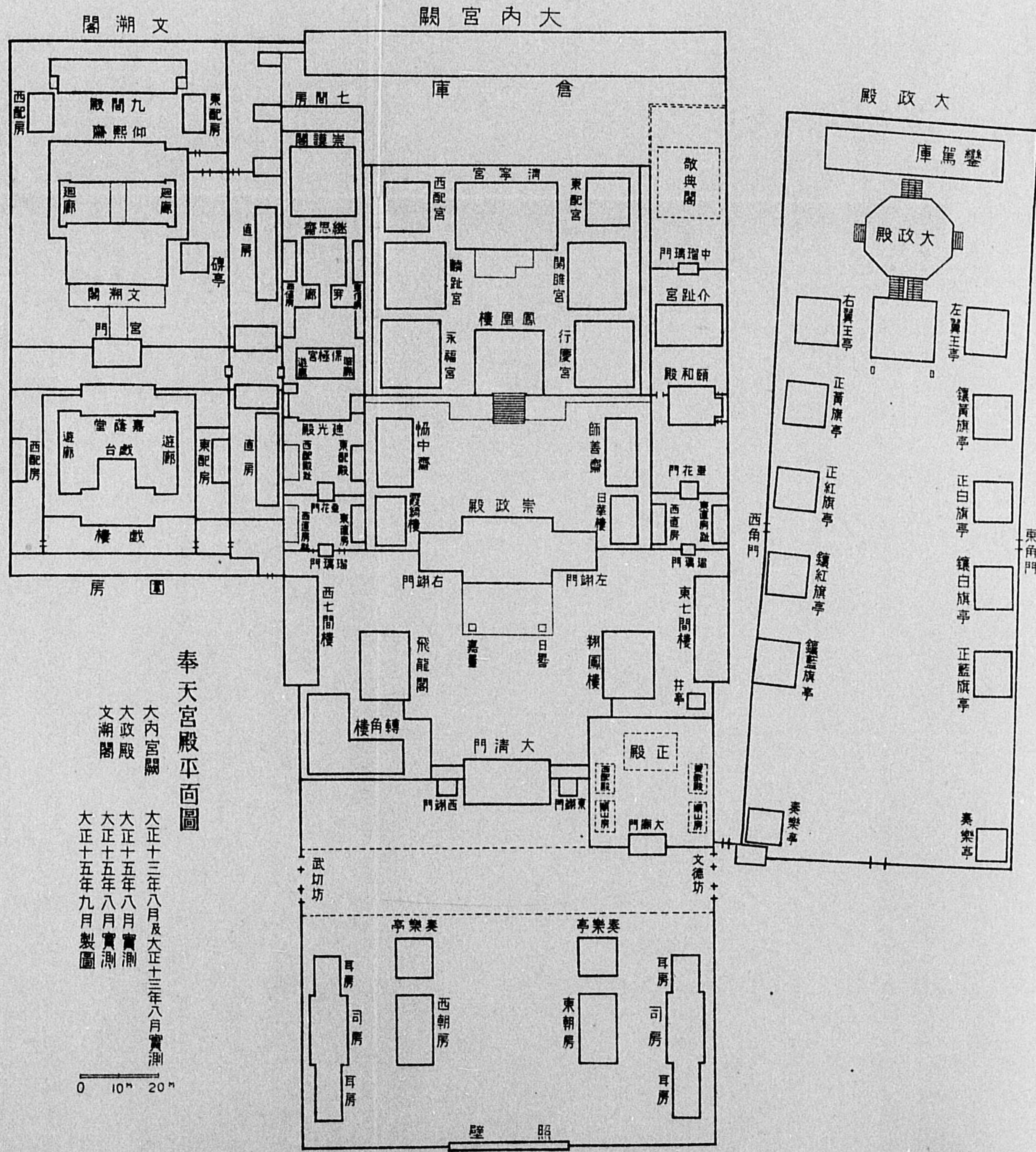
末清初の遺物が最古に屬する方であろう。南滿洲鐵道株式會社附屬地から遙かに離れて奉天城が残つてゐる。一般に支那の都城に見る様な城壁城門があつて内に人家が稠密してゐる。その市街の中央に四平街といふのがあつてこゝに所謂宮殿が建つてゐる。一般に宮殿と稱せられてゐるのは盛京通志を始め他の諸書に大内宮闕と記されてゐる所のものがそれであつて又此れを金鑾殿とも稱してゐる。金鑾殿なる名稱は何時の頃に付けられたのか私は知らぬ。清朝實錄其他の諸書にも見當らない。餘程後の命名であらうと思はれる。此の大内宮闕なるものは周圍に高い宮牆があつて一區廓をなしてゐるがその東及びその西に矢張り同じ様に牆壁で圍んだ一區廓がある。前者を大政殿、後者を文溯閣と稱する。私は大正十三年の夏滿鐵會社の命を受けて此地に出張し支那官憲の正式の許可を得て學術的調査を行つたのであるが此際は諸種の關係で大政殿の方は實査することが出来なかつたけれども大内宮闕と文溯閣とは可成り詳細に調査する事が出来たので





奉天宮殿平面圖
 大内宮闕 大正十三年八月及大正十三年八月實測
 大政殿 大正十五年八月實測
 文溯閣 大正十五年八月實測
 大正十五年九月製圖

又此れを金鑾殿とも稱してゐる。金鑾殿なる名稱は何時の頃にか私は知らぬ。清朝實錄其他の諸書にも見當らない。餘程後ろうと思はれる。此の大内宮闕なるものは周圍に高い宮牆があるをなしてゐるがその東及びその西に矢張り同じ様に牆壁で圍んである。前者を大政殿、後者を文溯閣と稱する。私は大正十三年社の命を受けて此地に出張し支那官憲の正式の許可を得て學術つたのであるが此際は諸種の關係で大政殿の方は實査することつたけれども大内宮闕と文溯閣とは可成り詳細に調査する事が



奉天宮殿平面圖

大内宮闕 大正十三年八月及大正十三年八月實測
 大政殿 大正十五年八月實測
 文潮閣 大正十五年八月實測
 大正十五年九月製圖

0 10m 20m

(照參頁九八三文本) 圖八十六第

通志を始め他の諸書に大内宮闕と記されてゐる所のものがそれであつて又此れを金鑾殿とも稱してゐる。金鑾殿なる名稱は何時の頃に付けられたのか私は知らぬ。清朝實錄其他の諸書にも見當らない。餘程後の命名であらうと思はれる。此の大内宮闕なるものは周圍に高い宮牆があつて一區廓をなしてゐるがその東及びその西に矢張り同じ様に牆壁で圍んだ一區廓がある。前者を大政殿、後者を文溯閣と稱する。私は大正十三年の夏滿鐵會社の命を受けて此地に出張し支那官憲の正式の許可を得て學術的調査を行つたのであるが此際は諸種の關係で大政殿の方は實査することが出来なかつたけれども大内宮闕と文溯閣とは可成り詳細に調査する事が出来たので

ある。先づ此の二つの内、大内官闕に就いてその大略を記述する事にしようと思ふ。

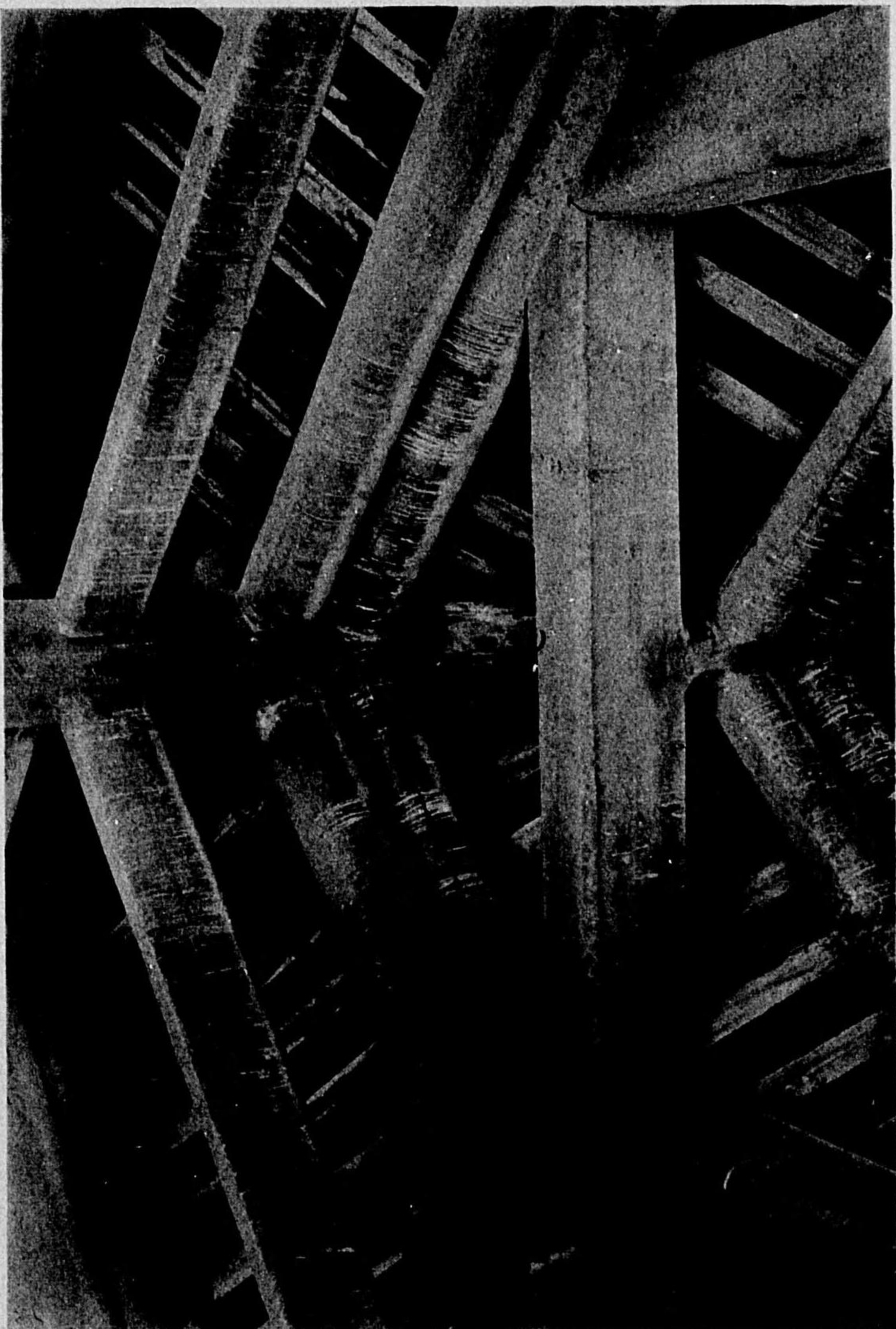
これは前述した様にその周囲は官牆で圍まれた南北に長い長方形の敷地である。此の規模に就いては盛京通志に「南北の袤八十五丈三尺。東西の廣三十二丈二尺」と書いてある。私の實測では南北が二六三米〇五糎、東西は廣い部分で一五米三〇糎、狭い部分で一〇三米五八糎であるから大體に於いて盛京通志記載の數字は正しいものと見て好い。此の一廓は更らに同じ様な牆壁に依つて小さく幾つかに區劃してその中に各種の建物があつて、それがそれ等の配置は六十八圖に示した通りである。次ぎに此等の諸建築物の主なるものを少し詳細に記述してみよう。

牆壁。外廓及びその中の小區劃をなしてゐる牆は随分に立派なものであつて、磚（泥を固めて焼成した一種の煉瓦であつて大いさには種々ある。一般に支那建築に用ひられ色は灰色又は黒色に近い。俗に支那煉瓦といつて

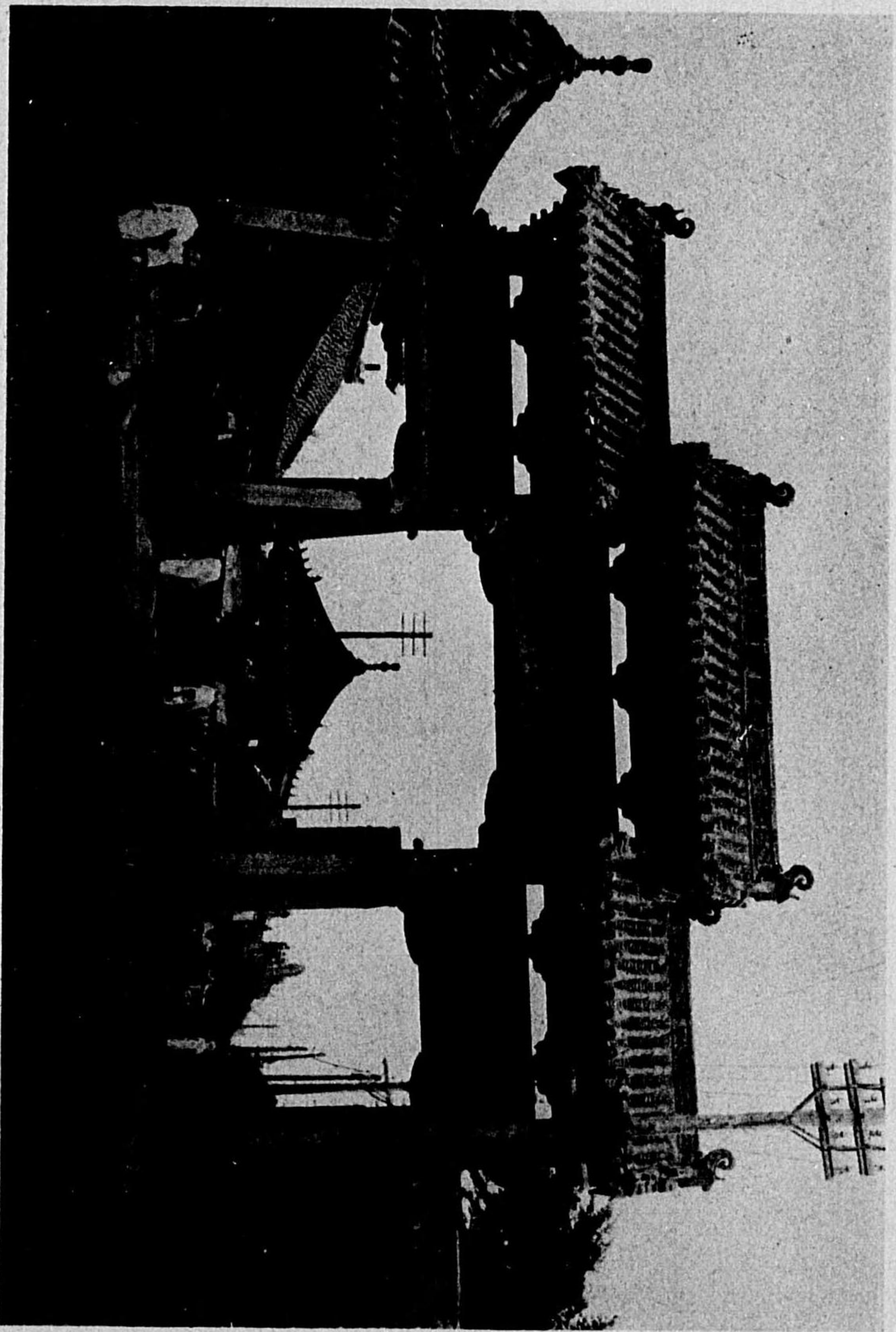
る)を以て築き上げ表面には赤色漆喰を施こし上は釉薬を施こした瓦を以つて葺いてゐる。壁の厚さは一米二十糎から八十糎位で上の方で少し薄くなつてゐる。全體の高さは二米乃至三米近くに及ぶものがある。

照壁。大内宮闕の最南端にある一種の衝立の役をなしてゐる壁體である。矢張り磚を積んで表面に赤色漆喰を施こし中央には蟠龍の形を彫刻した美しくしい瓦で裝飾してゐる。照壁はその起原は随分に古いものであつて一般に支那の住宅にはその門の内外に作られてゐる。迎壁又は影壁とも稱する。此の照壁から東西に牆壁が出て大内宮闕の區廓を作つてゐるものである。

奏樂亭。照壁の北方の左右に建つてゐる。單層方桁造りであつて三間四方。中央の柱間は左右のその二倍程ある。高さ三米程の磚築の基壇があつてその上に建つてゐる。全體の格好は仲々好く出来てゐる。恰度我邦でいへば藤原時代のその様な氣分がする。此の建物で多少興味を覺えるのはその小屋組の形式であつて支那では珍らしいものではないが、我邦には



組屋小亭樂殿宮天孝 圖九十六第
(照參頁〇九三本文)



坊 文德坊 武功坊 天奉 圖 十七 第
(照參頁一九三文本)

絶えてその例がない(第六十九圖參照)。先づ柱の上には普通にある様に桁を通して所謂正方形に井桁を造つてゐるが此の桁の中央部を支點として第一の桁の位置よりは四十五度廻轉させた位置に更らに正方形に桁をのせ、更らにその中央部を支點として第二の桁の位置よりも四十五度廻轉した位置に第三の桁を井桁におく。故に此の第三の桁は第一の桁と並行であつて只少し内側に在る。かくの如くしてその上に隅木を通し椽を配して屋根を造つたものである。支那に於いては此種の構架法は方桁造の建築に最も普通に用ひられて居るのであつて乾隆雍正年代に勅選された工程做法にも此れを載せてゐる。

文德坊と武功坊(第七十圖參照)。此の二つは奏樂亭の北方、東西に對して建つてゐる。此種の形式は我邦には其例がない(私の實見したものの中では京郡宇治萬福寺の門にこれに似た形式のものがある)が支那ではこれを牌樓と稱し可成り種々の形式があるが大體は略一様の形式を有つてゐる。

私は今此等の所謂牌樓なるものに就いて詳細な記述をする餘白を有しないが(別項牌樓の形式参照)此處に記す所の文徳武功の兩坊の如きは先づ牌樓としては比較的簡單なものの一例とする事が出来るであらう。その形式は三闕から成り中央の開きが左右のそれよりも一米程大きい。柱は脚部に於ては石材及び木材の踏張りがあり上部には切妻の屋根がかけられてゐる。此の屋根の中央のものは左右のものよりも一段高くなつてゐるが此等は牌樓の一般的形式である。屋根には黄又は碧色の瓦を用ひ棟には飛龍の彫刻のある瓦を飾つてゐる、そして全體を四手先組物で支へてゐるが此の組物には手先毎に通し肘木を用ひて各組物を連結してゐる。尾樞は組物毎に三重に出てゐる、そして此の牌樓全體は朱色漆を塗り上半部に於いては特に饒多な彫刻を應用して雲、龍、唐草等を表はしこれに渡金し、其他の部分には絢爛とした色彩を施こしてゐる。然し乍ら全體のプロポーションは甚だ拙いものである。その拙ない點を摘記すると種々あるが今その二三に就い

て述べてみる。第一に屋根の形狀が切妻である爲めに次の様な缺陷が生じてゐる即ち

イ、下半部の構造的の氣分に對して均衡を失してゐる。

ロ、四手先組に對して莊重の氣分に缺けてゐる。

ハ、軒出を側面に移すことが出来ない爲めに立面が平凡に墮してゐる。第二には柱間距離即ち開きに對する高さの比が適度を失してゐる。即ち全體が高かすぎる爲めに安定の感を著しく損つてゐる。以上の二つは最も大なる缺陷であるが尙細部に就いても遺憾な點が多い。

大清門及東西の兩翹門。大清門は此の大内宮闕の正門であつて五間三戸單層切妻造りである。木部は全部朱色漆を塗つてゐる。兩側面には八六櫃の厚さを有する塼造の壁體を建て柱の如きも此の壁體中に包んでゐる。私は今此れ等の形式を塼築切妻造と稱する事にする。此の塼築切妻造は支那に於ける建築に普通に守られてゐる形式であり又此の宮殿内の建築にも非

常に多い。屋根には黄色碧色の瓦を用ひ大棟、下り棟、鏤羽等にはそれぞれ龍を彫刻した瓦又は正吻、旁吻、鬼龍子等で裝飾してゐる。此の建物の小屋は支那全土に千篇一律的に行はれてゐる方法であつて梁の上に束を立てて更らに梁を受け又束を立て、梁を受けてゐる。かくの如くして大なるものは三重四重の梁を用ひる。今此れを伊東博士に従つて梁束式と稱する。そして束毎に母屋を架してゐる、此の母屋の事を櫓と稱してゐる。前記した工程做法に依ると建築の梁間を言ひ表はすに此の櫓即ち母屋の敷を以てし五櫓、七櫓、九櫓等と稱してゐる。次ぎに此の大清門の左右の兩側に前に記した様に磚造の壁體があり柱は半ば此の壁體中に包まれてゐるが正面及び背面に於いては柱は二列に並び前柱列は角柱、内側の柱列は圓柱である。今此の前柱列にある角柱の礎石から順序上へ軒廻りの方へ記述して行こう。先づ最下方には方形の礎石があり此の上に石造の下向蓮華を刻んだ礎盤がある此の上に角柱が建つてゐる、そして頂部に近くなるに従つてそ

の太さを減じてゐるから一見極めて安定の感じが強い。此の柱身の最頂部には彩色を以つて蓮瓣繋の文様を描きその上に大斗をのせてゐる。此の大斗にも美しくしい彩色で文様を描いてゐるがこの左右に腕木を出して軒桁を支へてゐるそして正面には怪獸の頭部を飾つてゐる。椀木は二た軒であつてその断面は共に方形とし地椀木は綠青、木口を金色、飛椀椀は赤色、木口を綠青としてゐる。門全體は半米餘の高さの石壇の上に建ち壇には前後に各三ヶ所の石階が設けてある。南方の石階の前面左右には石刻の高麗狗一對が置かれてゐる。大清門の左右に一構の小門があり此の小門から更らに北方に簡単な三闕門がある。此の大清門の左右の小門の名稱に關しては乾隆四十四年(西紀一七七九)に増修せられた所の盛京通志にはその卷首の大内宮闕圖に東宮門西宮門と記入してゐるが乾隆元年に出來た盛京通志や楊賓の柳邊紀略或は太宗實錄等の文には東翊門西翊門と稱してある。これは或はとり様に依つては少くとも乾隆の初年頃迄は東翊門西翊門と稱して

居つたのが乾隆四十四年頃即ち盛京通志が第三回目に編修された頃には既に東宮門西宮門と改名されて居つたとも言はれ得るが、私は種々の點で乾隆四十四年に出來た盛京通志の文を悉く信用することを好まないものであつて此の門の名稱も東宮門西宮門と稱する説には賛成出來ないのである。尙序いでに一言しておきたい事は此の小門の更に北方に簡単な三闕門のある事を前に記しておいたが私の考へでは恐らくは最初大清門と共に建てられた東翊門西翊門なるものは此の小さい三闕門の方であつたろうと思はれることである。私の此の考へは有力な馮據を有するものではない單なる想像に過ぎないけれども、現場に就いてよくその形式手法を観ると誰れにも容易に了解することが出來ると思ふ。然し乍ら現在では専ら南方の門が使用されその北方の三闕門の方は一寸と氣が附かない。私はだから今便宜上南方の門を東翊門西翊門と稱しておく。此の東西兩翊門の形式は極めて簡單なものではあるがその小屋組の構造が少し變つてゐる即ち寫眞(第七十

一圖参照)に示した様なものであつて、西洋小屋にある夫婦東クワイレストの様な形式をしてゐる。即ち梁の上に二本の相等しい高さの束を並べ立てて此の上に更に二つの母屋(棟木に相當する。支那では矢張これも櫓と呼んでゐる)を並べのせてゐるそして此上に化粧樑を架け渡してゐるから棟の部分では樑は合掌形にならずして水平になつてゐるがこの爲めに矢張り外觀に於いても棟の形を表はさないで瓦は前の流れと後のそれと連絡して圓形に近い曲線をしてゐる。これを支那では鞍子脊アサツチと稱してゐるが全土に廣く一般的に行はれて居るものであつて書物にも載つてゐる。

飛龍閣と翔鳳樓。此の二棟は相對して建つてゐる。現在建物に掲げてある扁額や盛京通志其他二三の書物に依ると東方を飛龍閣、西方を翔鳳閣としてゐるけれども、私の研究した所ではこれは全く誤りであつて東方を翔鳳樓、西方を飛龍閣とするのを正しいと信ずる。兩棟共に全く同一の形式であつて五間重層切妻造。矢張り全部朱塗りとして軒廻りには種々の色彩

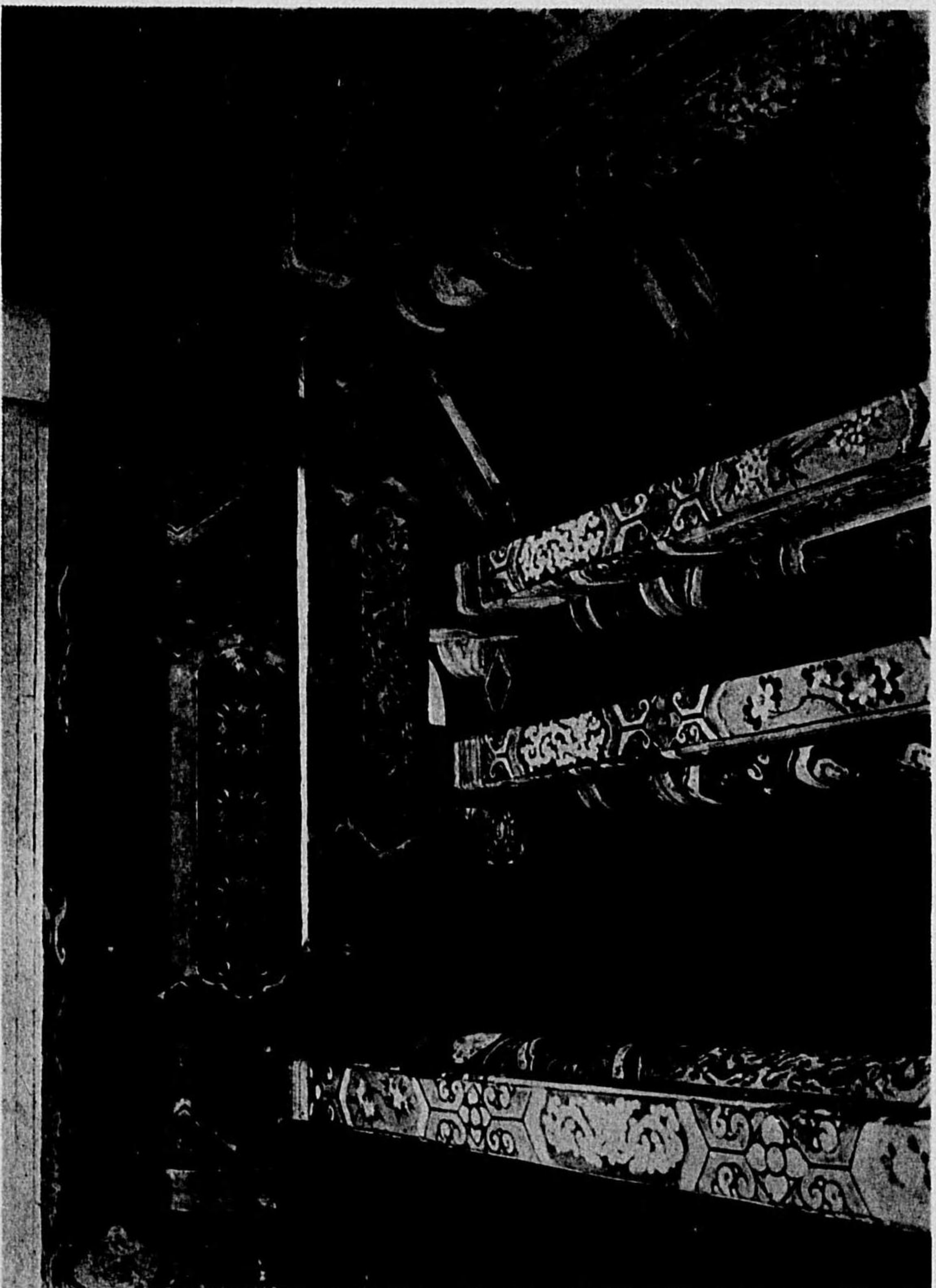
を用ひて文様を描いて居ることは大清門、東西兩翊門、文德武功兩坊等總べて同様であつて大内宮闕内の建築全部に共通である。構造も所謂塼築切妻造であつて屋根の瓦には釉藥を用ひてゐない。全體の格好が極めて悪く線や形の上にも少しの面白味がない。

崇政殿。第七十二圖大内宮闕中央にあつて最重要の建物である。即ち宮殿の正殿であつて五間單層の塼築切妻造りである。前面及背面には玉階玉欄がある。特に前面即ち南方には廣さ二二米半に一三米半程の壇がありその東南隅には日晷（第七十三圖参照）西南隅には嘉量（第七十四圖参照）がある。日晷は日時計であるし、嘉量は度量衡を正しくして天下を治めるといふ意味である。崇政殿の木部は全部朱漆塗りとし軒廻りは豊富な色彩で文様を描いてゐるしまた唐草、雲、龍、鬼面等の彫刻を以て裝飾してゐる。内部には玉座があるが玉座の上部には極めて華麗な裝飾をした屋根が造られ（第七十五圖参照）下方には美しい勾欄を設けた壇があつてその中央に

椅子が据えられ後方に屏風が立てゝある（第七十六圖参照）此の崇政殿は清朝實錄の文などから考へると皇帝が臣下に賜宴されたり入朝の使臣等を引き寄せられる場合に使用されたものと思はれる。乾隆四十四年の盛京通志には崇政殿の原名を篤恭殿といつたと記してあるが私の研究した所ではこれも盛京通志の誤謬であつて何よりの證據は清朝實錄には崇政殿とか篤恭殿とかの文字が個々別々に隨所に記されてゐる。これは大政殿（大内宮闕の東方にある）の原名を篤恭殿と稱して居つたものだと私は考へてゐる（考證は此處には省略する）。それはともかくとして此の崇政殿は飛龍閣や翔鳳樓に比べると全體の形も餘程よく出来てゐるし細部などにも仲々洗練された所がある。特に玉座廻りの木彫はその意匠が非常に立派である。殿前に在る日晷即ち日時計は白色大理石で造られその臺座の如きは隨所に彫刻を施してゐる又嘉量は同じ様に白色大理石を用ひて造つて居る。此の日晷と嘉量とは何れもその形式手法を一にしてゐないのみならず崇政殿の玉欄玉

階等の技巧とも何等相似た所がない私はそれ故その形式手法の點から考へて恐らくは此の崇政殿の前面に置く爲めにその當時新たに作られたものではなくして既成されたものを他の場所からこゝへ移設したものではなからうかと思ふ。少くともその日晷と嘉量とがその材料を會々同一にしてゐるのみであつて其の形式手法が全然別種のものであることに依つても想像せられる。盛京通志には乾隆十三年に設くと記載してある泉して此の記載の如く乾隆十三年(西紀一七四八)に新らしく製作してこゝに設置したものであるか或は又私の想像の如く既成のものをこゝに移置したのかは私は尙充分の研究を必要とするが此の日晷に就いてみるもその盤面の傾斜が奉天の緯度に適してゐない一事を以つてするも太古から發達した支那の天文史上甚だ疑はしいといはねばならない。勿論如何に天文学としての進歩發達はあつても此種の方面への應用が技術的に正確に行はれ得たか否か或は又觀測を正確に行ひ得たかどうかとも疑へば疑ひ得るから此一事で總べてを論斷

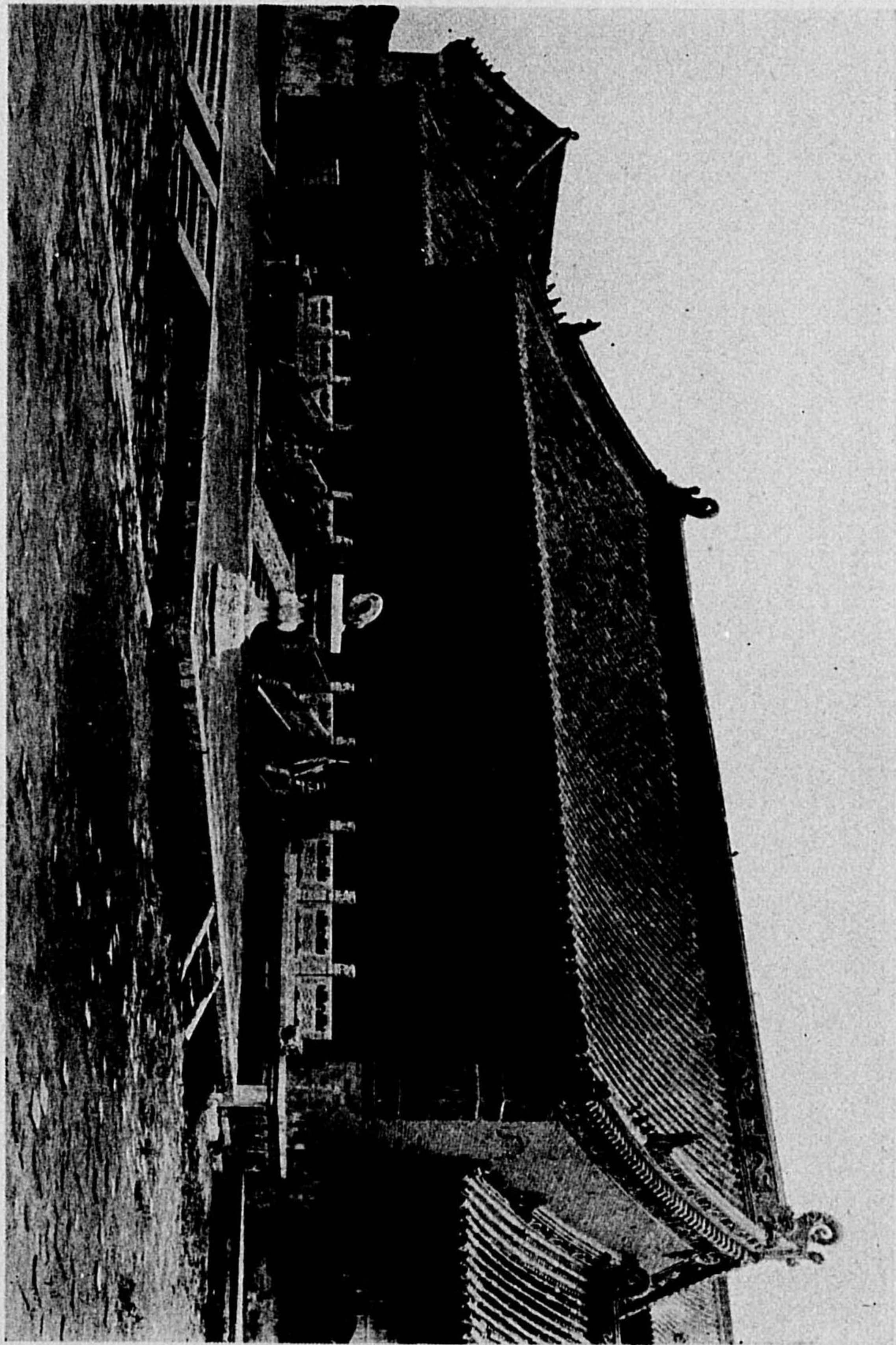
100



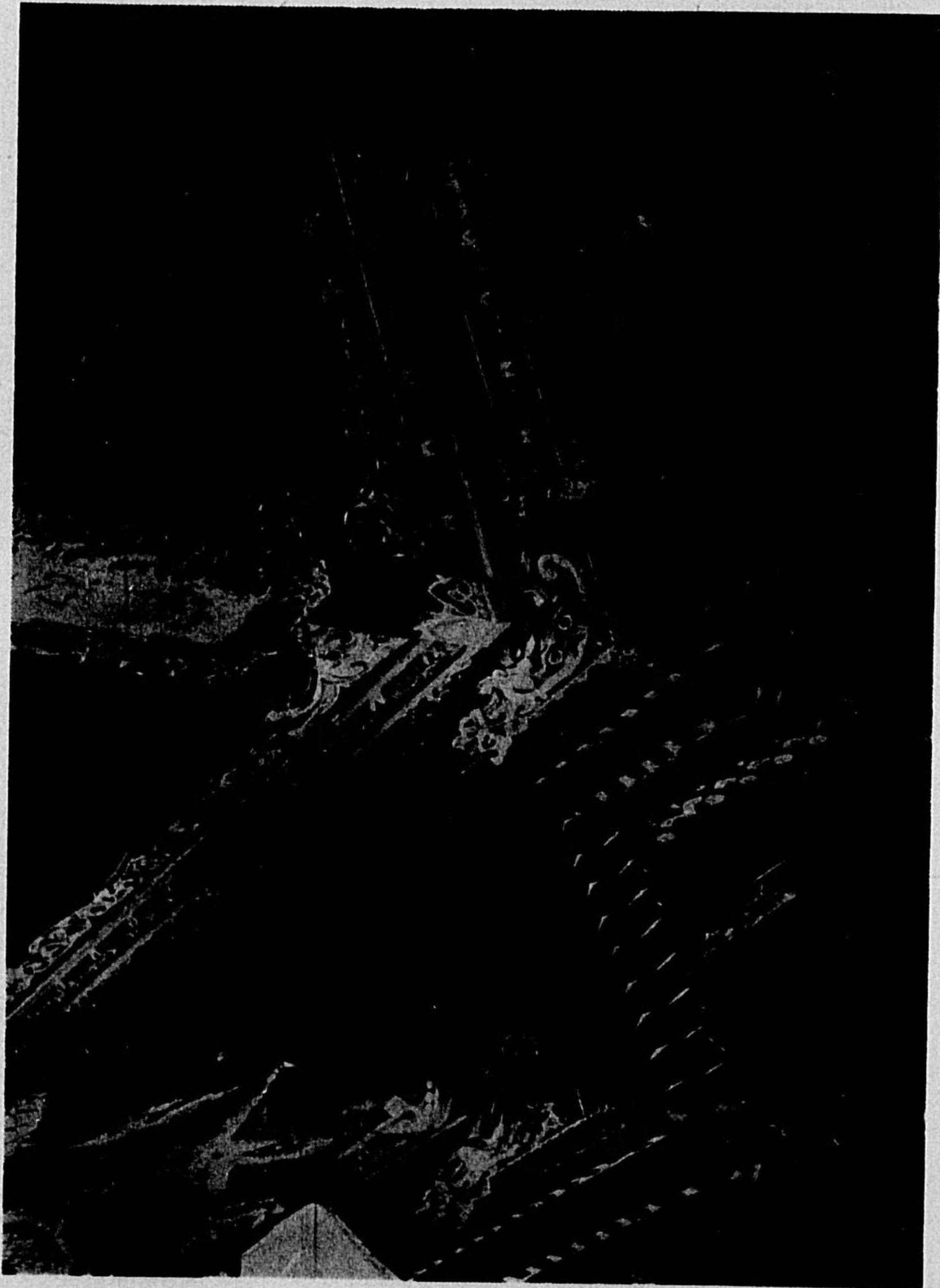
組屋小門朝西殿宮天奉 圖一十七第
(照參頁七九三文本)



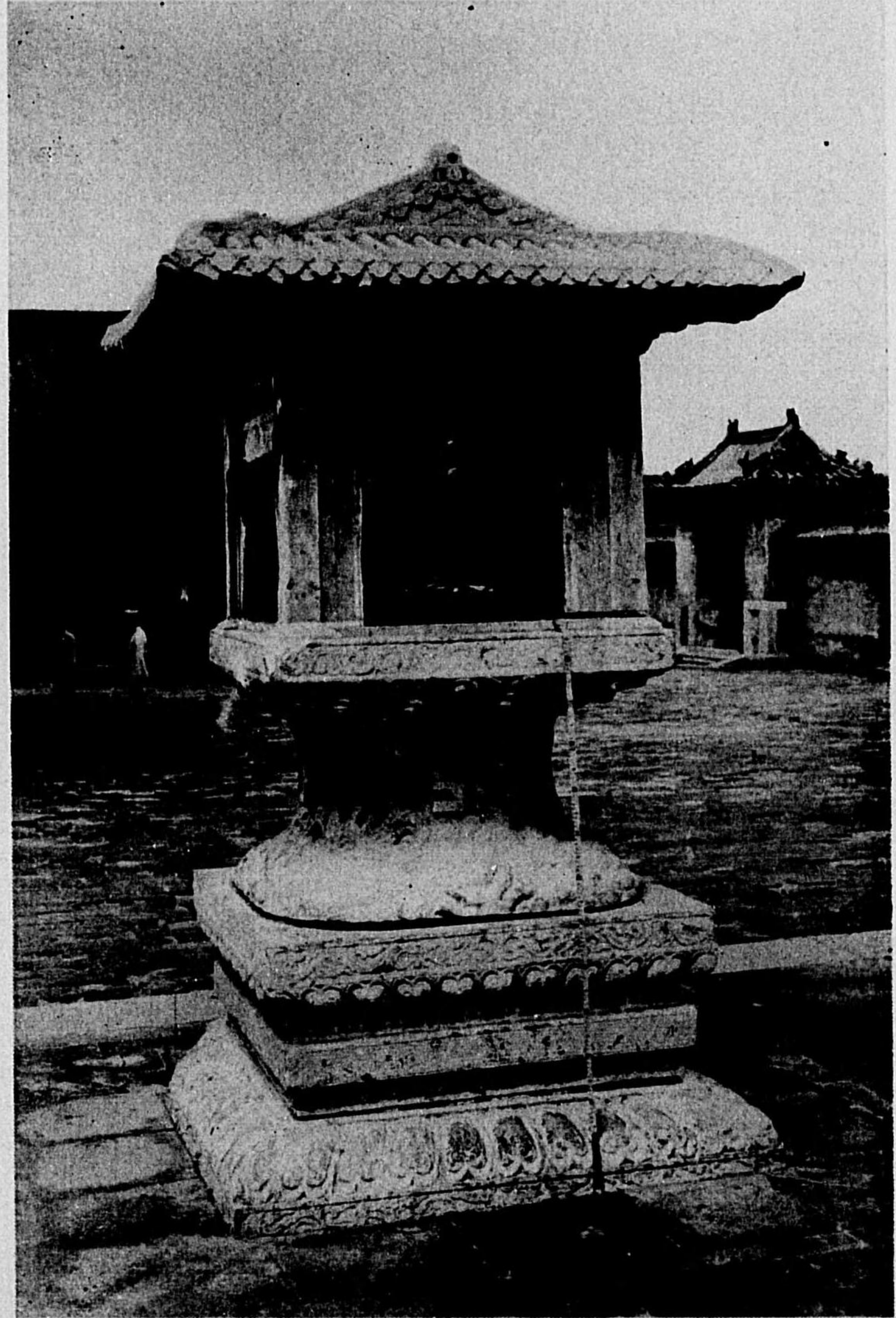
春日殿宮天奉 圖三十七第
(照參頁八九三文本)



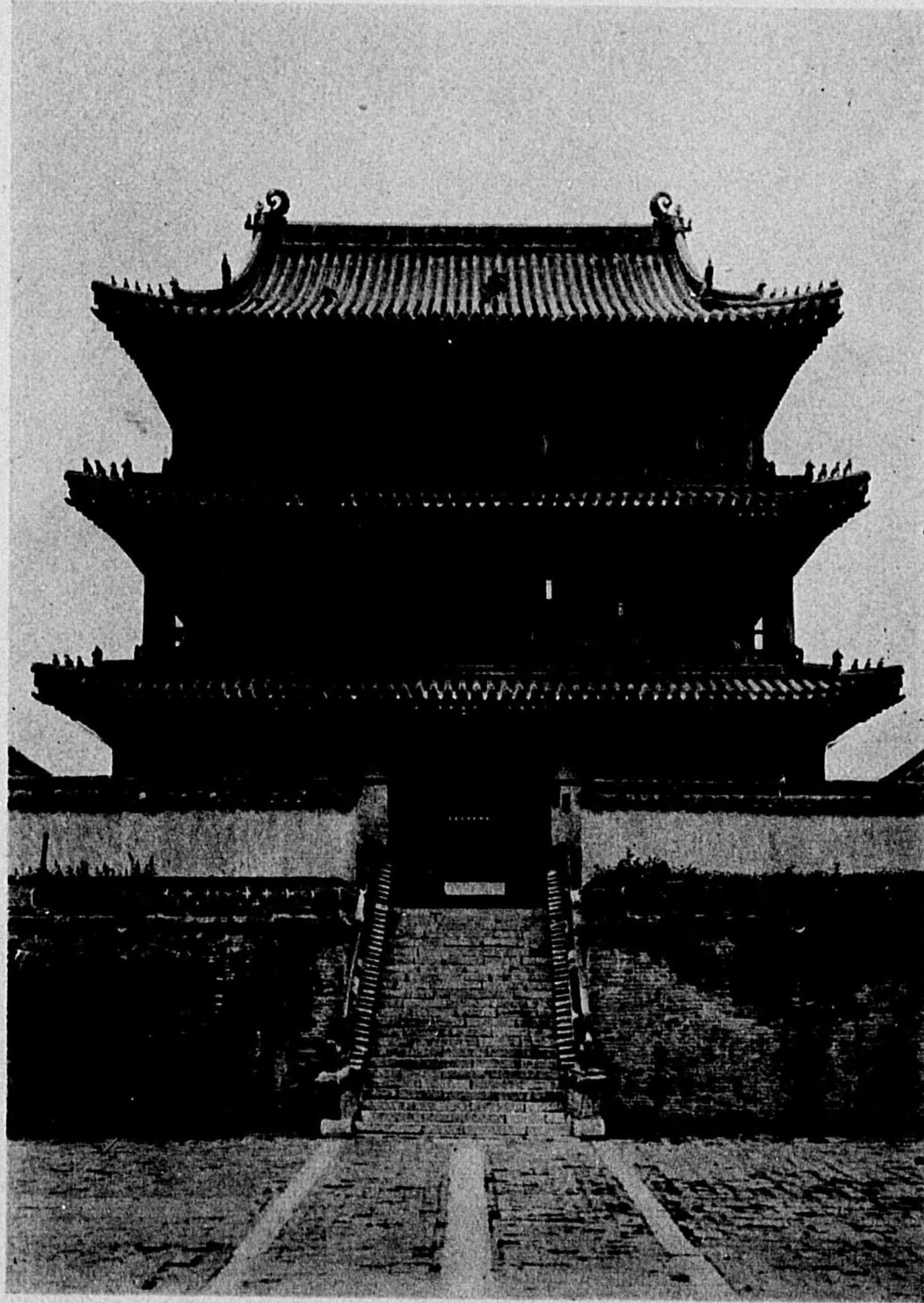
段政崇殿宮天奉 圖二十七第
(照參頁八九三文本)



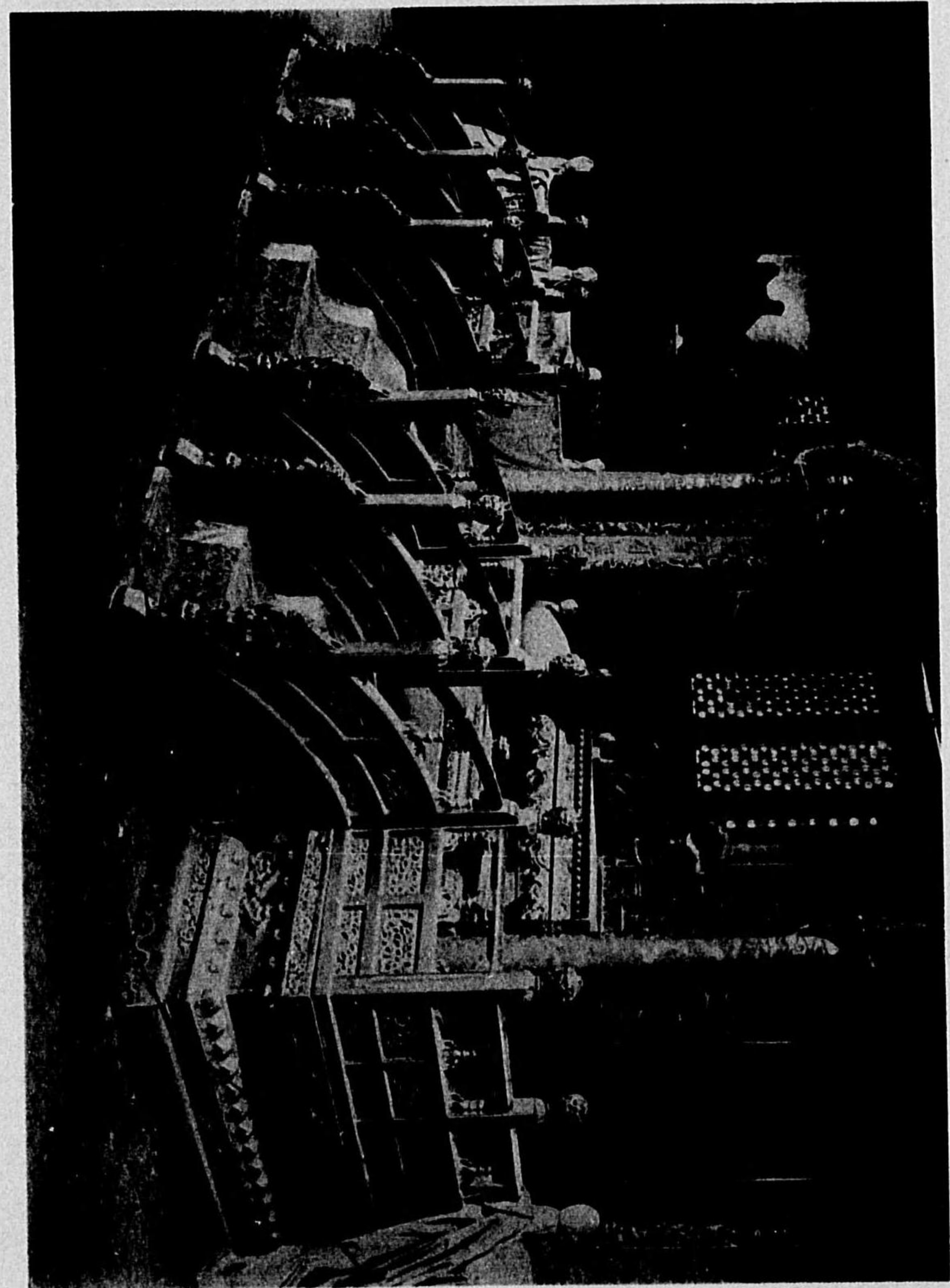
部上座玉殿宮天孝 圖五十七第
(照參頁八九三文本)



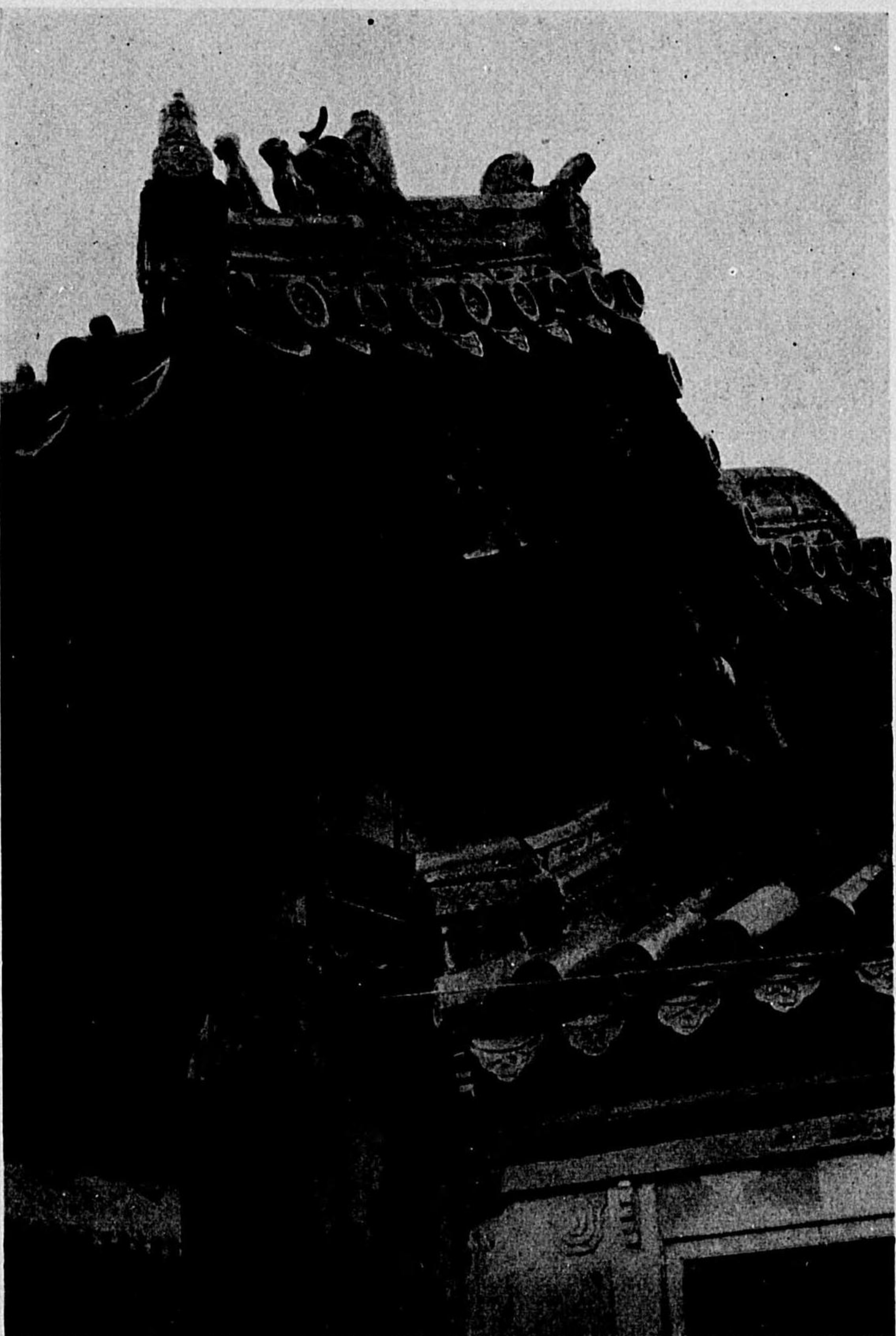
量嘉殿宮天孝 圖四十七第
(照參頁八九三文本)



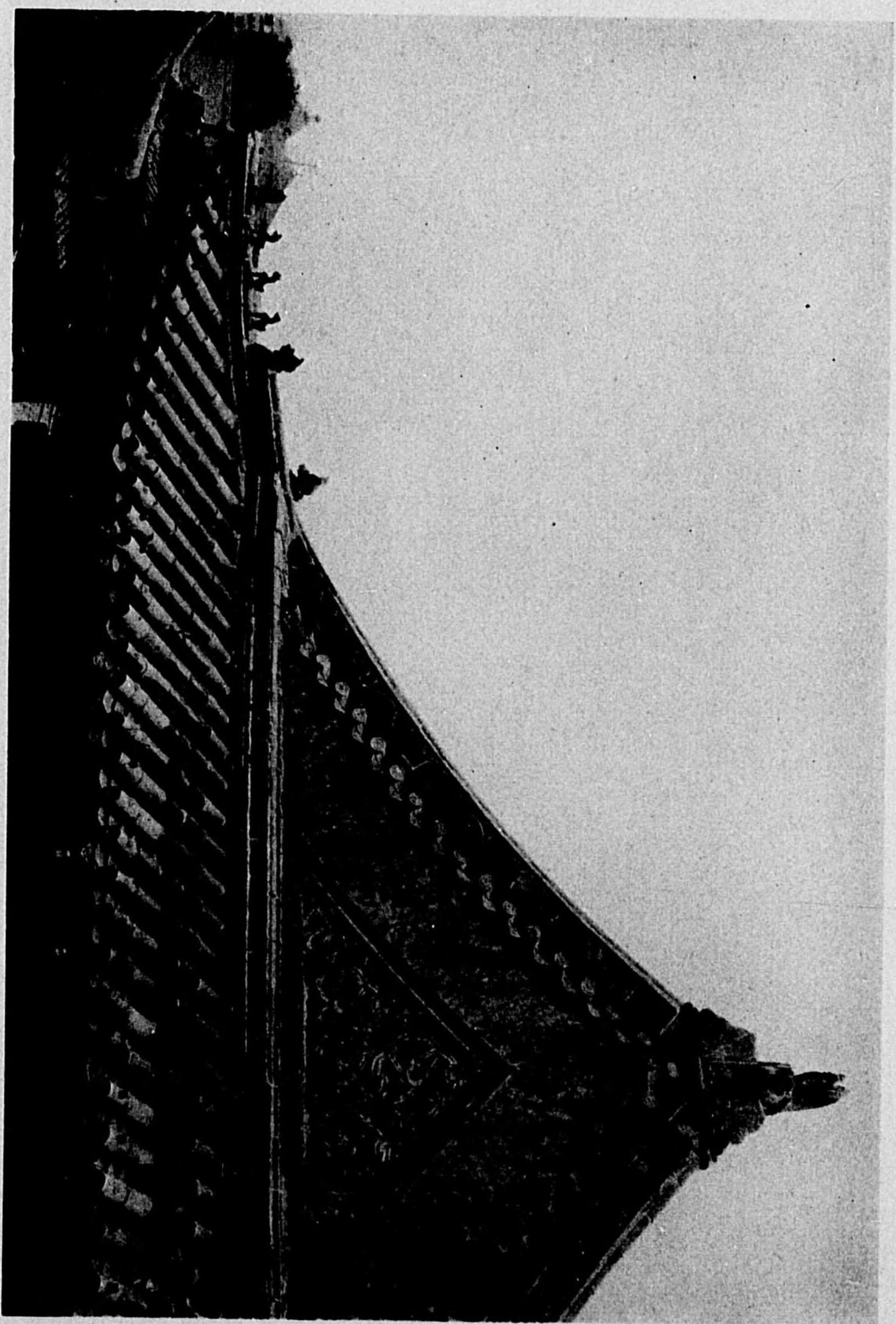
樓鳳凰殿宮天奉 圖七十七第
(照參頁二〇四文本)



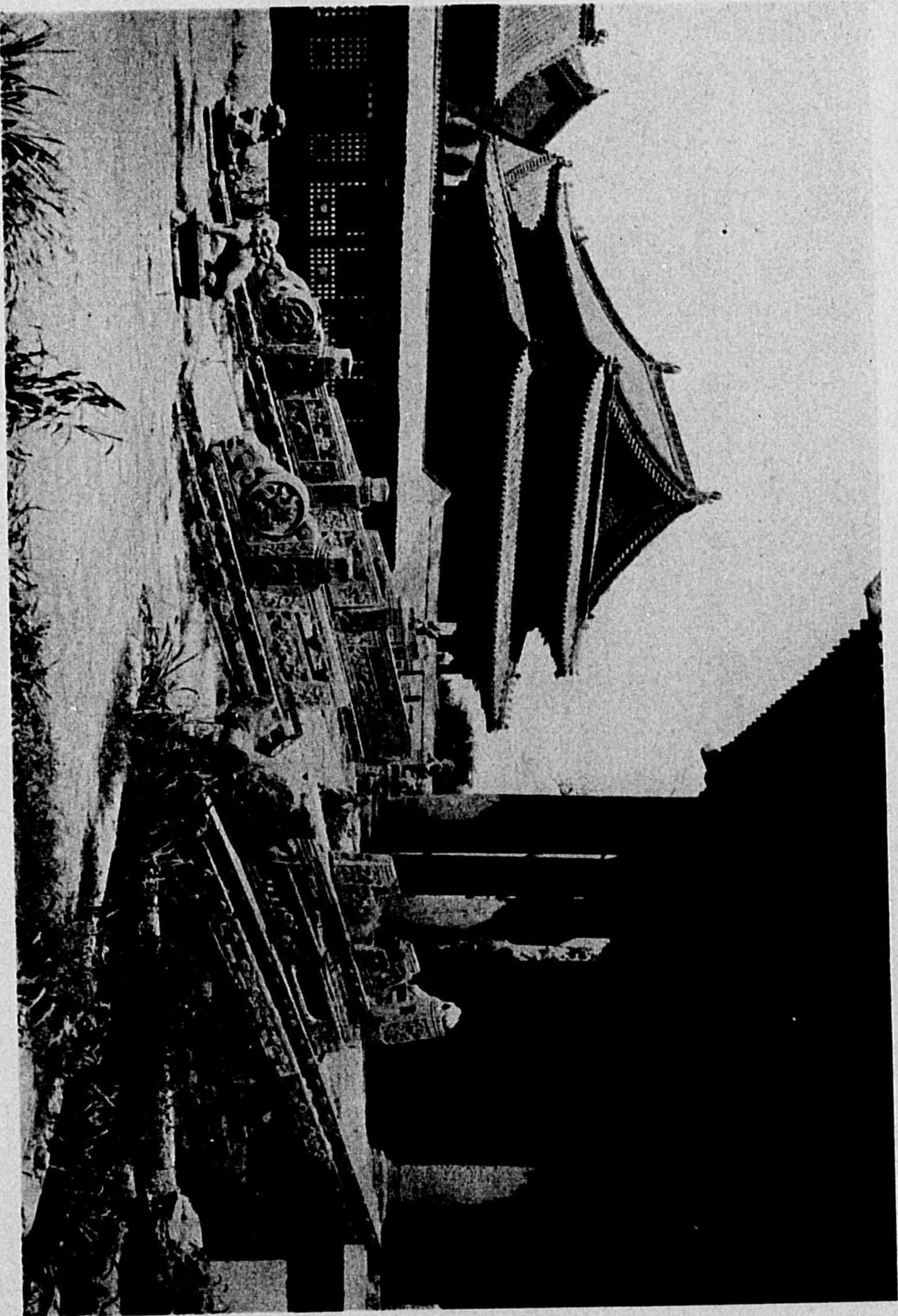
座玉殿宮天奉 圖六十七第
(照參頁八九三文本)



門花垂殿宮天奉 圖八十七第
(照參頁六〇四文本)



飾妻殿光祖殿宮天奉 圖九十七第
(照參頁七〇四文本)



▲望ヲ開典故リヨ殿政大殿宮天奉 圖十八第
(照李四七〇四文本)

することは出来ない。例へば宋代の李誠が勅命で編輯した所の營造法式といふ建築書は恐らく現今の北京の位置を多く距たらない地で書かれたものと思はれるけれどもその中の記載文から私は緯度の計算を試してみた所、現在の北京の位置よりも遙かに北方に當ることを發見したのである。これによつて此書の書かれた地は北京を中心とする近邊ではないと斷定するのは甚だ當を得てゐないことであるがこれに恐らくは類する誤差が崇政殿の日晷にもあるのかも知れない。

左右兩翹門。此の二つの門は崇政殿の東西に連る三間單層磚築の切妻造の小門である。小規模ではあるが大清門と類似した形式手法である。此の門を入つて北に進むとこゝに又廣い院子があつて東方には師善齋、日華樓、西方には協中齋、霞綺樓の總べて四棟が並んでゐる。此れ等の院子から北方は高さ三米半程の高い壇地になつてをつて石段二十四がありこの昇り詰めた所に鳳凰樓がある。

鳳凰樓。第七十七圖此の平面は殆んど正方形であつて周圍各一間を開け放しとして内に博造の軸部があり、南北に各入口一ヶ所、東西に各一ヶ所の窓が開けられてゐる。その立面は三層樓入母屋造であつて各階には裳屋根を付けてゐる。敷石の上から最上層の棟迄の高さ一九米餘、初層の軒の高さ四米半餘、中層は八米、上層は一一米半程である。全體の規模形式は北陵(奉天の北にある太宗の陵)の隆恩門や東陵(奉天の東にある太祖の陵)の正門樓に酷似してゐるが鳳凰樓の方は一般に軒が高かすぎるから(第七十七圖)安定の感じが北陵や東陵のそれ程でない。北陵の隆恩門の如きは實に好いプロポーションをしてゐる。尙その細部に於いても崇政殿等とは多少異つてゐる軒廻りの手法も一見殆んど同様の如くに見えるけれども、實際餘程違つてゐる。扉にしても同様であるし天井等も樓上は格天井としてこれに極彩色の文様を描いてゐる。此建築は勿論一見して明かである如く實用的の目的で造られたものではなくて傳へる所に依ると清朝皇帝の尊嚴

を奉安する場所であつたのである。この種の非實用的建築といふものは支那建築史の上に決して珍らしいものではなく前述した東陵や北陵にその例があり又奉天城の城門の高樓の如きもその例であるがともかくも大内宮闕内に於いては崇政殿を始め他のどれも著しく相違してゐる。屋根の形も入母屋であつてその妻飾りは我邦のものど餘程趣きを異にしてゐる。即ち破風板は殆んど瓦と接觸し又此の破風板と殆んど同様の位置に文様を彫刻した込板を入れてゐるから我邦のその様に入母屋の所に深い陰影を生ずることがなく一見甚だ皮相の様であるけれども反つて他との調子はよく取れてゐる。

清寧宮。鳳凰樓の北方にある五間單層の博築切妻造であつて石壇の上に建てられてゐる。此の清寧宮といふのは皇帝の日常居住せられた御殿であつて、今迄私の記述して來た諸建築に比して所謂住宅としての形式が遙かに備はつてゐる。現在では兵舎に充てられてゐる爲めにその内部は勿論昔

日の状態を止めてはゐないから詳細な事は知る事が出来ないけれども勿論防寒の設備として炕即ち温突が作られて居つたものである。その煙突が今尙残つて居る。清寧宮の東方には東配宮、西方には西配宮がありこれ等の南方に皇妃の四宮がある。

關雎宮、永福宮、麟趾宮、衍慶宮。此等四棟の建築物は何れも同一規模のものであつて五間單層の磚築切妻造である。皇妃の居住せられた處であつて清朝實錄の文にも永福宮莊妃、麟趾宮貴妃、關雎宮宸妃等の名稱が散見する。而して現在此建築物に掲出してある扁額に従ふとその名稱は以上に記した様であるけれどもこれは實は甚だ怪しいので私の研究では東配宮の南は關雎宮、衍慶宮であり、西配宮の南は麟趾宮、永福宮であるべきがほんどうであつて何時の頃にかその扁額の掲出を誤つたものであると信ずる。その理由は清朝實錄に「東宮は關雎宮と爲し西宮は麟趾宮と爲し、東宮に次ぐを衍慶宮と爲し、西宮に次ぐを永福宮と爲し云々」とあるし、又

柳邊紀略の文にも同様に記載してゐる更らに又乾隆元年の盛京通志にも同様に記載してゐるけれども乾隆四十四年の盛京通志にはその記事が取り様に依つては前掲の諸書と同様にも取れるし又その反對にも取れるけれども巻頭の繪圖に記入してある所に依ると前掲諸書の全く反對になつてゐる。そしてその結果は現今の扁額的位置とも相違してゐる。けれども私は四十四年の盛京通志の記事は種々の點に於いて信用する事が出来ないから前掲清朝實錄以下の文に依るを正しいと信じてゐる。尙序いでに一言すると此の關雎宮、麟趾宮の名は共に詩經國風篇にある所の周の文王の皇妃を謳つた所の詩より選ばれたものである。

更らに又大清門内崇政殿前の院子へ出ると左翊門の東方及び右翊門の兩方に各々瑠璃門がある。東の瑠璃門を入ると北方に垂花門がある。此門の前方の西側には西直房がある。門内には頤和殿がありその北方に介祉宮、その北方に中瑠璃門があつて中に敬典閣がある。又西方の瑠璃門を入ると

右に東直房、北に垂花門があり、門内に迪光殿、その前方の東側に東配殿がある。迪光殿の北方に保極宮があり、此の二つの建物は左右から遊廊が出て中に院子を造つてゐる。保極宮の北から穿廊が出て繼思齋に続き、その北方に崇謨閣、七間房と總べて一直線上に在る。

垂花門。(第七十八圖)以上の中で先づ注意すべき建築物であつて第七十八圖に示したものがそれである。此の垂花門の形式は工程做法の卷之二十一にも記載してあるが此處のものは南面してゐる半部のみが此の形式をしてゐるので北面の半部は一般の切妻四脚門の形式をしてゐる、而かもその小屋組は東西兩翹門に於いて述べた様な構造であつてこれが平入りとなつてゐる爲めに二つの屋根が連絡する所に陸谷が出来てゐる。

頤和殿と迪光殿。此の二つはどちらも同様の形式であるが大内宮闕中優秀なものの一つである。即ち三間單層入母屋造りであつて軒には二手先組物を用ひてゐるがその二手先目の肘木が我邦の唐様建築の尾極の様な形状

をして前方に出てゐる。軒は圓形の断面をした地極と方形の断面をした飛檐極とからなる二た軒であつて隅に近い部分のみその極を隅木に平行させて一種の扇極の様に配置してゐる。屋根は入母屋造となつてゐるがその妻飾りは鳳凰樓のものと同様であつて第七十九圖に示したのは迪光殿のものであるが敬典閣、崇謨閣等もこれと同じ形式である。

崇謨閣と敬典閣。此れも同じ形式のものであつて、五間重層入母屋造。第八十圖は大政殿の前から敬典閣を望んだものである。下層の方は周圍に圓柱を立てその内に博築の壁がある。上層には廻縁があり大屋根と腰屋根とがある。どちらにも二手先組物を用ひ二た軒極になつてゐる。屋根の入母屋は迪光殿等のそれと同じ裝飾をしてゐる。全體の格好は仲々によく出来てゐる。

四

以上は大内宮闕内に於ける主なる建物の大略であるが次ぎに此等の建築

の建造年代に就いて述べてみよう。此の建造年代に關しては盛京通志には「大内宮闕は崇徳二年に建つ」と記載してある。此の崇徳二年は西紀一六三七年であつて明の毅宗の崇禎九年に相當する併し乍ら私は此の崇徳二年建立といふ盛京通志の説に従ふことが出来ない。のみならず私の研究した結果に依ると前記の諸建築物は大體三期に分つて建造されたものであると思ふので今その理由を極く簡単に述べることにする。先づ太宗實錄の文中崇徳元年四月の條には「宮殿の名を定む、中宮は清寧宮と爲し東宮は關雎宮と爲し西宮は麟趾宮となし東宮に次ぐを衍慶宮と爲し西宮に次ぐを永福宮と爲し臺東樓は翔鳳樓と爲し臺西樓は飛龍閣と爲し正殿は崇政殿と爲し大門は大清門と爲し大殿は篤恭殿と爲し其内門西翊門及大清門は命じて嚴かに看守を加へ云々」とあるから此文中に表はれてゐる建物は少くとも崇徳元年には既に出來上つてゐたものとしなければならぬ。盛京通志記載の年代とは僅かに一年の差であつて建築の形式手法變遷を論ずる上からは

十年二十年の差はどちらがどちらになつても大した事ではないけれども年代考定の史實探究の上からは一年は愚か一日半日の差も大切である。前にも述べた様に太祖が奉天に遷都したのは天命十年(西紀一六二五)三月であつてこれから十二年目が即ち崇徳元年である。私の考へでは此の十二年間に大内宮闕内の大體の建物——崇政殿、篤恭殿、清寧宮、關雎宮、麟趾宮、衍慶宮、永福宮、大清門、西翊門等——は建造せられたものであつて遷都以前即ち西紀一六二五年以前に於いて宮殿建築に少しも着手してゐなかつた事は太祖實錄の文から考へて充分明白であるからその起工年代は勿論遷都後であると考へられる、そして此年次頃から起工して假りに崇徳元年に竣工したものととして十二年間を費して以上記する所の諸建築が出來上つたとするとあまりに工事に手間取り過ぎてゐるかの感があるが此の當時は太宗は交戦に忙がしくて殆んど奉天城内に安逸するの日がなかつた位であるから如何にしても宮殿建築に相當の費用を投じてその工を急いだとは思は

れない。かくの如くして此等の建物は十年以上を費して漸く大體の規模が出来たので崇徳元年四月十一日の吉日を選んで太宗は皇帝號を稱して寛溫仁聖皇帝となり國號も金又は後金と言つて居つたのを大清と改めたことは此文の當初に言した通りであり同時に改元して崇徳元年としたのである。そしてその翌日の十二日には祖先を祭り父の太祖の謚號を定め陵墓を祀つてその翌日には大赦を行ひ、次いで前記した通り宮殿の名稱を選定し十五日には役人一同に賜賞があつたのであるから宮殿建築の第一期工事は先づ大體に於いて西紀一六二五年の三月に起工されて西紀一六三六年の四月に竣工したと考へるべきであらうと思ふ。

此の宮殿建築は其後第二期及第三期と分つて行はれたものであると私は考へてゐるのであつてその第二期工事に關して次ぎに少し記述しよう。私の研究した結果第二期工事として建造されたものを列記すると文德坊、武功坊、奏樂亭、鳳凰樓であるがその理由は先づ此等の建物の名稱を清朝實

録中に發見することが出来ないことである。即ち前記した處の宮殿の名稱を選定された記事中にないばかりでなく實錄の文中何處にもその名稱を發見することが出来ないのである。併し乍ら康熙二十三年(西紀一六八四)に第一回の編修をされた所の盛京通志の中には文德坊や武功坊、鳳凰樓の名稱が既に記載されてゐるから此の頃には此等の建物はあつたものとしなければならぬ。そこで崇徳元年には未だ出来てゐなかつた此等の建築が第二期工事として建造せられたのは何時頃であるか、又第二期工事を起すに至つた理由はどこにあるか。此事に關して次に記述しよう。簡単に言つて終へば此稿の最初に於いて一言注意し又その際宮殿建築の年代考定の上にも關係を有する旨を述べておいた通り太祖時代の政策が太宗の時代となつてから一變し即ち後金等と稱して女真人の復活を得意として居つたのが漢民族に對する掛け引きの上から未開文盲の祖先に錦衣する必要を生じてその史實の抹殺に努めたのであるがかくして世祖の代となつてから北京に遷

都し紫禁城内の立派な建物をみて急に奉天宮殿の貧弱を思ひかくては益々漢人から嘲笑せられるだろうといふので既に支那を統一して財力も相當豊かとなつたから奉天宮殿に第二期工事を起すに至つたものであろうと思はれる。私が以上の様な想像をする理由は太祖太宗時代のものと明かに分つてゐる所の崇政殿、清寧宮、闕離宮、麟趾宮、衍慶宮、永福宮、大清門等は前にも述べた様に極めて簡單質朴である。太祖太宗の日常生活に極めて相應はしく平民的である。崇政殿の如き如何に滿洲のみの覇者の正殿とは言へその餘りにお粗末なのに驚かざるを得ぬ。清寧宮以下の便殿の如きに於いても皇帝皇后の便殿としては餘りに質朴すぎてゐる。しかもこれ等のお粗末な建物はよくその當時の事情と合致してゐるのである。これに比べるゝ私が今第二期工事に依つて建てられたものとする建物は遙かに立派である少くとも前記諸建築よりも費用がかけられてゐる。更らに著しく相違してゐることは第一期工事に於いて出来上つたものは總べて必要缺くこと

の出来ない所謂實用的のものばかり下々ののに比して第二期工事に於いて出来たものと思はれる建物は反對に宮殿としての威容を備へるに必要なのであつて所謂非實用的のもののみである。これを此の當時の事情に合せ考へてみると當時は何はさて措いて東戦西争して寧日なく宮殿營造の事などに財を用ひて力を注いでゐる餘裕がなかつたし又一方からはその祖先發祥の由來から見ても本來武人としての生ひ立ちがあつても文人として華美な生活を知らない人々であつて餘りそうした儀容の修飾に意を用ひる事に無頓着であつたことである。更らに又かくの如くして文よりも質を尊んで偏へに民意を迎へることに努めて宮室の如きも極めて簡素を旨としたのであつて此點は實に清朝三百年の歴史を完ふするに至つた大なる原因の一つでもある。彼の康熙大帝の如きも（戸部の帑金は用師賑饑にあらざれば未だあへて妄りに費さず、謂へらく此れみな小民の脂膏たるが故なり、あらゆる巡狩に行宮は采績を施さず每處の費す所一二萬兩に過ぎず、之れを

河工の歳費三百餘萬兩に較ぶるに百分の一に及ばざるなり」と言つてゐるに觀ても明かである。こうした結果大内宮闕内にある所謂第一期工事に於いて建造された建物は實用本位として極めて小規模に且つ簡素に造られたものであると思ふ。これが世祖の代となつて北京に入り明朝に造られた紫禁城を觀、自らの出所に錦衣して漢人を欺瞞する必要から奉天宮殿に相當の儀容を備へることとなつたのと、又父太宗多年の志を遂げて明を亡ぼして北京へ入ることが出来て一先づ血生臭い戦争も片が付きその上明室から得た豊かな財力もあるので奉天宮殿に第二期工事を始めて、主として儀容を張るに役に立つものを造つたのが文徳坊、武功坊、奏樂亭、鳳凰樓等である。だから私は此の第二期工事の始められたのは早く見ても世祖が北京へ入つて即位した順治元年（西紀一六四四）以後であり竣工したのは遅くとも第一回の盛京通志編修の成つた年即ち康熙二十三年（西紀一六八四）であるとしなければならぬ。

更らに第三期の工事に就いて述べてみよう。此の第三期工事として出来たものは前述した大内宮闕内の諸建築物中、東方の瑠璃門内の垂花門、頤和殿、介祉宮、中瑠璃門、敬典閣等及び西方の瑠璃門内の垂化門、迪光殿、保極宮、繼思齋、崇謨閣等である。此等の建造年代は乾隆四十四年に出来た盛京通志には乾隆十一年（西紀一七四六）の建造と記載してあるが諸種の點からみて此説は信すべきであろう。元年此の乾隆四十四年の盛京通志の記事は學界に既に定評ある如く悉くを信賴すべきものと出来ないものであつて現に私が今述べて來た所に依つてもその信憑しがたい箇所は一二に止まらなかつたのであるが此の私の所謂第三期工事となす所の乾隆十一年建造説は通志増修の四十四年から溯ること僅かに三十三年前であるから如何に杜撰の編者と雖も此れを誤ることはないであろうし且つ又規模形式から觀ても此等を第三期工事として觀るべきものである。而して此の第三期工事を起すに至つた理由は第二期工事を起工するに至つた理由と全く同様で

あろうと信ずる。

今述べた所の三期に分つて建造された所を通観すると第一期工事のものはその建物が總べて實用的のものばかりであり、構造形式等も極めて簡単であつて磚築切妻造として軒先等にも勿論組物は用ひてゐない。天井も總べて化粧屋根裏のまゝとしてゐる。之れに反して第二期工事のものは入母屋造りがあり組物は用ひられ天井も美しく裝飾され且つその建物は總べて非實用的のものであつて宮殿の儀容を張るに相應はしいものばかりである。更らに第三期工事のものは手法形式の上に於いて第二期工事のものよりも複雑であり又裝飾的である。そして宮殿の儀容を張る目的にのみ建てられたものであることも一見明かな事實である。尙師善齋、協中齋、日華樓、霞綺樓の四棟の建造年代に關しては今に何等これを知るべき根據を得ないけれども、形式手法の上から見て第一期工事の際に既に出来てゐたものではないかと思ふが尙充分の研究を要すべきものであろう。

五

一體支那建築の起原は可成に古い。恐らくは何處の國からの啓發もなくして發芽したであらうと思はれるそれは今日私達の想像以上であるに違ひない。周代の文化といへば随分に古い。ざつと三千年も昔であるがその當時の建築は既に餘程進歩して居つたものでそれ等は勿論何等の遺物を存しないけれども記録の上から想像することが出来る。かくの如く古代から發達しつゝあつた支那建築なるものは先づ大體の所では一般に漢民族と稱せられる黄河流域地方を中心として住居して居つた一文化民族の手に依つて展開されて行つたのである。その間には西域系の影響や或は印度系の大なる影響のあつたことは勿論であるけれども先づ支那建築として一脈の系統を辿つて發達してゐる。そしてそれ等の建築は早くから滿洲に流入して居つたろう事は本稿の最初に於いて一言した如くであつて古代に於ける滿洲と支那本土との交通に依つてもこれを想像し得られるが、以上に述べた官

殿建築なるものは勿論その支那建築の系統からは本筋に入るべきものではないのであるけれども可成り多くの満洲の色彩を認めることが出来る。支那に於ける清朝建築といへば恐らくは北京紫禁城内のそれを以つて代表的のものとするに何人も少しの異存はないであろうがその建築は満洲に興起した満洲人の經營である。而かも彼等はこの紫禁城以前に既に満洲に於いて彼等の固有の建築を營んで居つたのである。彼等固有の建築とはいふものの實は漢民族の建築と大なる相異はないけれどもともかくも彼等の所謂清朝建築なるものの大成には此の奉天に残る宮殿建築が序曲となるものであつて支那式とでもいふことの出来る漢民族の建築様式に満洲式とでもいふべき地方的色彩の濃厚に入つた一つの様式を語る貴重な遺物であつて、單に建築史上に價值ある位置を保有するのみでなく私の以上の記述の如くであるとすれば清初の秘史を編む上に於いて看過することの出来ない重要な資料を提供するものであるといはねばならない。

中大政殿

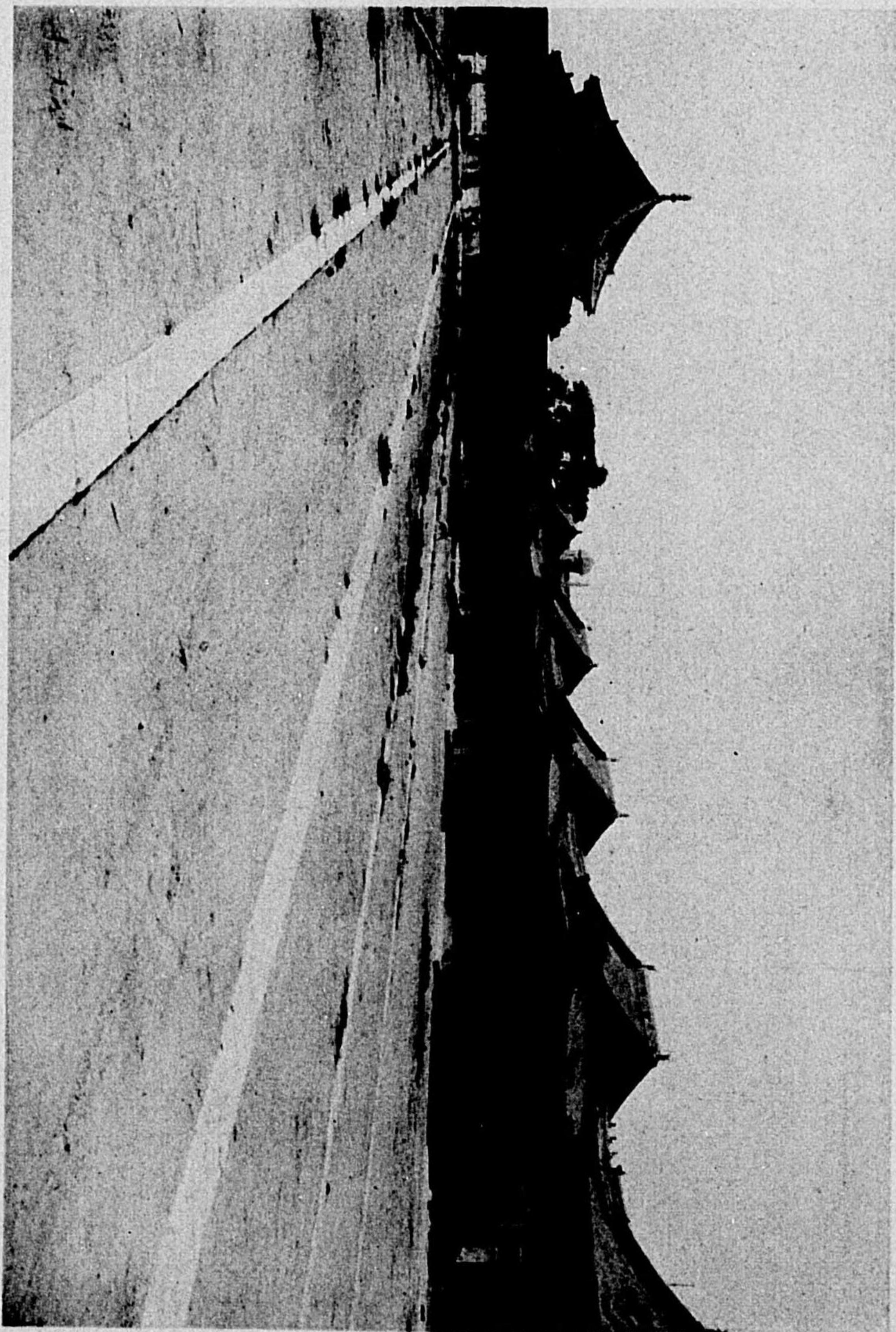
此の大政殿は大内宮闕の一區劃のある東方にあつて矢張り磚築の宮牆で一區劃を作つてゐる。現今は東北無線電總臺がおかれて居つて中央の大政殿は無論其他の建築物も種々の用途に向つて使用されてゐるけれども往時は諸王大臣の議政所であつたので大内宮闕が清朝皇室の私的の住宅、恰度我國でいへば内裡に相當するものであつて大政殿は公式の議政所即ち我邦の朝堂院に相當する譯である。此の大政殿の一廓は圖に示した様に南北に長い矩形であるけれども私の實測では中央の部分が少し狭く鼓形に近い形になつてゐる。此の中央の狭い部分で六五米八一、廣い處で六七米六三、幅であつて南北は一九二米五三、幅である。

大政殿。中央正面にある重層八注造りである。従つてその平面は八角形であつて、八角形の石壇上に立つてゐる。石壇は磚と石とを以つて造つた

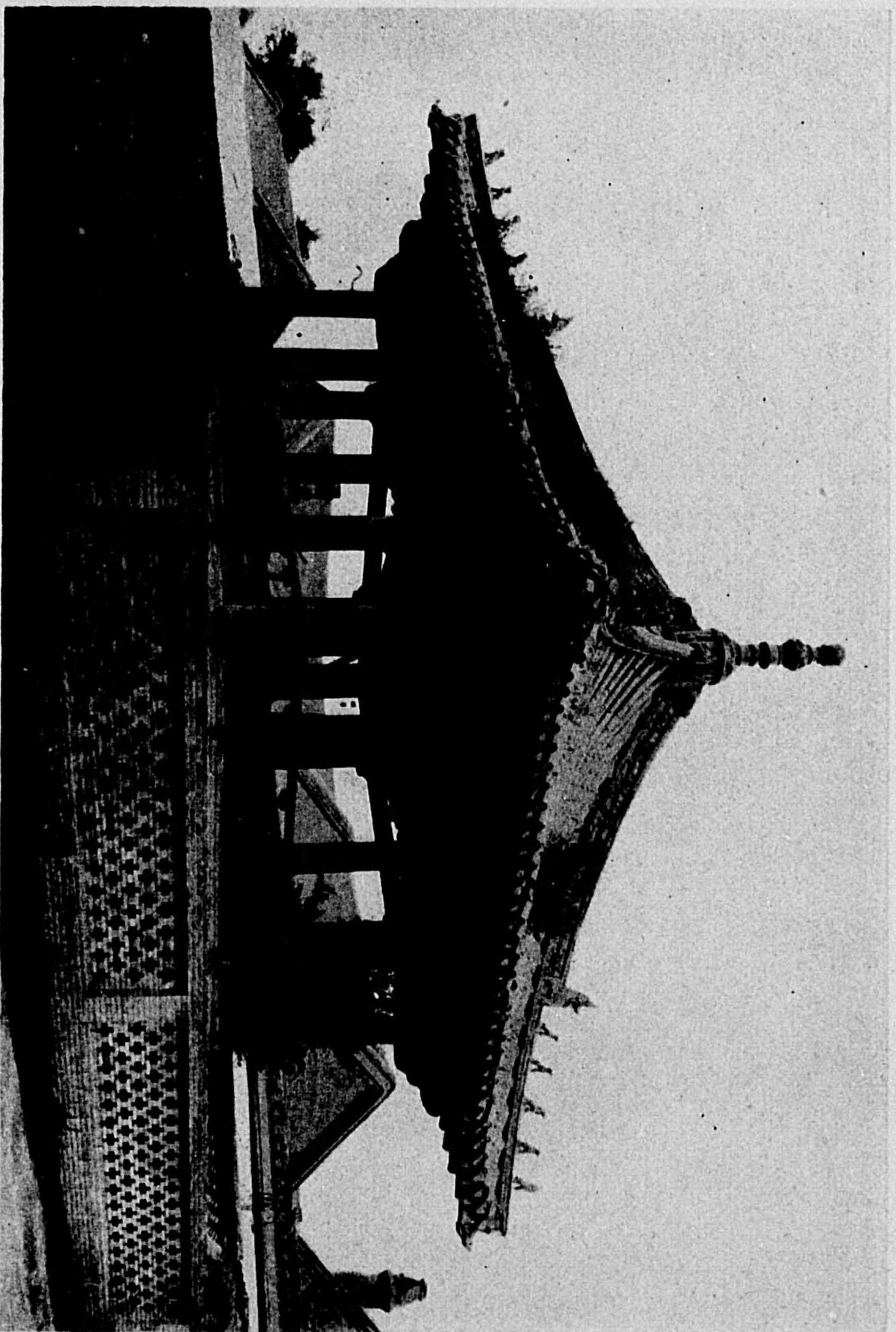
ので東西南北の四方に彫刻を施した石階段を有し石欄を周らしてゐるが、南方正面のものが最も美しく第八〇圖に示した寫眞がそれである。建物は周囲の柱は開け放しとしてゐるがその内側の柱には棧唐戸を附けてゐる。軒廻りが仲々立派に裝飾されて居つて組物は上下の軒共に三手先であり極も二た軒である。柱礎には蓮瓣が彫刻してあるし、柱頭には獸面を彫つた飾板があり豊富な色彩が使はれてゐる。建物全部としては朱塗りであつて屋根は大内宮闕のものと同じく碧色及黄色の釉瓦が葺かれ頂上には美しく棟飾りがある。全體の格好は落ち付いたどつしりとした感じを與へ仲々よく出来てゐる。内部は現在では世界無線電信受信所としてその設備が施こされ中央に大きなアンテナが設けてあるが天井壁面その他の裝飾は大體に於いて昔日の觀を残してゐる様である。内部の正面には

泰交景運

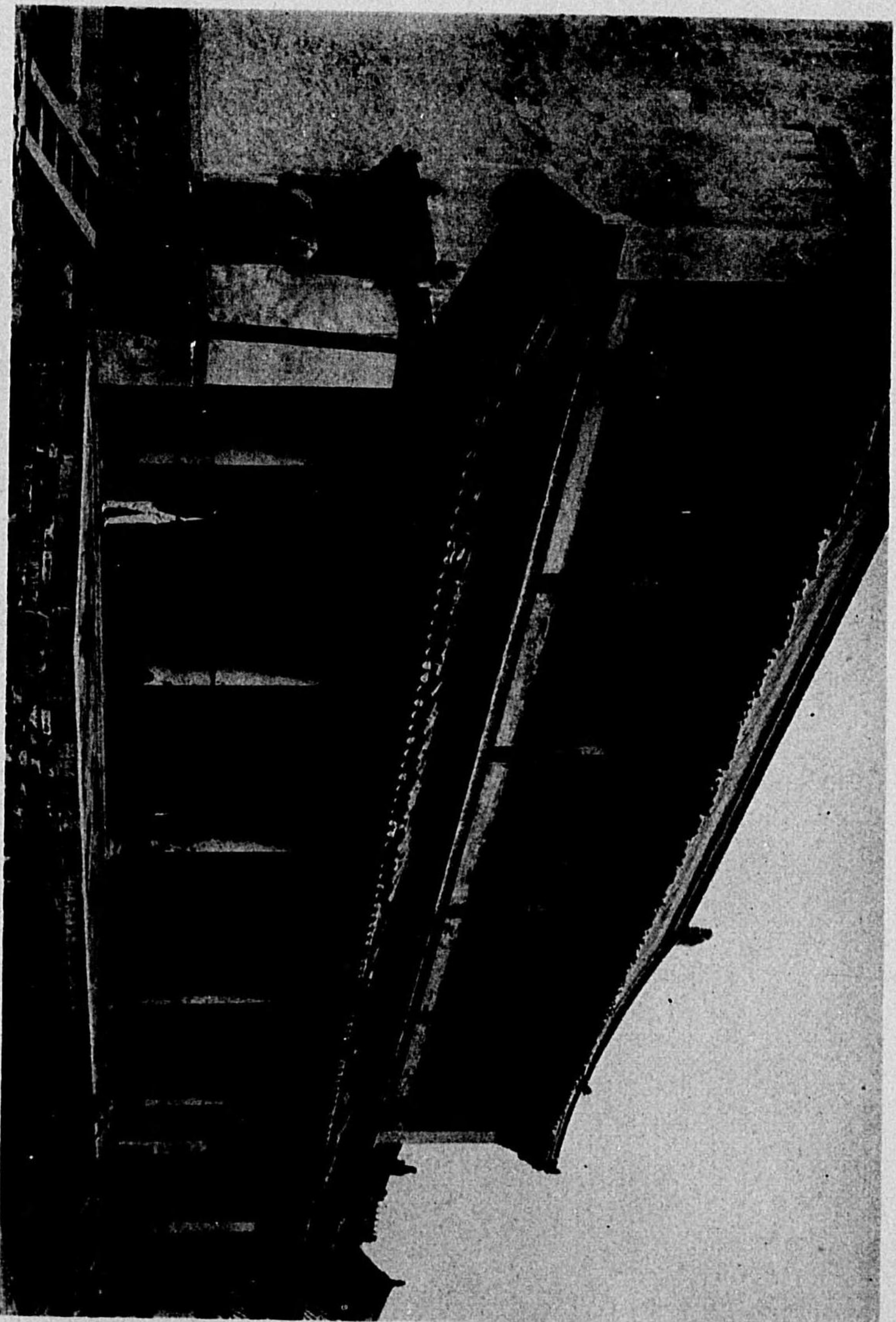
と書いた横額が掲げられ、柱には御書聯が懸つてゐる。その聯には



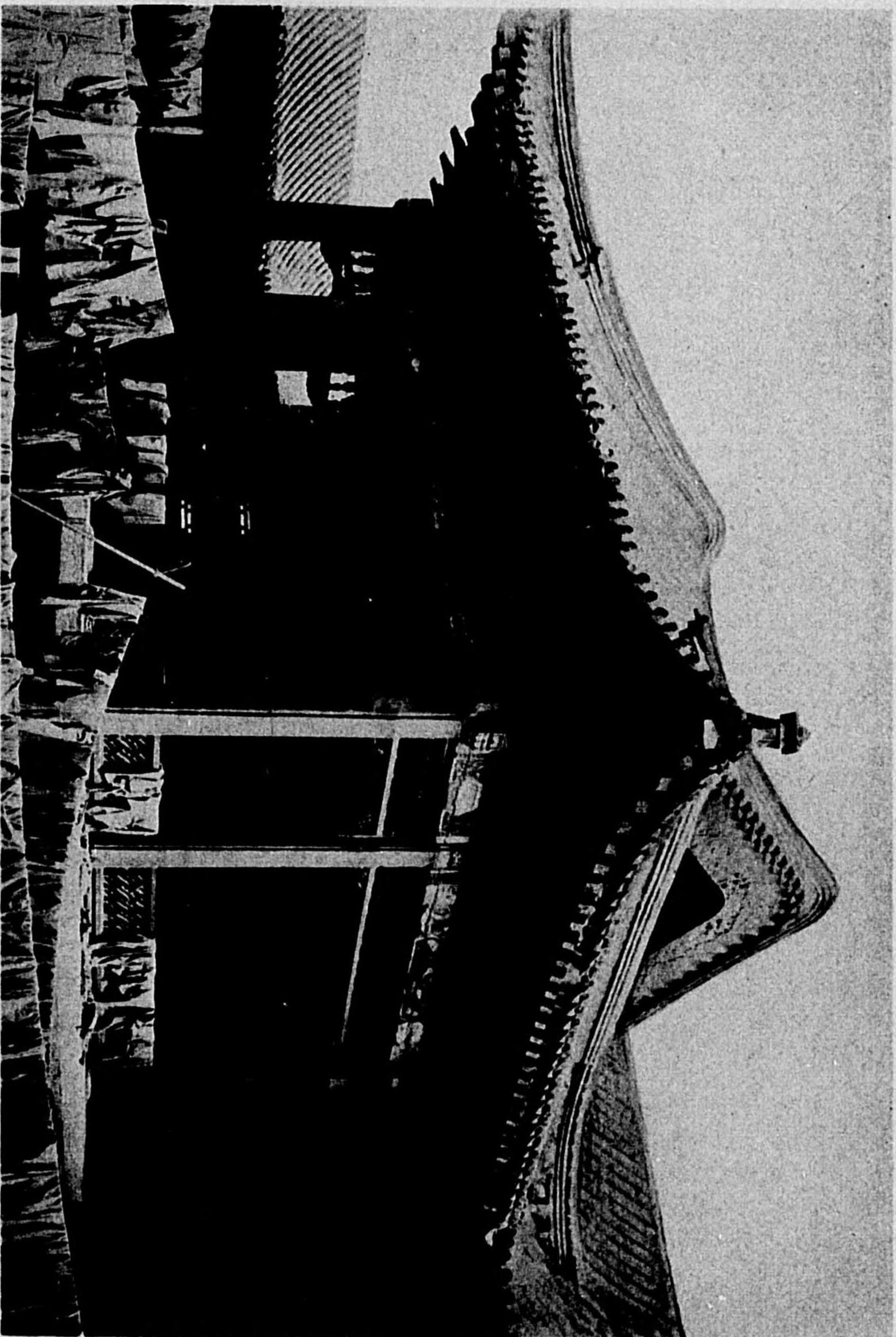
東宮殿成大殿宮天孝 圖一十八第
(照參圖四二四文本)



亭樂舞殿宮天奉 圖二十八第
(照參頁四二四文木)



閣瀾文殿宮天奉 圖三十八第
(照參頁九二四文木)



天眷宮崇政殿 圖四十八第
(照參圖〇三四文本)

神聖相承。恍視開國宏猷。一心一德。

子孫是守。長懷紹庭永祚。卜世卜年。

とある。此の聯を懸けた柱と柱との間には清朝皇帝の御製の詩を書いた屏風があつて此の前に玉座の椅子があつたのであるが現在では此の椅子は殿内の東方に置いてある。天井の廻りは随分に豊富に裝飾されてゐるのであつてそれ等の形式手法は大體に於いて大内宮闕の崇政殿のそれとよく似てゐる。

此の大政殿の名稱は始め篤恭殿と稱せられてゐたのであつて清朝實錄などに見えてゐる所の篤恭殿といふのは此の大政殿の事である旨を大内宮闕の崇政殿を述べる際にいつておいたのであるが、その篤恭殿といふ名稱が大政殿と改名されたのは何時代であるかといふに私の考へでは康熙二十三年(西紀一六八四)より遠く溯らない頃であろうと思ふ。私がかう考へるに至つた理由の詳細は此處には省略するけれども、康熙二十三年に出來た第

一回目の盛京通志には大政殿といふ名が出てゐるけれども篤恭殿といふ名稱は見當らない。だから此頃に既に篤恭殿といふ名稱が廢せられて大政殿といふ名稱になつて居た事は頗ぶる明瞭な事である。然し乍ら此處に不思議なのは、楊賓の柳邊紀略の中には篤恭殿といふ名稱が出てゐて大政殿といふ名稱が見當らない。楊賓は康熙二十三年に出來た所の盛京通志の文をその著に引用してゐる位であるから此の改名のあつた事實、少くとも大内宮闕の東方にある建築物を大政殿と稱してゐた事を知らない筈はないと思はれるのであるが事實彼れの柳邊紀略ではこれを知らなかつたと見なければならぬ。それから尙一つは康熙二十一年に出來た所の高士奇の扈從東巡日録にも篤恭殿の名はあるが大政殿の名が出てゐない。そこで私の考へるのに柳邊紀略の著者楊賓は盛京通志の記事に餘り注意せず只從來一般に呼び慣はした篤恭殿といふ名稱を迂濶に襲用した迄であつて宮殿内の建築の改名を一般的に公告した譯でもなからうからかゝる民間の一私書として

は許さるべき誤謬であると共にこれは反つてその改名のあつた時が此の康熙二十三年を溯ること餘り遠くないことを暗示するものではないかと思ふ。又高士奇の扈從東巡日録は彼れが康熙大帝に扈從して東北地方を巡つた際の日記であるから、恐らくは信すべき記録の一つであらうと思はれるがその點からして二十一年には未だ改名がなく二十三年には既に改名されてゐたといふ事がいはれないでもないが高士奇の日録の資料が果して彼れが自ら見聞したまゝを採用したものか又は清朝實錄等と同じ資料から後に記録したものがその邊の事情は甚だ不明瞭であるから日録の記事を絶對のものとして信ずることを私は躊躇するがともかくも、此等の事實からみてその改名のあつた年を盛京通志の出來た年より餘り古い時代ではないといふことは言つてもよからうと思ふ。

左右兩翼王亭他八署。大政殿の南方の左右には東に五棟、西に五棟の殆んど同様の形式手法であり規模である建築物が並んでゐる。その名稱は東

方のものは北から順次に記すと、左翼王亭、鑲黃旗亭、正白旗亭、鑲白旗亭、正藍旗亭、それから西方のものは北から順次に右翼王亭、正黃旗亭、正紅旗亭、鑲紅旗亭、鑲藍旗亭と稱してゐる。これ等の名稱が正しいものかどうか私は今明瞭にすることが出来ないけれども盛京通志に依ると以上の様である。これ等の十棟の建物は第八十一圖にある様に總べて同一のもので單層入母屋造りであつて低い石壇の上に立つてゐる。そしてその平面は殆んど正方形に近く周圍の一片の柱は開け放しとしてその第二列目の柱を塙で包んで軸部を造つてゐる。而かも三方は全然塙で積み上げて終ひ正面丈けは棧唐戸を附けて出入口としてゐる。内部は今日では電信處の機械室、事務室其他に當てられて居つて昔日の状態を知ることが出来ない。軒廻りも比較的簡單であつて極は二た軒である。屋根の瓦は普通のもので大政殿のその様な釉瓦ではない。

奏樂亭。大政殿の一區劃内の最南端の東西に立つてゐる。第八十二圖が

それであつて、高い塙築の壇上に立ち單層方桁造りの非常に格好の好い建築である。大内宮闕の奏樂亭と殆んど同形式のものであるけれどもそれよりも遙かに格好は立派である。全體の形式手法は左右兩翼王亭等のそれと非常によく似てゐるが屋根は釉瓦を用ひてゐるし小屋組は大内宮闕の奏樂亭のそれと同様であつて私の所謂井籠式と稱するものである。

以上は大政殿内の主なる建築物であるが此等の他に最北端には十一間單層切妻の鸞駕庫があるし正白旗亭と鑲白旗亭との間の東方の宮牆及び正紅旗亭と鑲紅旗亭との間の西方の宮牆とには各東角門、西角門が開いてゐる。此の門は簡單な潜り門である。又此の大政殿内の以上の各建築物の配置が圖に示した様に南方が著しく開いてゐるがこれは決して偶然の結果であるとは思へないのであるけれども何の爲めであるかはつきりとした事が分らない。此種の配置の例は北陵に於いても見るのであるが或は配置上に一つの儀容を示したものであるかとも思はれるが他にはまだ私達はその例を知

らないし大内宮闕にもその傾向が表はれてゐないのであつて今後の研究を要すべき問題であらうと思ふ。

更らに此等の建造年代は私は所謂宮殿建築の第一期工事に於いて造られたものを考へてゐるのであるが、唯奏樂亭は恐らくは大内宮闕の奏樂亭と同じく第二期工事に於いて造られたものであらう。鸞駕庫の年代に就いては今の所私には推定する根拠がないが或ひは奏樂亭よりも更らにおくれて造られたものではないか。

下 文 淵 閣

此れは大内宮闕の西方にあるのであつて彼の有名な四庫全書が蔵せられてゐる文淵閣を中心として數棟の建物があるのであつてその配置は圖に示した様なものである。康熙乾隆の二帝の時には大部の書籍が編纂された事は夥しいものであつて後世の學者を裨益する幾多の書物が著はされたので

あるがそれ等の中で最も大事業であつたのは四庫全書の蒐集であつた。乾隆帝の時に四庫全書館が開かれて天下のあらゆる書籍を今古に互り既刊未刊を問はず蒐集網羅されることとなつて紀昀が總纂官となり、任大椿、邵晋涵、戴震といつた様な當時の學者三百餘人が關與したのである。乾隆三十九年には北京宮城内に文淵閣が建てられてこれに四庫全書が納められた。一體此の四庫全書といふのは四ヶ所の書庫に蔵せられてゐるのであつてその一つは前述した文淵閣、その二は圓明園の文源閣、その三は今此處にいふ文溯閣、その四は熱河にある文津閣であるが、尙此等四ヶ所の他に江蘇浙江の地方にも三閣が建てられてこれにも頒發貯蔵されたのである。その三閣とは、揚州大觀堂の文匯閣、鎮江金山寺の文宗閣、杭州聖因寺の文瀾閣であるが翰林院には底木が珍藏されたのである。今此の文溯閣内に蔵せられる圖書は一時は北京に運び去られてゐたのであつて私が大正十三年に調査に行つた時は一冊の書籍もなく内部は兵士の宿舍になつてゐたのであ

るが大正十五年の夏に再度の調査に行つた際は又北京から持ち歸られて此處に所藏されてゐた。今盛京通志に依つてその所藏の書籍部數を擧げてみると次の様である。

經部二十架。九百六十函。

史部三十三架。一千五百八十四函。

子部二十二架。一千五百八十四函。

集部二十八架。二千〇十六函。

統計經史子集共一百〇三架。六千一百四十四函。三萬六千冊。

經部總目二函。三十冊。考證三函。十八冊。

史部總目五函。三十冊。考證三函。十八冊。

子部總目五函。三十冊。考證三函。十八冊。

集部總目五函。三十冊。考證三函。十八冊。

古今圖書集成全部。計十二架。五百七十六函。

以上

文溯閣。六間切妻の重層樓であるけれどもそれは外觀丈けであつて實は三層樓である。第八十三圖の寫眞がその南面を示したものであるが背面もこれと同様である。前に別に磚築の壇がある。木部は綠色油で塗つてあるが軒廻りの方には種々の文様繪畫が施こされてゐる。正面背面共に棧唐戸が使はれてゐるがこれにはその込板に藪手の文様があり框には我邦の様な金具が用ひられてゐる。内部には書架があつて前記の諸書が藏せられてゐる。

仰熙齋。文溯閣の北方にある。七間單層切妻造であるが所謂鞍子脊と稱する大棟のない屋根である。文溯閣の東西から遊廊が出て此の仰熙齋の東西に連絡してゐることは文溯閣配置圖に示した通りである。此建物は正面背面共に前二列の柱は開け放しとしてこれに簡単な組子の欄干が附いてゐるが第二の柱列には中央に棧唐戸をその左右には組子の窓を開いてゐる。

戲臺と戲樓。文溯閣の南方にある。戲臺は第八十四圖がそれであつて我邦の所謂舞臺に相當する。屋根は入母屋造りの鞍子脊となつてゐて一寸格好が美しくしい。柱は角柱の面を丸めて溝を作つた様になつてゐるがその柱と柱との間には菱形の萬字崩しの欄干がある。戲臺の南方に直ちに接続して作られてゐるのが戲樓であつてこれは恰度樂屋に相當する。内部は土間であつてこれに埒を敷いた普通總べての建築物と少しも變らないが戲臺に接した一部は板敷きとしてゐる。これは芝居の衣裳や何かの關係であろう。戲樓の東西から遊廊が出て戲臺を圍んでその北方にある所の嘉蔭堂に連絡してゐる。これ等は所謂見物席に當るものであろう。

以上文溯閣内の諸建築物は私の考へでは宮殿建築の第三期工事に造られたものであるう。

一 推論時代の建築

先づ此項に於いて最初に考究しなければならない問題の第一は、支那建築の起源は抑も何か、更に言ひ換へると、その原始型 (Proto-type) は如何なるものであるかといふことに在る。易經には「上古穴居而野處。後世聖人易之以宮室。上棟下宇。以待風雨」とあり、又墨子には「古之民。未知爲宮室時。就陵阜而居。穴而處下。潤濕傷民。故聖王作爲宮室」とある。此等易經や墨子の内容が果して何の程度まで信頼し得るか否かは分らない。少くとも私が此處に引用した様な事柄に對してその眞偽を確實にする事は、先づ不可能だといつて好いであらう。けれども易經や墨子が編纂された當時に於いては、上代に穴居が行はれて居つたものだといふ傳説があつた事實だけはこれを認める事が出来る。處が斯くの如き傳説、即ち人類がその住居の構築を知る以前には、穴居して居つたといふ傳説は獨り支那の

みでなく、他の民族の間に於いても存在してゐるのであつて、我邦に於いてもその上古に天地根元の宮造りといはれる一種の穴居の形式のあつたことは畧一般に認められてゐるのである。殊に嘗て或新聞紙の傳へる所に依ると、千葉縣東葛飾郡大柏村柏井貝塚に於いて、東京帝大人類學教室の松村瞭博士が、石器時代の人骨を發掘中、當時の住居跡を發掘したそうであるが、いづれその詳細の研究報告が發表されるだらうから、それまでは濫りに憶測する事を許さないが、新聞紙の記事の範圍では、穴居式住居の傳説を如實に語るものゝ様でもある。又先年内務省史蹟名所天然記念物調査會の手に依つて、巖手縣氣仙郡上有住、矢作、日頃市の三箇村に連亘する谿流の斷崖中腹の鍾乳洞内から、石器、人骨、土器古器物類の多數が發見され、嘗て人類がこゝに居住して居つた事實が明かにされた。だから支那に於いても易や墨子に書かれてゐることが、例へ科學的根據を有しないものとするも、事實として認めることは必ずしも非學術的態度でもない。何

故となればそれに對する傍證として擧げ得る事項の一つは、現に支那に於いて穴居してゐるものが随分に多數に存在して居て、所謂穴居の事實を如實に物語つてゐる事と、今一つはアンデルソン氏が一九二一年に奉天省錦西縣沙鍋屯に於いて、人類の居住して居つたと認定される石器時代の一洞穴を發見した事である。かくの如き新事實は恐らく今後少なからず發見されことゝ思はれるが、かくの如き新事實は恐らく今後少なからず發見され得る事が必ずしも不穩當ではないと思ふ。然してこゝに更らに注意すべき一事は、易や墨子の傳説的記事を學術的に認めるとしてその原始的な居住の出發點の一つを穴居と考へることは好いとすも、別に次の様な傳説のある事にも幾らかの考察を費さねばならない。韓子五蠹篇に「上古之世。人民少而禽獸衆。人民不勝禽獸蟲蛇。有聖人。作構木爲巢。以避郡害。而民悅之。使王天下。號曰有巢氏」とある。即ち木の枝を結んで巢としたといふ所謂有巢氏の傳説である。此の傳説は矢張り古くから支那人の間に信

じられて居つたものであつて、此の韓子の様な記事は尙他書にもある。例へば史書としては甚だその眞價に乏しいと一般に認められてはゐるが、宋の羅泌の路史第五卷有巢氏の條には「太古之民。穴居而野處。博生而咀華。與物相友。人无珍物之心。而物亦无傷人之意。逮乎後世。人氓機智。而物始爲敵。爪牙角毒。槩不足以勝禽獸。有聖者。作樓木而巢。教之巢居以避之。號大巢氏」とある。勿論これ等の記事も前の穴居の記事と同様に、その事實を學術的に認める資料とはならないとはいへ、矢張り支那人の間に古くから、斯くの如き傳説があつたといふ事だけは確かであらう。然らば此の作構木爲巢又は作樓木而巢と稱する所のものは如何なるものであるか。禮記禮運第九には「昔者先王未有宮室。冬則居營窟。夏則居橧巢」とある所から考へると、穴居といふものが行はれて居つた一方には橧巢といふものが——穴居にしても此の橧巢といふものにしても、果してどの程度のごの形式のものかよくは分らないが、ともかくも簡單なものであつたことは

事實に違ひない——行はれて居つたことが知られる。即ち禮記に従へば冬は防寒の爲めに穴居し、夏は涼を取り又は爬虫類等の襲撃から避けて所謂橧巢なるものに居つたものと思はれるが、此の禮記の所謂橧巢と韓子等の有巢氏の巢なるものと恐らくは同程度の同種類の原始的家屋を指したものであらうが、夫は如何なるものであるか、勿論莫然とした想像以外何等徴すべきものはない。今日熱帯方面の未開人種の間には一種の樹上家屋(1)(第八十五圖参照)を營んでゐるものがある。是等の實例から見ても人間が一時的の家屋(?)を樹上に營むことは可能であることが知られるから、或は有巢の傳説がそのまゝ所謂樹上家屋の様なものであつたと解することも、強ち不合理でないかも知れないけれども、私はさういふ意味に解したくない。矢張り地上に構架した極めて簡單な一種の小屋掛けに類するものであつたと思ふ。その小屋掛けが後發達して恐らくは支那家屋の基礎となつたものであらうと思はれるが、當時に於いては僅かに夏期の暑い間こゝに

居住した一種の假り小屋であつて、毛詩にある所の「古者民受五畝之宅。二畝半爲廬在田。春夏居之。二畝半爲宅在邑。秋冬居之」とあるが、此の廬に就いては彼の説文解字は「廬寄也。秋冬去。春夏居」とあるから、その形状はともかくとしても、その實質は韓子等にある有巢氏の巢と禮記の檜巢と毛詩の廬との三者は殆んど同じものであつた様に思はれる。併し乍らこれ等のことを科學的の根據に立つて證明することは全く不可能であるが、先づ大體に於いて穴居の行はれた一方に何等かの形に於いて、地上構架の住居があつたことはこれを認めても差し支へはないし、且つ又この穴居なるものは大體に於いて多少永久的のものであるに反して、一時的の假小屋の様なものゝが夏の間丈け作られたらしいことも、先づ認めても好いと私は思ふ。それは今日の朝鮮に於いてもその例は存在するし前掲した諸書の記載或は古史考に記する所の「許由夏常居巢。故號巢父」といふ様な事も矢張りその一例と見られる。

かくの如くして此項に於いて究明しなければならぬ問題の第二は、穴居と檜巢との形式とその關係及びそれ等と支那原始家屋との關係といふ事である。そこで之れが究明に對する論理は自ら二つに分れる。その一つは前半の問題に對する解答を得る爲めに、原始民族間に於ける住居の研究を行ふことであり、その二は後半の問題解決の爲めに今日吾々の手で處理し得る所の文獻上の資料と、一方に土俗民家に對する研究及びそれに對する型式學的な推論に依つて、先づ支那に於ける原始的家屋の形式を知つて、これと穴居又は檜巢との型式學的關係の有無を論定することであるが、その爲めには他民族間に於けるそれ等の例、特に我邦太古の家屋の形式等が何等かの形に於いて、その問題解決に寄與する所があるであらう。以上の論理に依つて先づ前半の問題即ち穴居及び檜巢の形式とその關係の問題を究明する爲めに、未開民族間の家屋に就いて若干の記述を試むべきであるが、それに就いて、先づ斷はるべきことは獨逸のエルンストグローセ

(Ernst Grosse) は、比較人種學的の美學の創唱者として知られてゐるが、彼れは藝術の始源を未開人種間の藝術の研究から論じてゐる。⁽³⁾ 勿論これが藝術起源の研究の方法論として完きものであるとは考へられないし、又唯一のものであるとも思はれないけれども、確かに一方の分野であり得ることは明かであると思ふのであるが、これと同じ様な意味に於いて、原始的家屋の研究にとつて未開人種間の家屋は一つの考察上の手掛りとなり得るであらう。又一方にはその民族の間に今尙行はれつゝある土俗民家なるものは、比較的多くその祖先の原始的家屋の形式を残してゐるものであるから、これが又一つの有力な考察上の手掛りとなり得ることも明かな事柄である。併し乍ら私は今未開人種の家屋や支那土俗民家を詳細に研究して、その上に私に必要な手掛りを求めようとする論理的方法に依らないで——實はそれが學術的方法であることは言ふ迄もないが、今一般的に史的敘述を試みる事を目的とするが故に、それ等の問題は他日に譲りたい——

只私の所論に必要な一二の例證をそれ等のものゝ中に求める程度に止めて、穴居や檜巢の形式及關係に對する記述とする。従つてその記述は甚だしい獨斷的のものとなるであらうがこれは諒とせられたい。

前にも述べた様に諸種の點から綜合して、穴居の行はれて居つたのは事實としても、その穴居は如何なる形式であつたか。先づ今日まで知られてゐる範圍の他民族間の實例からみると、自然に出來た洞穴の様なものの中に居住して居つたといふ事實と、更らに平地に穴を掘つてその上に何等かの蔽ひをなしたものの、即ち一種の土室的のものに居住して居つたといふ事實との二つを擧げる事が出来るが、支那に於いてはその何れであつたか。今用語例の上から妥當であるか否か、ともかくも前者の方を横穴式住居とし、後方の方を豎穴式住居といふ様に稱するならば、支那太古の所謂穴居なるものは、その横穴式であつたか又豎穴式であつたかといふ問題になるが、かくの如き問題に對する科學的の解決は只僅かにその遺跡の發見と、

その精細な調査研究に依つてのみ得らるゝものであつて、文献上の研究は全く不可能である。然し支那太古の住居跡なるものゝ発見せられたものは殆んどないのであるから、此の問題の科學的な解決は尙將來に俟たねばならないが、唯一此の間に有力な資料を提供し得るものは、前にも述べた様に彼のアンデルソン (Andersson) の発見した奉天省の沙鍋屯に於ける洞穴内の生活遺跡であるが、此の實例に依つてともかくも此處に私の謂ふ用語例に従つて、横穴式住居のあつたといふ事實を斷言し得るのである。人類がその文化開發の初期に於いて、自然的に存在する洞穴等に居住して居つたといふことは、既に學界に認められる事實であつて、歐洲に於いては有名なアルタミラ (Altamira) 洞穴⁽⁴⁾を始め、舊石器時代 (Palaeolithic age) の住居跡が諸所に知られてゐるが、恐らくは支那に於いてもその初め、少くとも或る地方に在つては此の種の横穴式住居のあつたことが認められるのである。勿論此の種の洞穴は必ずしも自由に何處に於いても得らるゝといふのでは

ないから、大部分のものはこれを人工的に造らなければならないであらう。幸にして今日発見された所の沙鍋屯の遺跡は比較的保存し得られ易いものであり、従つて今日までその當時の遺跡を廢滅せしめずに來たものであるが、人工的に造つた所の他の所謂横穴式住居は、長い間にその根跡をさへ残さない迄に廢滅したものであると考へることも出来る。そこで甚だ牽強附會的の言ではあるが、前出した墨子の「就陵阜而居」といふのは山の斜面になつた様な所に横穴式の住居を營んだものではないであらうか。我國に於ける彼の有名な吉見の百穴は、今日では一般に横穴式墳墓と認められてはゐるが、あれに類似した様なものが行はれて居つたのではないか。どの民族に就いて考へても、その原始の時代に於いて、始めて文化の開發されるのは河川に沿ふ豊沃な土地に於いてである。文化開發の母體とも言ふべきものは定住農耕といふことが先づそれであるといへるであらうが、その爲めには河川に沿ふ沃野が彼等に取つて好適な條件を具備してゐるの

であつて、支那に於いても黄河流域の地に於いて、その文化の開発があつたといふことは、先づ信じて好いが、併し乍らその河川の流域とはいふものゝ所謂水邊に居を構へたとも思はれないのであつて、矢張り私の考へでは山麓に寄つた、所謂丘陵の南の斜面等を選んでその居を定めたのではないか。それは恰かも蒙古人がその彼等のウリガ(移轉式蒙古包)を冬期は南向きの斜面に移して居る様^①なものであらうと思ふ。従つて所謂横穴式住居が、その丘陵の斜面に行はれて居つたといふ事が、極めて自然な想像であるし、且つ又夏期にはとてもかくの如き場所には暑苦しくて居住し難いといふ點や、流域の沃野に於ける彼等の農耕に便利な位置であるといふ點等からして、彼の棺槨なるものゝ必要が生じて來たので、それは形式上には例へ何等かの差違があるにしても、今日の朝鮮の農事幕、田直幕等といふものと全く同一の性質のものであらう。以上の様な理由から先づ横穴式住居なるものは、支那に於いても行はれて居つたものだと思ふのであ

るが、然らばその堅穴式住居なるものはどうであるか及びその棺槨とは如何なるものか、それと同時にその兩者の間に如何なる關係があるかに就いて尙若干の考察を費すことをする。

註

- (1) 圖は H. N. Hutchinson, T. W. Gregory, R. Lydeker 氏等著の Living Races of Man-kind. Vol. I の第二十七頁にある寫真であつて、ニフォーキニン(New Guinea)土人の樹上家屋ドボ「Dobo」と稱するものである。同書の説明を摘譯すると、それは高い樹上に造られたものであつて、これをドボといつてゐるが、若しも敵が之れに襲撃して來ると豫れてその屋内に準備してある小石を雨の様^②に投げつけて防戦するのだと云ふ。
- (2) 朝鮮部落調査報告第一冊六頁。「火田の所在が住家より遠かり作物の播種や收穫により多くの時間と勞働とを要する場合には、遠い火田に一時的の住家即ち農事幕又は田直幕を建つる」。(小田内通敏氏著)
- (3) 安藤宏氏譯。藝術の始源參照。
- (4) 佛國南部から西班牙地方に亘るピレネー山脈附近に舊石器時代の遺跡が

多數發見されて世界の驚異として報せられたが、その中でもペロイニオン (Cro-Magnon) 人種に依つて残されたアルタミラ洞穴のものが最も優秀なものとして知られてゐる、それ等の圖集としては R. R. Schmidt: Die Kunst der Eiszeit がある。

(5) 考古學雜誌第二卷第四號所載高橋健自氏の文参照。

(6) 關東都督府編纂『東蒙古』第五〇頁参照。

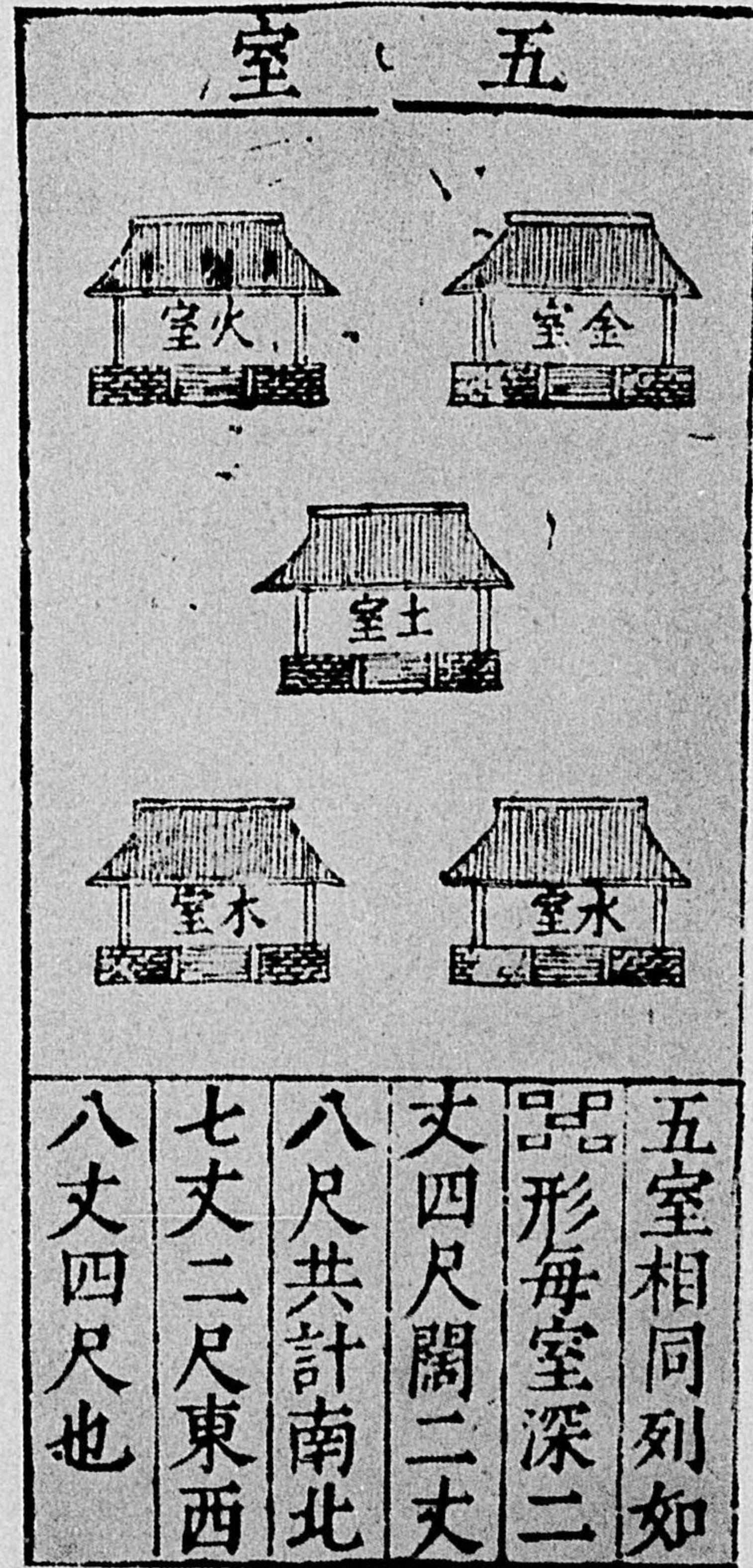
竪穴式住居の一般的の形式を先づ型式學的に考察推論すると、恐らくはその平面は不規則ながら圓形に近いものであり、それを蔽ふものは極めて不規則な外形をなし、枝や丸木を組合はせてその上に茅茨樹葉の類をのせたものではないかと思はれる。その想像を幾分でも應援するものは第八十六圖⁽¹⁾の様なアフガニスタン (Afghanistan) に於ける實例である。こゝにいふものが少し發達すれば、その竪穴を蔽ふものは一種の圓錐形となるであらう。此の圓錐形のもの⁽²⁾が前にも言つた廬と稱するものゝ形式ではなからうか。那波氏⁽³⁾がその論文に「荃人結草爲廬、形如蝸牛殼」等⁽⁴⁾を引い



第 五 十 八 圖 ユニギア人の上樹家「ボド」 (照參頁五三四文本)

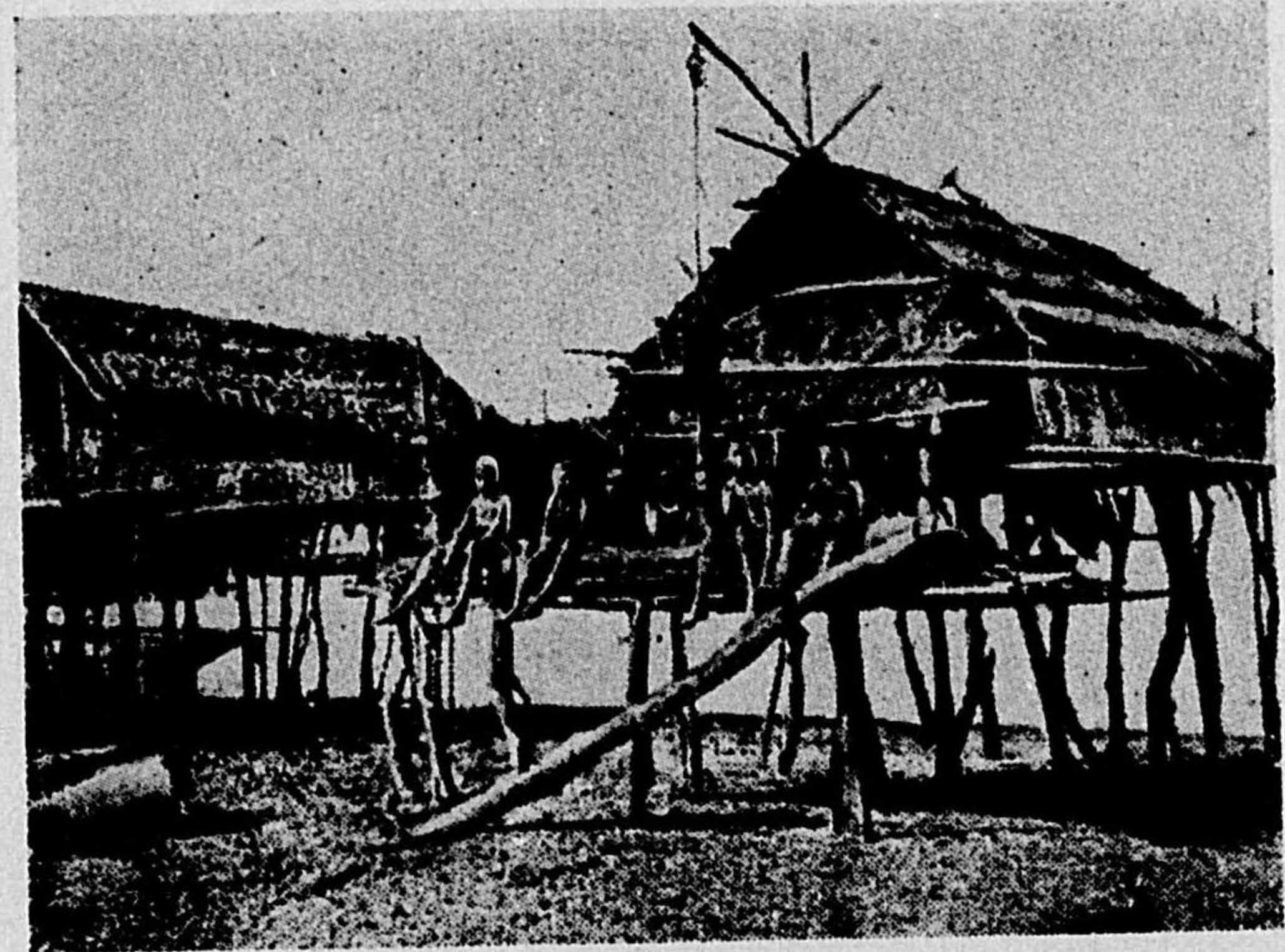


第 六 十 八 圖 ファガニスタンの土人居住 (照參頁四四四文本)

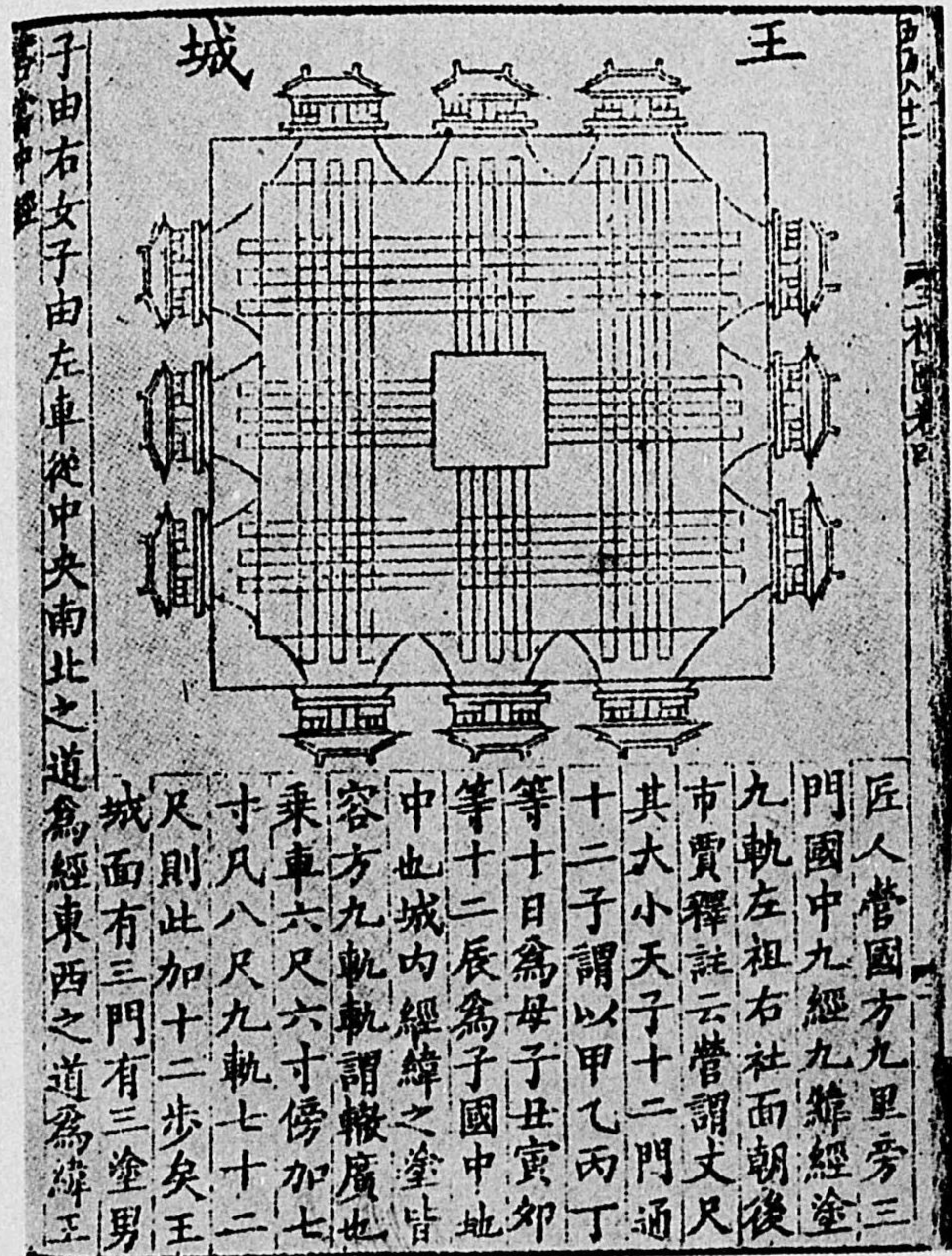


圖之室五載所「通記工考」 圖九十八第
 (照參頁〇六四文本)

屋家の人土アニギーユニ 圖七十八第
 (照參頁六四四文本)



例實の屋小入妻の人土開未 圖八十八第
 (照參頁八七四文本)



圖十九第
圖市都代古の載所「圖禮三」
(照參頁五〇五文本)

て論じて居られる圓錐蓋圓筒式なるものは實は圓錐蓋丈けであつて、圓筒の軸部はなかつたものであらうと私は思ふ。今日の蒙古包(モンゴル)等の所謂圓錐蓋圓筒式といふ事に當るであらうが、太古の堅穴式住居の上に造られたものは恐らく圓錐蓋のみであらう。朝鮮の農事幕、田直幕等いふものも、その外觀はこれと同じである。處が此の朝鮮のものも支那の文獻にある處なるものも外觀は同じであつても、堅穴なるものはなかつたであらう。内部に堅穴のあつたものは矢張り墨子等の「穴而處下」又は「潤濕傷民」といふ様な事に當るのであつて「故聖王作爲宮室」とはその堅穴を廢して、何等かの形式に於いて今日の言葉で言ふ床が作られたものであつて、それが後の支那家屋の原始型となつたものであらう。此の原始型即ち墨子の所謂「宮室」なるものに就いては、記述の第二段になるのであつて後に詳論するが、此の處なるものが名稱はともかくとして圓錐式の屋蓋を有するものは、その形式のまゝ所謂簡單な假小屋の構造として長く支那人の間に行は

れてゐるけれども、その盧なるものゝ形式は那波氏が論じられる様に「亭」⁽⁹⁾となり、又北京の天壇の皇穹宇の如きに發達して來たものとは私は決して考へられないのである。圓錐形の小屋はかくしてそのまゝ支那人によつて造られて來たので後、文字の使用に一定の約束が出來てから、これに盧といふ字を當てたのであらうが、一方に於いて堅穴式住居としての圓錐形の屋根はその構造が次第に考案され、又所謂「潤濕傷民」ことを恐れて、これに床を作ることが考へられ、こゝに於いて彼の「檜巢」なるものが出來たのではないか。だから檜巢なるものはその外觀形状が必ずしも一定したものではなくて、その屋根にしてもその平面にしても種々のものがあつたと云ふのであるが、唯一般的には床があつたものであると私は思ふ。その點から考へると先づ今日吾々の常識に浮ぶ最も簡單な家屋としてはその平面がともかくも四邊形であることゝ、その屋根が切妻形であることゝが必要である。第八十七圖⁽¹⁰⁾に示したものはニューギニア土人の家屋であるが、私は

差し當り斯の如き家屋を以つてその所謂檜巢なるものゝ形状であると想像する(朝鮮に於いてもこれに類するものが畑の⁽¹¹⁾)だから前にも述べた様に有巢氏の創めた家屋は從來の堅穴式住居から、一歩進んで床を造つたものであつて、樹上家屋ではない。誤つて樹上家屋かの様な解釋を下すことはその巢と言ふ字の後代の既定觀念に禍ひされたものである。

以上の私の論旨を要約すると支那建築の起源として考へるべき原始型には穴居と一方には簡單な小屋掛けとがあつたので、その穴居が住居としての主要なもので夏期には小屋掛けの一時的のものに居つたといふこと。その穴居には矢張り横穴式のものゝ、堅穴式のものゝの二つがあつて、横穴式のものゝは主として陵丘の南の斜面等に造られたものであるが、堅穴式のものゝは先づ最も原始的に且つ自然的に考へて——即ち型式學的に或は進化論的に——その平面は圓形であり、その蔽ふてゐるものは枝や丸太類に茅茨の類を用ひたこと、少し進んで來るとそれは材料の經濟的且つ力學的取



り扱ひに依つて圓錐形となつたこと。此の圓錐形のものが總べての點で甚だ利便である所から、長く一般的小屋に使用され、従つて後に廬といふ名稱で呼ばれる様になつたこと。一方竪穴式住居の方はその材料が經濟的に且つ力學的に取り扱はれる様になれば、當然その平面は方形（必ずしも正方形ではない）となり、屋根は切妻形(7)になるこれが檜巢等といはれるものではないか。即ち支那家屋の原始型である。尙斷つておくことは私がここに用ひた横穴式又は竪穴式といつたのは考古學者が使用する墳墓の形式上に於ける區別的用語ではない。だから勿論その二つの間には時代の前後關係を私は認めるものではない。方形で切妻形の家屋のあつた頃にも、横穴式の家屋はあつたことを認めることも差し支へないであらうし、その一方に圓錐形の小屋のあつたことも認めて好いのであつて、禮記等に「冬則居營窟。夏則居橧巢」といふ様なことは、そうしたものの混在を言つたものとして見れば少しも不思議ではない。

註

(1) "Living Races of Mankind" 第二一二頁挿圖。

(2) 支那學第二卷第三號所載「周代に於ける家屋建築の様式に就きて」。

(3) 同上等二九頁參照。

(4) 切妻と稱するのは建築上ではその屋根が左右或は前後の二方に流れてゐるもので、屋根の形の中で最も簡單なものであるが、私は必ずしもその那波氏が言はれる様な形式、即ち  のみでなく  の如きものも或はもつとその曲線ののびたものも共に切妻と呼ぶ。

(5) "Living Races of Mankind" 第二十九頁挿圖。

(6) 嘗て大正十三年の夏、私は奉天宮殿の調査を終つて鐵路京都に歸省の途次、朝鮮鐵道の車窓から第八十七圖に類似したる然し更らに簡單な構造のもので床が高く三四尺もあるものを田畑の所々に見受けた。其後それを心にかけて、終ひに今日までそれを調査し、又は寫眞に撮る機會を得なかつたのである。小田内通敏氏や今和次郎氏の朝鮮部落調査報告書にもそれらしいもの、報告を見出し得ない。私は或は農事幕又は田直幕等といふもの一種ではないかと思つて、農家の子弟である或る鮮人學生に就いて種々

聞き糺してみなければ、かゝるものは知らないと言ふことであつたが、私は現に二三箇所ならず目撃したのであるから、他日機会を得て調査したいと思つてゐるが、それ等の調査研究に關して江湖の示教を俟つこと切である。

四五〇

(7) 考古學雜誌第十四卷第七號塚本靖氏「原始的住宅に就いて」参照。

私は此項の當初に此項に於いて究明しなければならぬ問題の第一として、支那家屋の原始型の解決を期し、結局それは穴居と檜巢との二形式として、第二の問題に移つてその穴居と檜巢との形式と、その關係及びそれと支那原始家屋との關係を明かにする必要を述べ、その爲めに私の記述を二つに分けて、先づ前半の問題の記述を終つたのであるから、次に更に後半の問題の考究に移る。後半の問題即ち支那原始家屋は如何なる形式のものか、及びその型式學的關係はどうかといふこと、従つてその爲めに文献から支那上代の原始的家屋を考へ、土俗民家の實狀からそれを類推することである。故に私は先づ文献上の考究から始めることとする。

文献の上から支那の歴史といふものを考へれば、先づ周時代の中頃から始まるであらうといふことは、支那の歴史を知るものゝ誰しも認むる所ではあるが、さりとて支那の歴史を此時から始めるといふ譯ではない。後世の史料によつて、それ以前を推察することは、必ずしも不可能ではないけれども、それ等周代中葉以後の文献が果してどの程度まで太古の史實を傳へてゐるか、甚だしい疑問である。周の直ぐ前は殷であるが、今日殷代の史料と認められるものは、尙書中の數篇であつて、而かもその中の殆んど總べてが周代に作られたものであつた。嚴格に殷代の史料とすることは出來ない。況んやそれ以前の事になれば、後代の文献がどの程度まで信用し得るか、大なる疑問としなければならぬのであるから、建築に關する何等かの事實を文献上から考究することは到底不可能である。だから吾々は周代以前、即ち私の所謂推論時代の建築はこれを文献上から知ることが全く不可能として、ともかく吾々の手で處理し得る最古の年代の建築を考へ

なければならぬ。處で吾々が果してどの時代まで文献上溯り得るかといふに、先づ周代以前は無論その中葉より以後であると私は信ずる、勿論周禮の考工記等には周代以前、即ち夏后氏云々又は殷人云々の記事があるが、それを以つて夏又は殷の建築を論ずることは甚だしい無謀である。何故だといふと、普通に周の制度を詳細に記載したものと考へられてゐる所の周禮は、周代の作としても實は甚だ疑はしいものであつて、その中には後の人が机上で作ら上げたらしい箇所も多く果して周代の制度であるかどうかさへ精確には分らないので、その纂修されたものも恐らくは戰國時代か又は漢の初め位とされ、従つて周代のものを或點は想像し、又は推量した様な所もあるとさへいはれるが、その周禮は天官衆宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空の六官に分れて記載されてゐる。その内今日傳へらるゝものは百工土木のことを掌る冬官司空の分が缺如して、その代りに考工記なるものが加へられてゐるのであるが、その考工記の内容も

矢張りこれを周代の制度と見ることは甚だ危険である。恐らくは漢代に於いて、その當時の制度を基礎として周代のものを追記したものであらうから、周代以前の夏、殷等の制度の記事が信ずるに足らないものであることは、これに依つても明かであらう。併し乍ら全然虚構の事實を記載したのとも思はれないし、又それが漢初時に書かれたものとしても漢初の制度であることは明かである、又確かな文献も周の中頃以後は存してゐるし、前に述べた尙書の數篇中のあるものには、殷代の記録ではないかと思はれるものがあるといふ様な點から推して考へても、考工記にある夏、殷の記事は全然排斥すべきものでもないのであつて、少くとも周代頃の制度と解し、従つて今日吾々が取り扱ひ得る文献上の最古に屬する家屋の一つであるとするには、必ずしも無謀ではないであらう。然らばその考工記にある記載とは如何なるものであるか、今その全文を掲げると、同書匠人の條に「夏后氏世室。堂修二七。廣四修一。五室三四步四三尺。九階四旁兩夾

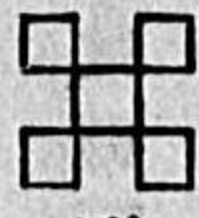
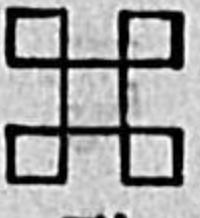
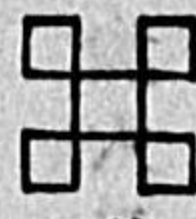
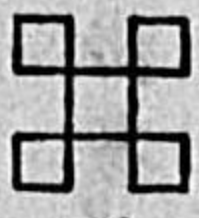
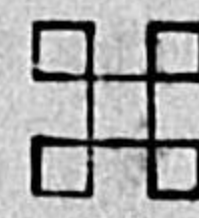
廳。白盛。門堂三之二。室三之一。殷人重屋。堂修七尋。堂崇三尺。四阿重屋。」とあるのがそれである。前にも述べた様にこれが夏又は殷の建築をどの程度まで傳へたものか、甚だ疑はしいけれども、文献上から到達し得る最も古い時代のその一つであることは間違ひないであらう。だから次に右の考工記匠人營國の條の本文を考究することにしよう。

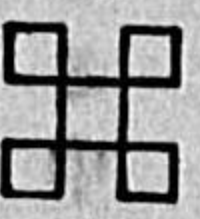
右の文に依ると夏には世室といふものがあり、殷には重屋があることが知られ、尙右に掲げた本文の直ぐ續きに周人明堂云々であるから、周には明堂があつたことも知られる。周の明堂に關しては、更らに周代の建築を論ずる際に詳論するが、ともかくも禮記等にも記されてゐるし、考工記が戰國又は漢初の頃の作だとしても、その記載は周代のものを或る程度まで正確に傳へ得たと考へられるから、周代の明堂に就いては先づ疑ひを入るべき餘地はないとしても、夏の世室や殷の重屋なるものゝ名稱が、夏殷の頃にあつたかどうかは甚だ疑はしいのであつて、或は考工記の編者が周の

明堂と區別して濫りに設けた名稱ではないかとも思はれないではない。王昭禹は「明堂之中。有世室。有重屋。夏曰世室。商曰重屋。周曰明堂。各舉其一而言之也」と言つてゐるけれども、多くの學者は大體に於いて世室も重屋も明堂も皆同じものである様に解してゐる。今一二の例を挙げると、考工記通には注して「三代明堂之制。夏曰世室。商曰重屋。周曰明堂。其名不同。其實一也」と言ひ考工記圖の補注にも「世室重屋制。皆如明堂」とある。又の考工記解を見ると「此三項皆明堂也。注云。世室宗廟也。重屋路寢。周人明堂。則今文明堂也。此說未然。三代所名。雖不同其實則一。堯有衢室。舜有總章。亦明堂」とあるが、此の文から見ると世室は宗廟であり重屋は路寢であるといふ説を排して、二者は共に明堂であるとし、且つ堯代には衢室があり舜代には總章があつて、これも亦明堂の事である旨を述べてゐる。然らばその明堂とは如何なる性質の建築であるかといふに、これは支那歴代の學者が皆「明堂者。明政教之堂」と言つてゐる。⁽¹⁾ 思ふに

世室といひ重屋といふものは、考工記の編者が周の明堂の考へを基礎として造り上げたものであつて、その性質は明堂と同様のものであること勿論であるし、又従つてそんなものが夏殷の世に行はれてゐたとは到底断じ難い所であるが、それに類するものがあつたと考へても必しも不合理ではない様である。然らばその世室といひ重屋といふものの形式はどうであるか、考工記本文に依ると、世室は「堂修二七。廣四修一」云々である此の廣及び修の意義に關しては、趙氏は「東西言廣。廣。闕也。南北言修。修。深也。」といつてゐる通りであるし、又その「修二七。廣四修一」の解釋も諸家皆同様の説をなしてゐるから、今考工記通の注を記すると「夏后氏世室之制。以步六尺爲度爲度音輝度。修。長也。二七者。一十四也。其堂南北之長。有一十四步也。廣。濶也。堂之濶。比其長。又益以修之四分之一。計一分有三分半。則其廣一十七步有半矣」とある。だからその東西が十丈五尺南北が八丈四尺ある所の長方形が、その世室の平面 (Plan) であることが知ら

れる。次ぎに「五室三四步四三尺」とあるが、考工記解の著者林希逸は之れを以つて難解の句であるといつてゐるが、その説く所に依ると「五室者。堂上爲五室也。三四步四三尺。此兩句最難說。注說不通。上既說堂修十四步廣四修之一矣。則此言三四步者。乃室之修也。四三尺者。乃室之廣也。只省文耳。一步六尺三个四步是十二步。其室之修。如此四个三尺。即二步十二尺也。二步不成文。故曰四三尺」とあるけれども、此の注のみでは甚だ不可解である「堂修二七。廣四修一」といふ句に依つて、既に世室の平面は明瞭であるから此の「五室三四步云々」の句は、その世室の中の室の大きさを言つたものであらうといふことは、林希逸の注の如くであるとするとも、その大きさの解釋を彼れの注文だけではどうしても三四步といふのを室の修即ち南北の深さとし、四三尺を室の廣即ち東西の濶とし、而かもその尺は修を十二尺、廣を七十二尺と解しなければならぬけれども、斯くの如き比例の室は常識の上から肯定し難い處である。恐らく林希逸の記載

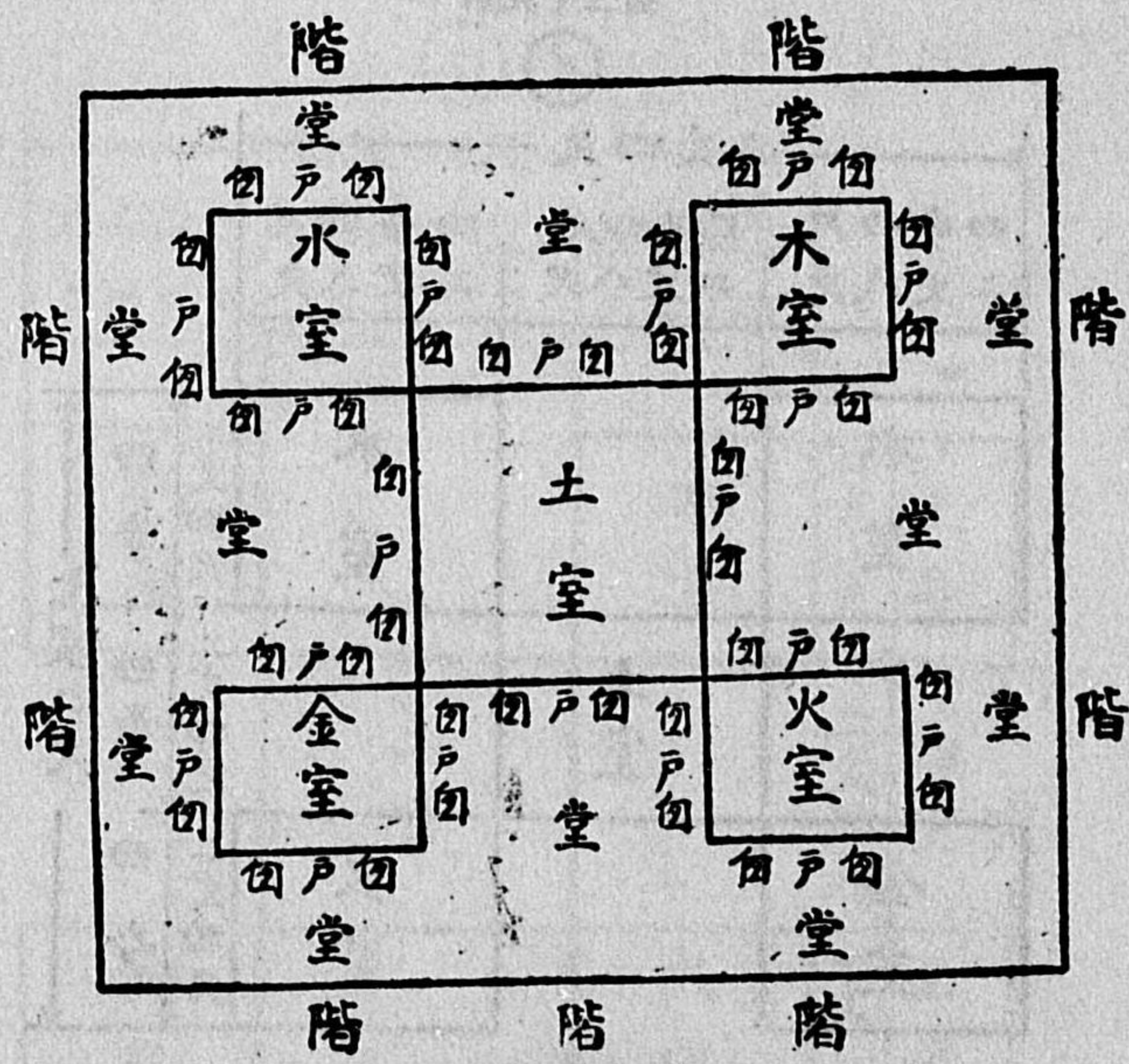
の不用意の致す處であつて、彼れは斯くの如き意味で三四歩四三尺といふ句を解して居つたのでもなからう。私はそこで他の學者の説く所を紹介すべきであるが、その室の大きさの問題に先きだつて五室といふものに就いて述べるが便宜であらう。此の五室に關しては徐昭慶穆如考工記通に詳はしく説いてゐる。今其の文を引用する「堂之上爲五室。以象五行。四隅四室。中央一室。如  形。東北木室。東南火室。西南金室。西北水室。中央土室。」文中五室の位置を説いて  形としてゐるけれども、同書には別に第八十九圖に示す様なものを掲げてゐる。併し乍ら此の圖は彼れがいつてゐる所の  形なるものと甚だしい相違がある。或は第八十九圖の如きものの意味に於いて彼れは  形と言つたのであるか。又は圖を誤寫したのか、ともかくもその説く所と圖する所との間には相違がある。私は  形といふ様な配置にも甚だしく疑問を有するものではあるが、第八十九圖の如き配置に比すれば、多少の意義があると思ふ。考工記通にも言ふ

様に堂修二七云々の句は世室の平面を述べたものであるから、五室云々はその世室の各室を指したものだともみて好いであらう。従つて第八十九圖の様な配置、即ち木室、火室、金室、水室、土室等が各獨立した建物として解する事は意義をなさない。第九十一圖は考工記圖に載する所の世室の圖であるが、その五室の配置は考工記通に説く所の  形である。恐らく此の配置の形式は周の明堂から想像して造つたものであつて、夏殷頃の室内區劃であるとは私は決して考へられないのみならず、周代の明堂に於けるものも果して斯くの如き平面であつたかどうか、甚だしく疑問である。いづれその事は二項に於いて詳論することゝして、こゝでは先づ斯の如き配置であることを認め、而してそれに對する諸家の説を検べてみよう。

先づ考工記通の説は「三四步者。言室之長。爲四步者三。是十二步也。四三尺者。言室廣之所益。爲三尺者四。是十二尺也。五室共有此數。計南北七丈二尺。東西八丈四尺也。」今此の記する所を簡明にする爲めに圖示す

ると、第九十二圖の(イ)となるであらう。考工記解の著者に従つて堂(世室)の上に五室があるものとする(105尺×84尺)の堂に(84尺×72尺)の五室が造られてゐることになるが、これが如何なるものであるか、或はその室内區劃であるのか、又は五室といふのは第八十九圖に示した様なものであるのか分らないが「南北七十二尺。東西八丈四尺也」としてゐる點からみて、少くとも第八十九圖の如きものではないことだけは明かである。次ぎに矢張り考工記通に引用する所の孫肇の説では「四室深皆三步。其廣益之以四尺也。土室深四步。其廣益之以三尺也」とあるから、これを圖に表はすと第九十二圖の(ロ)となるであらう。此の圖に依ると中央土室と他の四室との比例が餘りに差違がある。勿論その差のある事が此の場合不合理であるのではない。前にも述べた様に、私は此の種の配置は少くとも周の明堂から考へ出されたものと思ふから、中央の土室が他の四室に比して幾らかでも大きくなければならぬことは想像に難くないけれども、それに對する

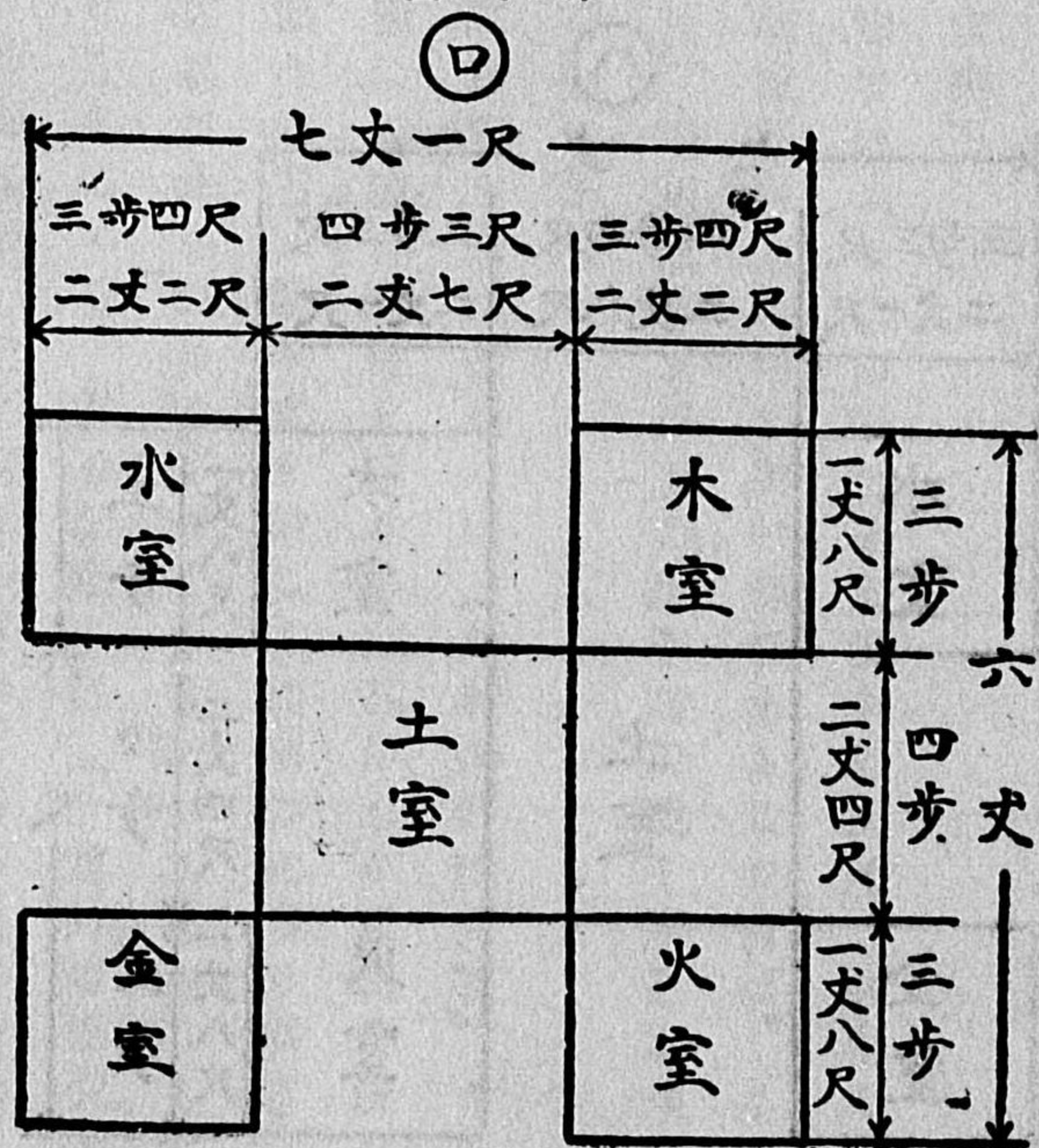
圖一十九第



圖之室世載所記工考

「三四步四三尺」の配し方は未だ必ずしも首肯すべきものではない。その點に關しては矢張り漢の鄭玄の注が甚だ合理的である。今この注を記すると次の様である。「木火金水四室。其方皆三步。其廣益之以三尺。土室其方四步。其廣益之以四尺。此五室居堂南北六丈。東西七丈」。これを圖にすると第九十二圖の(ハ)となる

圖二十九第



圖之室世

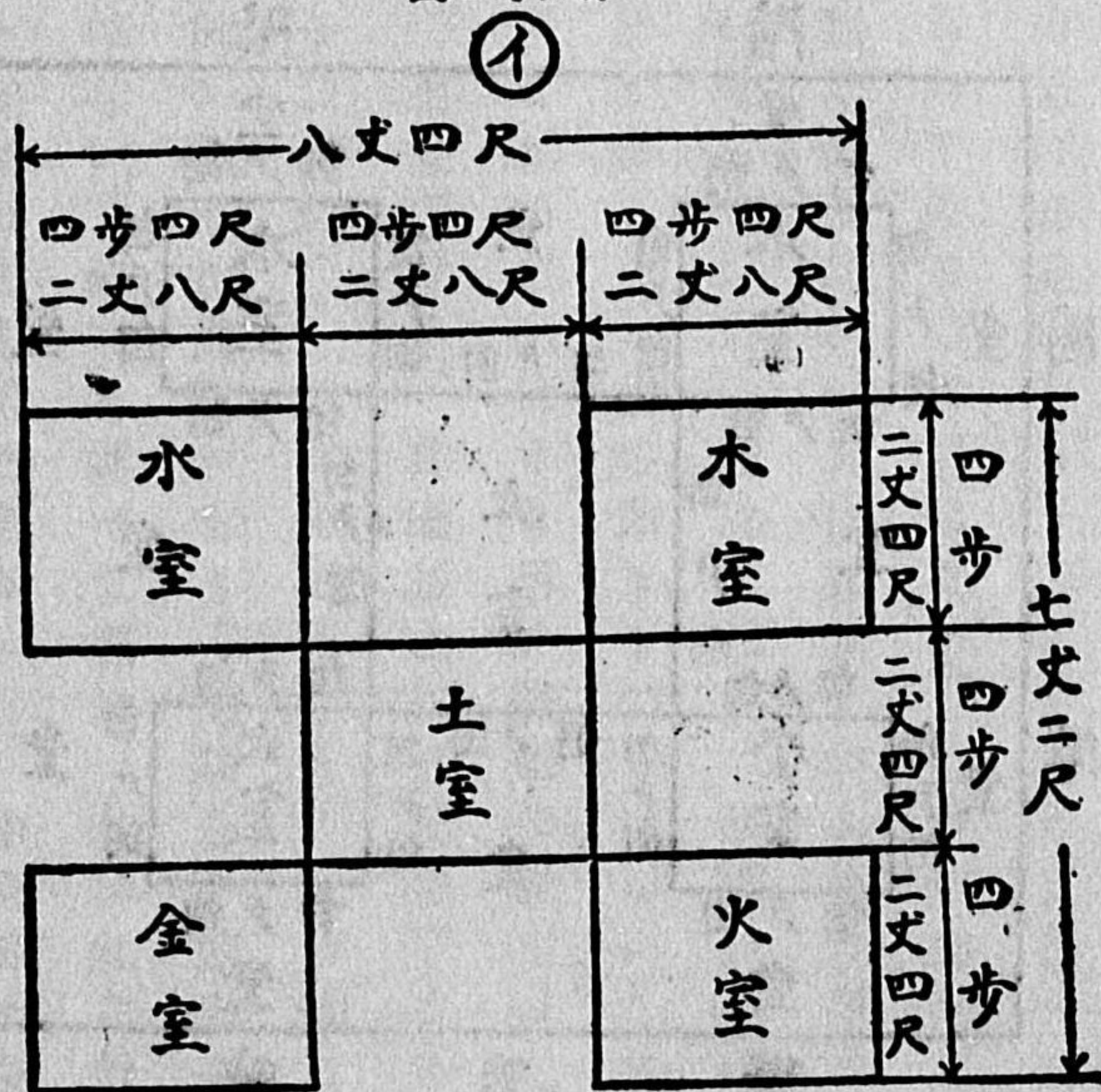
趙子曰。(上略)「三
 四步。言室之深。
 四三尺言室之廣也。
 謂四角四室。其深
 皆三步。其廣如步
 之外又益之以三尺。
 中央土室。其深四
 步。其廣如步之外
 益之以四尺三步。
 言四室修廣四步四
 尺。言中室修廣也。」

圖六三

これは鄭玄の注を殆んどそのまま載せてゐる。又古今圖書集成考工典卷

第三十九には

圖二十九第



圖之室世

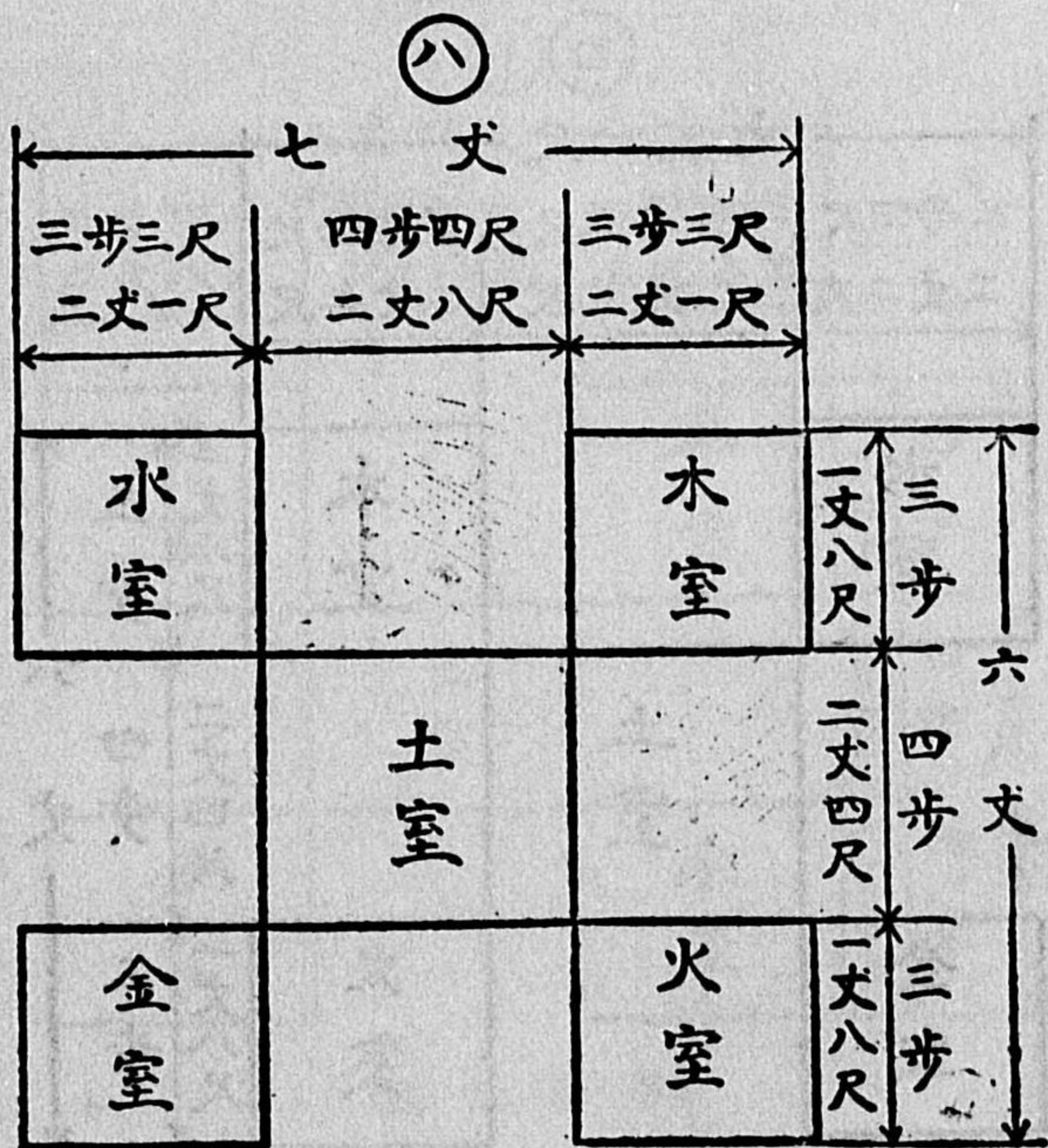
が、此の鄭玄の説は大體
 に於いて支那の學者に祖
 述されてゐるのであつて、
 今其一二を挙げると次の
 様である。
 考工記圖曰。「堂上爲五
 室象五行也。三四步。
 室方也。四三尺。以益
 廣也。木室于東北。火
 室于東南。金室于西南。
 水室于西北。其方皆三
 步。其廣益之以三尺。」

圖六三

土室于中央。方四步。其廣益之以四尺。此五室居堂南北六丈。東西七丈」。

故也。

圖二十九第



圖之室世

四室修當一丈八尺。
 廣當二丈一尺。中室
 修廣當二丈四尺。廣
 當二丈八尺。通計五
 室則南北共深六丈。
 東西共廣七丈。
 毛氏曰。「堂修十四步。
 而五室之修止於十步
 (六丈)。堂廣一十七
 步半。而五室之廣止
 於七丈者。留其餘。
 以爲四旁中央之往來

王氏詳說曰。(上略)「堂上之五室。中央一室。修四步。廣四步四尺。四角
 四室。修三步。廣三步三尺。則是南北三室。不過六丈。東西三室。不過
 七丈矣」。

世室といふものの平面を東西十丈五尺、南北八丈四尺と解しその上の五
 室の配置が以上述べる所の様であるとすれば、その五室に對する「三四步
 四三尺」の句は鄭玄以下の諸學者の説く所を以つて最も正當としなければ
 ならないであらう。

考工記の本文には更らに「九階四旁兩夾廳」とある。私は既に幾度も述
 べた様に五室の配置そのものに甚だしく疑問を懐くものであるから、九階
 四旁云々の考工記本文も果して從來の支那の學者が説く様に解すべきか否
 かは容易に決しかねるものであるが、ともかくも從來信ぜられてゐる説を
 述べることにする。考工記通には「一堂四面皆有階。南面三階。東西北各
 三階。共爲九階。室之四面各有戶。每戶夾以兩廳。共爲八廳」と言ふてゐ

るし、考工記解には「一堂四面皆有階。南面三階。東西北各兩階。共爲九也。南面中階一也。阼階在右一也。側階在左一也。側階亦曰西階。阼階亦曰東階。此據南向一面分爲三。則有中。有東西。非東鄉西鄉之階也」。堂之四旁各有戸。一戸皆兩夾窓。夾者。夾戸之兩邊也。每室。四戸八窓。取其明快也。又考工記圖も同様な意味を簡單に述べてゐる。曰く「南面三。三面各二」。窓。助戸爲明。每室四尺八窓」とある。四尺八窓の尺は旁又は戸等の誤りではなからうか。要するに以上掲げた所は皆その説く所が等しいが、それ等を圖の上で指示すると第九十一圖考工記圖に載する所のものがある様なことになるであらう。次ぎには「白盛」とある。これに就いて古今圖書集成考工典に載せる所のものには「鄭康成曰。蜃灰也。盛之言成也。以蜃灰塗牆。所以飾成宮室」。鄭鍔曰。五室皆用白灰。以盛之。故曰白盛」とあるし、考工記解には「白盛者。以蜃灰塗壁也。蜃海。蛤也」と言ひ、考工記通も亦「白盛。謂以海蛤之灰。塗其牆壁。以成宮室。蓋取其明潔也」

とし、考工記圖も略これ等と同様の事を載せてゐる。之等は建築に所謂白漆喰を施したことを言つたものであるが、それが事實を言つたのか後人の作意か勿論立證することは困難である。周代には既に建築に塗装した事實のあつたことを認め得る根拠はないでもないから、先づ周代にはそれが行はれて居つたとして、恐らくはその事實を夏の頃にまで及ぼして考へたので、果して存在して居つたかどうか、私は容易に信じられない。世室に關する記載は以上の如くであるが、尙本文には續いて「門堂。三之二。室三之一」とあるが、これに關しては考工記解は「門堂者。當爲門側之堂也。三之二者。就十七步之中。得三之二也。以十七步三分之兩分。爲門堂也」とあり、又「室者。門堂側邊。有兩室也。於十七步。中得三之一也」と解してゐるが、考工記通の方は少し詳はしく「門堂。門側之堂。其深廣。比正堂有三分之二。南北是九步二尺。東西十一步四尺矣。室者。門堂之側。比有兩室也。其深廣。得正堂三分之一。是深四步四尺。濶五步五尺矣」とあ

るから、その門堂の平面は南北五丈六尺、東西七丈となりその兩側にある室は南北二丈八尺、東西三丈五尺となる譯である。

以上に説く所は考工記に載せる夏の建築であるが、これを以つて少くとも支那最古の建築の一つであると見るには大なる誤りはないであらう。而かも既に述べた様にその文中には甚だ疑はしい點も多く、果してどの程度までを信すべきであるかといふ様なことは急に斷言し得べきではないけれども、支那最古の家屋は——文献上知り得る範圍に於いて——長方形の平面であつて、南北に短かく東西に長いものであるといふ點のみは、先づ確實なるものであらうと思ふ。勿論家屋の周圍に牆壁を造つたであらうといふ様なことも想像し得られるし、従つてそれに對しては門が設けられたであらうことも事實に近いであらう。又考工記に載する所の門堂云々の文が、支那の學者の説く様なものとして門側の堂といふ様に解釋すると、それに殆んど同様の形式を今日の支那人家屋(4)にも認め得る。併し乍ら少くとも周

以前にそれ等のものが、例へば宮殿といふ様な王者のそれにした所があつた様にも思はれない。だから以上の記述の結果私が恐らくは確實なものとして信じ得ることは「南北に短かく東西に長い長方形の平面を有する建築」の存在のみである。それから殷のものはどうであるかといふに、殷は夏の亡んだ年から四百年程後に興つてゐるのであつて、夏の初世から殷の末期迄は大凡一千百年程である。従つていくら原始の時代とはいへ、一千百年間の進歩發達は見るべきものがあつたであらうから、夏の初世のものゝ殷の末期のものとの間には、其の建築の上にも格段の差違があるだらうといふ事は先づ想像しても好い。考工記に載する所は前に掲げた通りであつて、僅かに十六字を以つて盡してゐるけれども、その中には夏のそれに比して進歩した建築であることだけは知られる。勿論殷代建築の實狀を如何なる程度迄傳へてゐるかといふ様な事になれば、前述した夏のものと同様に全く疑問である。併し乍ら兎も角考工記の本文を調べてみると「殷人重屋。

堂修七尋。堂崇三尺。四阿重屋。これがその全文であるが、先づ四阿重屋は後廻しとしてその前句を考へてみると、考工記通には「殷人重屋之制。以尋八尺爲度。堂深七尋。則有五丈六尺矣。崇。高也。其堂基高於丹墀三尺」といつてゐる。即ち本文にはその修を説いて廣を説いてゐないから、その深五丈六尺のみしか分らないが、考工記析疑卷之四には「不言廣者。準夏制之廣四修一也」といつてゐるから、これに従ふとその廣は七丈となるべきであるが、考工記圖には「其修七尋。五丈六尺。故夏周。則其廣九尋。七丈二尺也。五室各二尋」としてゐるから、その修廣の割合は七と九であつて、夏の廣四修一といふものと違つてゐる。試みに周の明堂に就いてみると、考工記本文には「周人明堂。度九尺之筵。東西九筵。南北七筵」とあるから、その修廣の割合は七と九である。だから考工記圖の著者は周制に倣つてゐるのであつて、所謂夏の制に依つてゐない。古今圖書集成に收むる所の易氏の註(6)も、矢張り周の制に依つて計算してゐる。又堂崇三尺

とあるのは、諸家の説く所の様に堂の基壇の高さを言つたものであらう。一般に支那の宮殿建築の如きは、後世は必ず基壇の上に建てゝゐるが、殷代に既に行はれたかどうか。墨子には「堯堂高三尺。土墼三等」といふ語が見え、又禮記等にも「有以高爲貴者。天子之堂九尺。諸侯七尺。大夫五尺。士三尺。云々」とあるが、これは矢張りその基壇の高さを指したものであらう。かくして周代にはこれのあつたことを認めても差し支へないであらうから、殷代に於いてその存在を認めることも必ずしも不都合でないかも知れない。尙考工記圖の著者は「五室各二尋」と言つてゐる夏の世室に五室を認め、周の明堂にも五室を認めるならば、殷の重屋にも五室のあつたと見ても敢へて不思議ではなからうけれども、その大いさを各二尋としたのは、何を根據としたものか私には想像が出来ない。それから「四阿重屋」に就いて考へると、先づ考工記通には「四阿。屋之四留潤同屋簷也。水洩也。也。四阿重屋。謂四邊皆有簷。若今佛殿之制也」とある。其他の諸書も殆んど

同様の解説を試みてゐる。即ち四阿といふのは四方に雨水が流れる様に造つた屋根の形式であつて、四注造(又は寄棟造)と稱する四方流れの家根を言つたものであらう。重屋に就いては鄭注には複竿也とあるが、竿は考工記圖の補註に「瓦之下。椽之上」とある様に所謂裏板の事であらう。爾雅釋宮には「屋上薄謂之筮」とあつて、郭璞の註には屋竿とある。又考工記圖の補註を見ると、重檼、重椽、重轅、重軒、層軒、重棟、重芬等が諸書に見てゐるが、總べて同意義の語であるとしてゐる。いづれにしても裳屋根のある建築を言ふのであらうと思ふ。そこで殷代の建築として考工記本文から知り得ることは、矢張りその平面は東西に長い長方形であつたといふこと及びその屋根が寄棟造りであつたこと、更らにその建物に裳屋根のあつたことであるが、寄棟造りであつた事や、裳屋根のあつた事等には、かに信じ難いとしても、前にも述べた様に夏と殷との間には一千百年乃至四百年の距りがあるのであるから、上述の様な點を全部事實として承認し

難いとしても、或る程度に於いて相當發達した形式にあつたことは認めなければならぬであらう。故に私はこれ等を夏殷時代の建築とするか否かの問題は、尙後日に譲るとしても目下の所文献上到達し得る最古の建築の一つであることを認め得るから、當初の私の問題に歸つて、これと支那土俗民家及び檜巢との型式學式關係に就いて考究する事にしよう。

註

- (1) 明堂は鄭注以下諸家の説は殆んど同様であるが、禮記明堂位第十四には「明堂也者。明諸侯之尊卑也」とある。尙詳細は次項に於いて論ずる。
- (2) 古今圖書集成考工典第三十九宮殿部彙考一。
- (3) 周の明堂に關する圖は第二項に掲げる。
- (4) 現今支那民家の少し大なるものには必ず門房(Menfang)と稱するものがある。所謂門堂に相當するものではないか。朝鮮にもかくの如きものを見る(朝鮮總督府朝鮮部落調査特別報告參照)。又爾雅釋宮に「門側之堂。謂之塾」と記し、郭漢が「夾門堂也」と注してゐる。此點から

みると戦國秦漢の間に亘つても矢張これあつたことが判る。

(5) 古今圖書集成卷第三十九宮殿部彙考。「易氏曰。殷人度以尋。則尋凡八尺也。世室之制。大抵南北狹。東西長。知堂之南北。其修七尋。爲五丈六尺。則知堂之東西。其廣九尋。爲七丈二尺也」。



(6) 鄭注曰。四阿。若今四柱屋。重屋。榑竿也」。

考工記解。注疏。四阿。若今四柱。四柱。漢語四邊皆注水。則四邊漏水也。疏曰。「四阿。今時佛殿。皆爲四柱。中間屋高。四邊皆有簷也。故曰重屋」。

(7) 考工記圖卷第六。「四阿。若今四注屋。四面皆重屋。榑竿也。說文云。竿。之下禁上。榑。復屋棟也」。

私は既に所謂榑巢なるものに就て考究し、その形は次第に進歩して平面は四邊形となり屋根は切妻形となつて居つたらうと言つたが、此の切妻形の屋根に就いては既に那波氏が文字の上から論じて宮、室、家、寢、宅等のウ冠は切妻屋根の象形であるとして古代屋根の切妻屋根を立證し、且つこれを古記録の上から立證することは困難であるが、唯一つの史料がある

と言つて春秋左氏傳魯僖公二十六年の條の「齊侯曰。室如縣磬。野無青草」の句を引いて居られる¹⁾。私は勿論ウ冠なるものが、切妻屋根の象形であることを認めるものであるし、且つ又建築の進化論的の見方からして、その初期に當つて先づ切妻形の屋根の起るものであることを認めるが、那波氏の様に「妻入りの形を象りたるもの」とは必ずしも解す可きではないと思ふし、又氏の引用せられた春秋左氏傳中の句も、成る程天井を張らざる所謂化粧屋根裏の一例とはなつても、必ずしも切妻形と斷する譯には行かない。切妻形といふのは建築上屋根の外観形状に名付けたもので、内部に關して出來た名稱ではない。従つて此の句の様に内部の狀況を記載したものに如縣磬といふ様な句があつたとて、必ずしも切妻とはいはれない。只會化粧屋根裏を出した粗末な建物だといふことを知り得るのみである。又古文字の上から古代の建築を類推することは、確かに有力な資料の一つである。併し乍ら近年多數に發見された所の殷墟の龜甲文の如き果して科學的

研究の資料として絶対のものであるかどうか、必ずしも断言し得べきではないし、又例へそれが殷代古文字の信すべきものであるとするも、元來象形文字なるものは極めて普遍的な形態を象形化したものであつて、そこに表はれてゐる範圍のみでその古代の事相を論断することは、少くとも科學的研究法を取らうとするものゝ態度ではない。だからそれ等古代の建築關係の文字に  形又は  形のものがあるからといつて、直ちに以つてその當時の建築の妻入りを信することは、恰かも「人」の字がその象形から來たといつて、古代の人は一般に手を胸に沿ふて垂下し、足を兩方に開いた姿勢に居つたと断するの滑稽と大なる徑庭がない。試みに幼兒に人の畫を描かせると必ず兩手を左右に擴げ脚を開いた姿勢を描き、家を描かせると五角形になつた立面即ち切妻々入の圖を描くのが一般であるが、これに依つても知られる様に建物を何等かの意味で象形化するならば、特殊な建物はともかくとするも、一般的には恐らくは切妻を表はすであらう。それは

決して切妻が正面であるとの意からではなくて、建物の表現上の一種の手段に過ぎない。故に妻入の事實を立證する爲めには他の資料に依らなければならぬのであつて、古代文字は單に切妻形の存在を證明する外何等の資料とは成り得ないであらう。——古代文字から推察し得る建築上の事實は勿論他に多いけれども、切妻々入の事に關しては以上の外に何等の資料となり得ないものである。⁽²⁾——然らば支那古代の家屋は妻入であつたか又は平入であつたか、それ等に對する何等かの證據があるかといふに寡聞な私はそれ等に對する何等の資料を發見し能はぬ。だから彼の繪巢といふものと、考工記所載の文から知れる建物との間の關係を型式學的に類推補綴するより他に途がない。

一般に支那古代家屋發達の順序を論ずるものには、我邦の天地根元の宮造りといはれるものから、大社造、神明造り等に進んで來た順序と殆んど同じ様な徑路を取つてゐる様に考へられてゐるけれども、⁽³⁾私の考へる所で

は大社造や神明造りなるものゝ形式が果して天地根元の宮造りといふものから進化したものか否かといふ事は、少くとも科學的根據に乏しい一つの假定にすぎないと思ふ。成る程我邦の工匠の間には古くから所謂天地根元の宮造りなるものが傳へられてゐるし、又その形式は恐らく有り得べきものであつて、私もその存在を想像し得るし、支那に於いても斯の如きものの存して居つたことを認めるけれども、日本の建築史家が大社造り等と關係つけてゐる様な型式學的な論理的な條件を具へて居つたものかどうか、甚だ疑はしいと私は思ふ。勿論かくの如きものに於いては構造上妻入りとならねばならないものであつて、こゝにいふ實例は今日に於いても存在する(第八十八圖参照)⁽⁴⁾けれどもこれ等の形式が進歩して終ひに我邦の大社造りの様なものになつたといふことは、極めて自然の様であるが、必ずしもこれを信することは出来ない。我邦には幸にして出雲大社に於いて、所謂大社造りなるものが存し、且つ恐らくは最古に屬すべき建築の形式を備へて

あるが、その爲めに寧ろ天地根元の宮造りといふ様なものが、實は假定されて説明されて居つたものだと思ふべきであつて、天地根元の宮造りから大社造りに進化したとは私は考へ難いのである。その理由は凡そ二つある。第一に穴居式の住宅から進化したものとするには、大社造りなるものは餘りにその床が高い——この點は從來の我建築史家にも疑はれて居つた——第二には天地根元の宮造りなるものゝ平面が必ずしも方形ではなかつたらしい理由のあることである。⁽⁵⁾従つてその屋根は必ずしも第八十八圖にある様な切妻形とのみは限らない。以上の様な理由で、私はその天地根元の宮造りなるものから進化したといふ説を甚だ疑ふものであるが、その結果は既に地上に構築される様になつた建築には、必ずしも妻入といふことが守られたかどうか甚だしい疑問となる。よし又妻入といふ様なことが行はれたとしても、それは極く小規模のものに於いてのみであり、且つ又極めて短かい期間であつて、直ちに平八に改められたものであると私は思ふ。我

邦に現存する大社造りの形式はその極めて特殊の形式のもので、神明造りに依つて傳へられる形式が最も一般的のものであると思ふ。その理由は所謂竪穴式住居に於いては、その屋根を假りに切妻形とすると、例へば第十八圖の様に當然妻入としなければならぬけれども、壁體を有するものに於いてならば、必ずしもその必要がないのみでなく、規模が大きくなればなる程、妻入が不便となつて平入が便利となるといふことは、苟しくも建物の實際を知るものゝ誰もが認める所であらう。即ち建築が大きくなるとその張間が大きくなり、構造上自然に困難が伴ふから、これを避けて構造を容易にする爲めに止むを得ず長方形の平面を取る事になる。長方形の平面となれば、その短かい一邊に入口を作れば内部の間取りに甚だしい不便を生ずるから、どうしても長い一邊に入口を作ることになつて、こゝに平入りの形式を取る様になるのである。だから私はこゝにいふ點から見ても、支那家屋に我大社造り式の間取りを認めることが出来ない。従つて爾雅釋

宮の文に對しても、那波氏等^①の考へられる様な意味に取ることに於ては賛成出来ない。又かくの如く長方形の平面を取る事になれば衛生的にみても、その長い一邊を東西にするが至當であり、又支那人の思想からしても南面してその入口を取つたらうから、彼の考工記から知り得る様な建築は所謂楹巢といふ様な單純な小屋がけから當然進化して來る形式である。今試みに現今の土俗民家に就いて若干の記述をすると、その平面は必ず長方形であつて、その位置は原則として南面である。屋根は殆んど一律に切妻であるけれども、その形が必ずしも三角形ではなく、丸味を有するものもあるし、その屋葺き材料も一定せず、富家のもものは瓦を用ひそれから草葺きのもの土葺きのもの等があつてこれに依つて

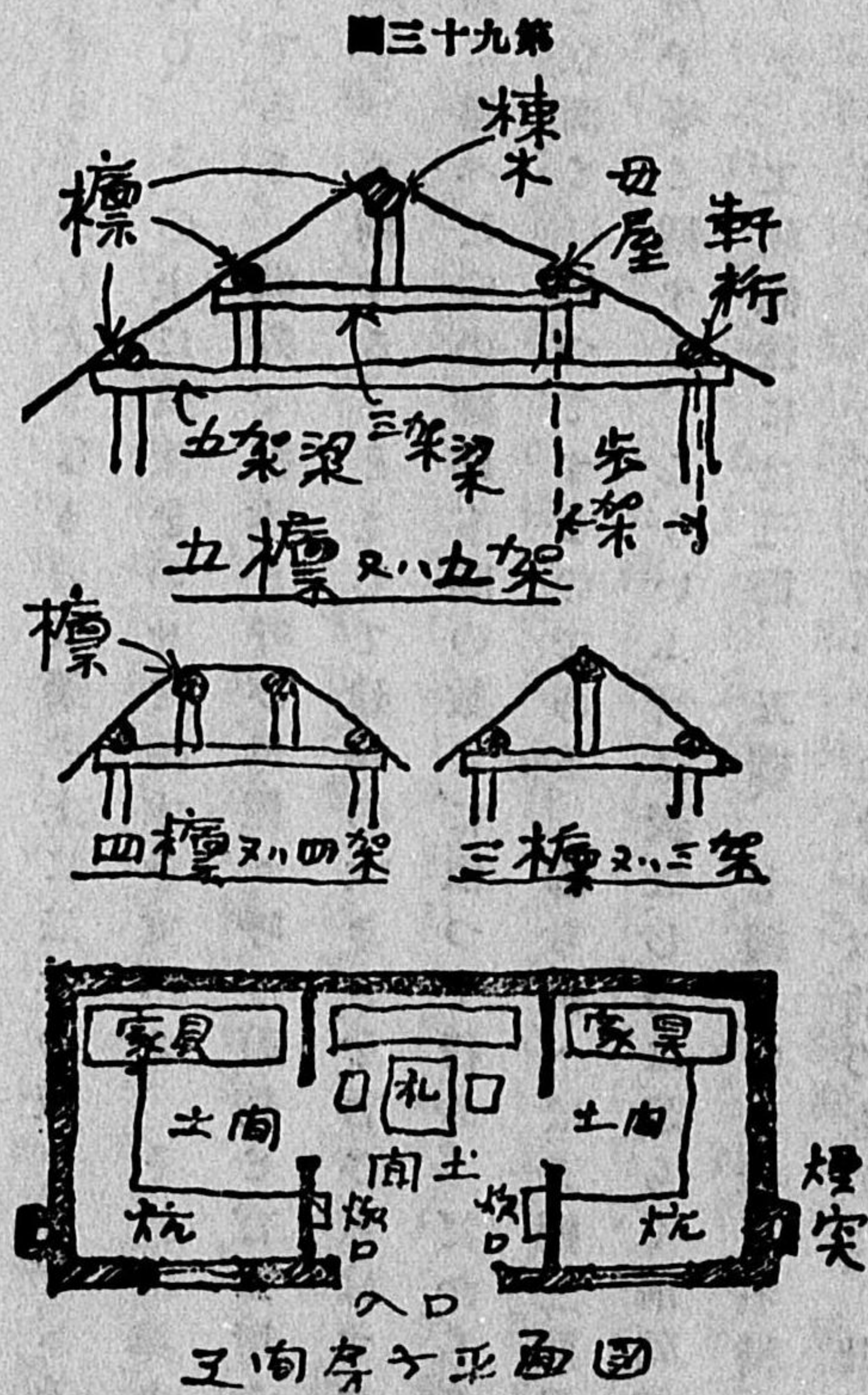
瓦 房 (Wafang)

草 房 (Tsafang)

土 房 (Tufang)

の區別が出来てゐる。貧富の差に依つてその全體の建物の數にも差があり、又配置にも複雑なものもあるが、最も主要な建物は南面して中央北方にある——小規模の民家ではこの建物一つのみである——これを正房 (Chéng-fang) と稱してゐるが、やゝ好いものになると、その左右に更らに耳房 (Erh-fang) といふものが附いてゐる。此の正房の内部は室が南面して一列にあるが、此の室一つを一間と稱し一室だけの小さい正房を一間房子 (Ichienfang-zu)、三室のものを三間房子 (Sanchienfangzu) といふ様に呼んでゐる。最も普通のものが先づ三間房子である (第九十三圖参照)。そうしていづれも入口は南面して設け、入口のある室は土間となり富家の正房ではこゝが應接室となつて、正面には祖先の肖像等を掲げるが普通の民家特に正房一つしかない様な家では、こゝが厨房 (Chufang) であつて、左右の室に炕 (Kang) を設けて居間としてゐる。室には南面して窓を開き、入口のある柱間を明間 (Mingchien) と稱する。構造の大略を述べると大體に於いて二種ある。その

一つは長方形の平面の左右の短かい一邊の方の壁體及び北方の壁體を煉瓦



圖三十九第 組屋小と面平の家民般一るれは行に那支今現

で積み上げ(その内側には柱を半ば壁體中に包んでゐるものもある)南面は窓のある所は煉瓦を積んで窓を開くか、又は窓蓋迄を煉瓦とす

る煉瓦の代りに石又は土としたもの、即ち一種の日乾し煉瓦 (Sundried brick) を用ひたものもある。第二のものは大體に於いて柱を建て、木造の軸部と

し柱の間に煉瓦等を積んだものである。小屋組は千遍一律的であつて南北の方面に梁を渡し、その上に束を立てる張間の大きな時は二重梁とし、又は三重梁とするが普通小さな民家では梁の上に真束を立てるの上に棟木をのせる。少し大きなものは梁の上に二本の束を立て、その上に更らに梁を渡し、その上に真束をのせて棟木を支へる。それは第九十三圖に示した通りである。我邦で棟木と呼び母屋と呼び軒桁と言ふ所を支那では一樣に欄(Lin)と稱する。そうして建物の大きさを言ひ表はすには、此の欄の數と前に述べた室の數即ち間の數とに依つて行ふ。だからその表はし方は平面と立面とに依つてするのである。即ち例へば五欄三間房子、又は七欄五間房子等と稱する。こういう言ひ表はし方は恐らく清朝初期からではなからうか。工程做法には三欄、五欄、七欄といふ様な名稱に依つて、建物の大きさを表はしてゐる。所がそれより以前のものは、此の欄と言ふ言葉を用ひないで架といつてゐる。そうして三欄といふ所を三架といひ五欄を五架

といふ。而かもこの場合には平面の數を先きにして例へば五間三架、七間五架といふ様に呼ぶ。私の知つてゐる範圍では、唐、宋、明各時代の文獻に之れを見受けるから相當古くから用ひられた名稱であらう。勿論清朝に於いても架といふ名稱が廢せられた譯ではない。その證據には工程做法に依ると欄と欄との間を步架と言つてゐるに見ても明かである。

要するに第九十三圖に示した様な小屋組は古くから行はれて居つたといふ事は明かであるが、私の想像では恐らく周以前、即ち私の所謂推論時代に於ける建築も、矢張り此の種の構造を取つて居つたものではなからうか。つまり今日支那の各地に残る土俗民家の平面と構造とは、最も古い支那の古代家屋の面影を止めてゐるものではないかと私は思ふ。平面が南北に短かく東西に長い長方形である事と、小屋組が今述べた第九十三圖にある様なものであることとは、殆んど支那全土に渡つて共通のことであつて、これは私の想像では支那五千年を通じて一般の民家に行はれ來つた形式であ